

# 第3次所沢市地域福祉計画

## 所沢市成年後見制度利用促進基本計画

# SMILEプラン

令和3年度～令和8年度

令和3年3月  
所沢市



# はじめに

「むかしは全てが〇〇にあった・・・。」

〇〇に入る言葉を考えてみてください。「家族」であったり「地域」であるかもしれません。いやいや、「学校」とか「会社」という言葉を入れる方もおられるかもしれません。

そう、昔はこれら集団で何でもやりくりしていたものでした。保育の機能も教育の機能も福祉や厚生、防犯の機能もある意味備えていたのかもしれません。

しかし、それはまた、私たちにとってしがらみでもありました。自由ではなかったのです（そういうのを社会学者の宮台真司氏は「絆コスト」と名付けておられます）。



人間の進歩は、自由を求めて、実は専門化と外部委託化の流れだったと言えるのかもしれませんが。それはそれで必然だったのだと思います。でも、それだけでは、専門と制度の谷間に落ちてしまい、取り残される人々が出る。トータルな包み込む力と奥行きを社会が失い始めて久しい今、もう一度、包摂力と連携、連帯をもって、そこにどっしりしっかり安心して「居られる」世の中を作っていこう。そういう願いが「地域福祉計画」には込められているのだと考えます。

今回策定する第3次所沢市地域福祉計画では、誰もが安心して「居られる」世の中、すなわち「地域共生社会」の実現に向けて取り組みます。これからは、支援やサービスをする人・される人の境目も、狭間もない時代にしていかなければなりません。これまで支援をされる側だった方も、今度はする側に回っていただく。様々な立場の方がお互いを認め合い、活躍できる地域を、皆様とともにつくっていきたくと考えています。

市としても地域福祉の推進に全力で取り組んでまいります。市民の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたって、ご尽力をいただきました所沢市地域福祉推進委員会及び所沢市成年後見制度推進検討委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や、関係団体の方々に、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和3年3月

所沢市長 藤本正人



# 目次

## ●第3次所沢市地域福祉計画

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>2</b>
1 計画づくりのねらい .....	2
2 計画の基本的な考え方 .....	3
3 策定の背景 .....	6
4 計画の位置づけ・期間 .....	9
<b>第2章 所沢市の現状と課題</b> .....	<b>12</b>
1 統計からみる所沢市の現状 .....	12
2 地域福祉計画策定に関する市民意識調査 .....	22
<b>第3章 計画のめざす姿</b> .....	<b>30</b>
1 基本理念 .....	30
2 基本方針 .....	31
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>32</b>
重点施策A 地域生活課題の解決に向けた取り組みの強化 .....	34
重点施策B 包括的な相談支援体制の充実 .....	36
重点施策C わかりやすい情報提供の充実 .....	38
基本方針Ⅰ 地域福祉のコミュニティづくり（人づくり・地域づくり） .....	40
1 相互理解・共生の推進 .....	40
2 地域活動の促進 .....	42
3 地域で活躍する人材の育成 .....	44
4 地域の居場所づくり、拠点の活用 .....	46
基本方針Ⅱ 身近な地域に広がるネットワークづくり （福祉サービス利用環境の整備） .....	48
5 住民同士の見守り・支え合いの推進 .....	48
6 地域福祉を進めるネットワークの強化 .....	50
7 地域で活躍する団体への支援 .....	52
基本方針Ⅲ 安心・安全に地域で生活できる環境づくり （セーフティネットの整備） .....	54
8 権利擁護の推進 .....	54
9 生活困難者等への支援 .....	56
10 災害時等の安心・安全の仕組みづくり .....	58
11 誰もが住み続けられる地域づくり .....	60
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>62</b>
1 計画の推進にあたって .....	62
2 計画の実現に向けて .....	62
3 留意事項 .....	63

## ●所沢市成年後見制度利用促進基本計画

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>66</b>
1 策定の背景 .....	66
2 計画の位置づけ・期間 .....	67
3 成年後見制度とは .....	68
<b>第2章 成年後見制度を取り巻く状況</b> .....	<b>69</b>
1 全国的な傾向 .....	69
2 所沢市の現況 .....	73
<b>第3章 計画のめざす姿と施策の展開</b> .....	<b>78</b>
1 基本理念 .....	79
2 基本方針 誰もが意思を尊重され、権利が守られる環境づくり .....	79
施策目標1 成年後見制度の周知・啓発 .....	80
コラム「成年後見制度は、どんな人が利用するの？」 .....	82
コラム「法定後見制度はどんな制度？」 .....	83
コラム「任意後見制度はどんな制度？」 .....	83
施策目標2 利用しやすい環境整備と担い手の支援 .....	84
コラム「様々な人が成年後見人になることができます」 .....	86
コラム「日常生活自立支援事業「あんしんサポートねっと」」 .....	87
コラム「市長申立てと報酬助成」 .....	87
施策目標3 地域連携ネットワークの整備 .....	88
<b>第4章 計画の推進</b> .....	<b>91</b>
1 計画の推進にあたって .....	91
2 計画の実現に向けて .....	91
<b>●資料編</b>	
1 第2次所沢市地域福祉計画目標指標の進捗状況 .....	94
2 第3次所沢市地域福祉計画及び所沢市成年後見制度利用促進基本計画の 策定経過 .....	96
3 所沢市地域福祉推進委員会条例及び委員名簿 .....	97
4 所沢市庁内地域福祉推進連絡会議設置要綱及び委員名簿 .....	99
5 所沢市成年後見制度推進検討委員会条例及び委員名簿 .....	101
6 事務局名簿 .....	102



## 第3次所沢市地域福祉計画

# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1 計画づくりのねらい

本市では、平成 17 年度から 10 年間を期間とし、「豊かな心で健やかに暮らせる支え合いのまち」を将来像とする第 1 次地域福祉計画、平成 27 年度からは 6 年間を期間とし、「互いの顔が見える、地域でみまもり支え合えるまち」を基本理念とする第 2 次地域福祉計画（以下「第 2 次計画」という。）に基づき、地域福祉の推進に取り組んできました。

第 2 次計画期間中においては、平成 29 年 1 月に地域福祉の拠点施設として、こどもと福祉の未来館を開館したほか、所沢市社会福祉協議会<sup>1</sup>（以下「社会福祉協議会」という。）では、平成 28 年度より市内全地区にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）<sup>2</sup>を配置し、地域住民や団体等と連携し、地域の福祉課題の解決に向けた様々な取り組みを展開してきました。

国では、平成 28 年に地域共生社会の実現をめざして「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を立ち上げたほか、平成 30 年の社会福祉法改正により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を市町村地域福祉計画に定め、各福祉分野における上位計画として位置づけることとするなど、市町村地域福祉計画に基づく地域福祉の推進が一層要請されています。

こうした中、少子高齢化の進行、世帯構成や生活スタイルの多様化、地域住民同士のつながりの希薄化などに加え、8050 問題<sup>3</sup>などの複合的な課題を抱えている世帯の問題や、ごみ屋敷、ひきこもりや社会的孤立等、既存の支援制度の対象とならない制度の狭間の問題など、新たな課題が顕在化しており、地域を取り巻く状況はますます多様化、複雑化しています。

これら地域を取り巻く課題の解決に向けては、行政、市民、団体、民間事業者、社会福祉法人、社会福祉協議会等が一体となって取り組むことが重要です。そして、様々な取り組みを通じて市民一人ひとりが支え合いの心を育むとともに、自分らしく暮らせるまちづくりを進めていくため、第 3 次所沢市地域福祉計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

1 p.10 参照

2 地域において、個別の相談支援を行いながら、制度の狭間の問題や複数の福祉課題を抱えるケースなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の発見や解決に向けて、地域住民と協働して取り組む専門職。

3 80 歳代の親が 50 歳代の無職やひきこもり状態の子とも同居し、経済的な困窮や社会的な孤立に至ることを表している言葉。

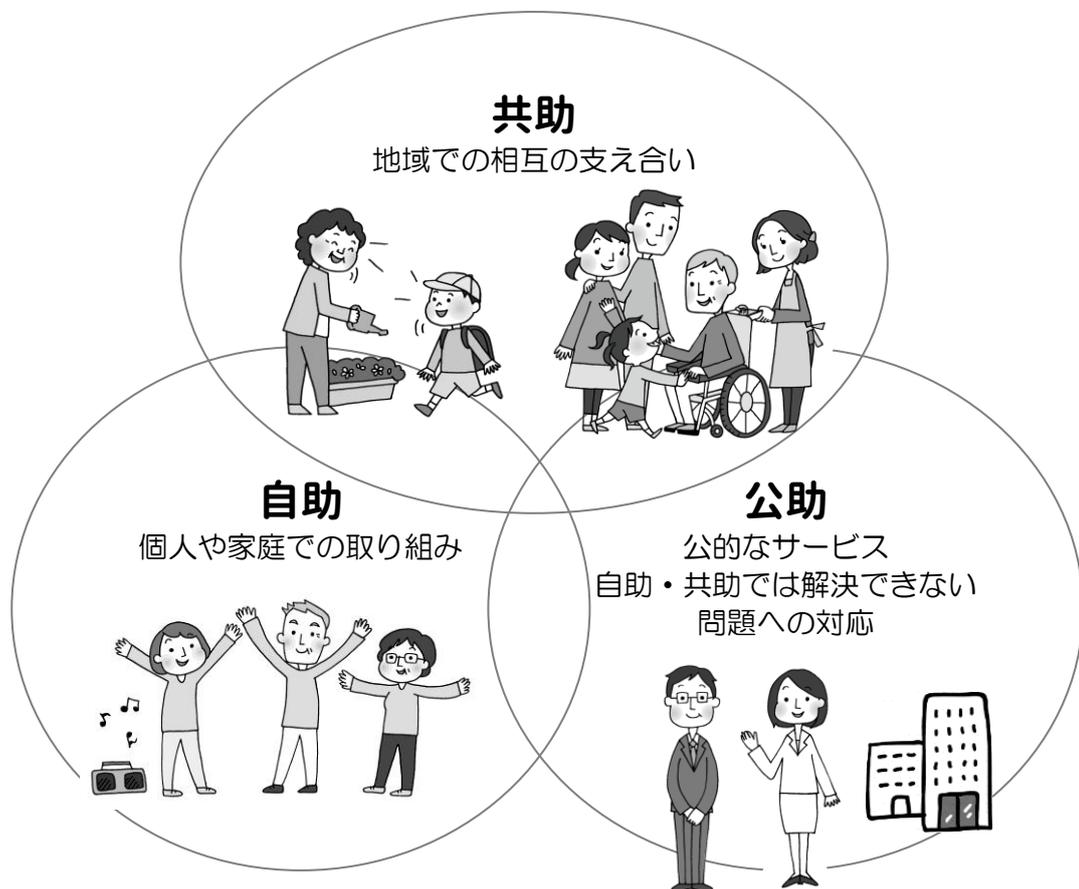
## 2 計画の基本的な考え方

### (1) 地域福祉とは

地域福祉とはそれぞれの地域でみんなが安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者などがお互いに協力して、地域の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

例えば、隣近所の人にあいさつすることや子どもの安全を地域で見守ることなども、地域福祉の活動といえます。

地域福祉の推進には、自助・共助・公助が互いに補い合いながら、それぞれの役割を果たしていくことが求められています。



## (2) 関係者の役割

地域福祉の推進にあたっては、地域にいる全ての関係者が、それぞれの強みを活かし、弱みを補完し合って、地域福祉のコミュニティづくりに取り組むことが求められます。本計画では、関係者に期待される役割を次のように考えます。

### ●市民

自らの住む地域に関心を持ち、ボランティアなどの地域活動への参加を通じて、地域福祉への関心や理解を深め、地域への愛着を持って、社会貢献活動に取り組むことが期待されます。また、一人ひとりの学びが地域福祉の取り組みや地域生活課題の把握につながっていくことが期待されます。

### ●自治会・町内会などの地縁型コミュニティ

地域の見守り・支え合いの活動主体（担い手）となるとともに、地域福祉への関心を高め、取り組みを充実させていくことが期待されます。

### ●ボランティア団体、NPO 法人などの市民活動団体

地域福祉活動の実践や地域生活課題の解決に向けた柔軟な対応を通じ、地域の見守り・支え合いの活動主体（担い手）となるとともに、市民に対し、活動参加の受け皿を提供することが期待されます。

### ●民生委員・児童委員<sup>4</sup>

市民の立場に立った福祉的視点からの相談援助を行うとともに、地域に密着した活動を通じて支援の必要な人や地域生活課題の発見を行うこと、また、市や社会福祉協議会との情報共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

### ●民間事業者

商店（街）や市内企業などが持つ多様な資源を活かし、様々な主体との連携を通じた社会貢献活動等に取り組むことが期待されます。

### ●社会福祉法人

自主的にサービスの質の向上と、多様なサービスの提供を図るとともに、専門性を活かし、積極的に地域福祉の拠点としての役割を発揮し、地域福祉のネットワークに関わることを期待されます。

### ●所沢市社会福祉協議会

行政とは異なる民間組織として、市民と行政や活動団体、専門職などとの間をつなぐ役割を担います。また、地域担当者を置いて、市民から見える体制づくりを進め、様々な機関や地域における社会資源との連携によって、地域福祉活動を推進することが期待されます。

### ●所沢市

公的な福祉サービスを適切に運営し、専門性を必要とする困難事例への対応を担います。また、高齢者支援、障害者支援、子ども・子育て支援などの福祉分野をはじめ、保健・医療、商工・観光、農業、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等、様々な分野の連携のもと、地域で必要な情報の提供、相談体制やサービス供給体制の充実を図ります。

<sup>4</sup> 民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、適切な支援やサービスのつなぎ役として、社会福祉の増進に努める人。

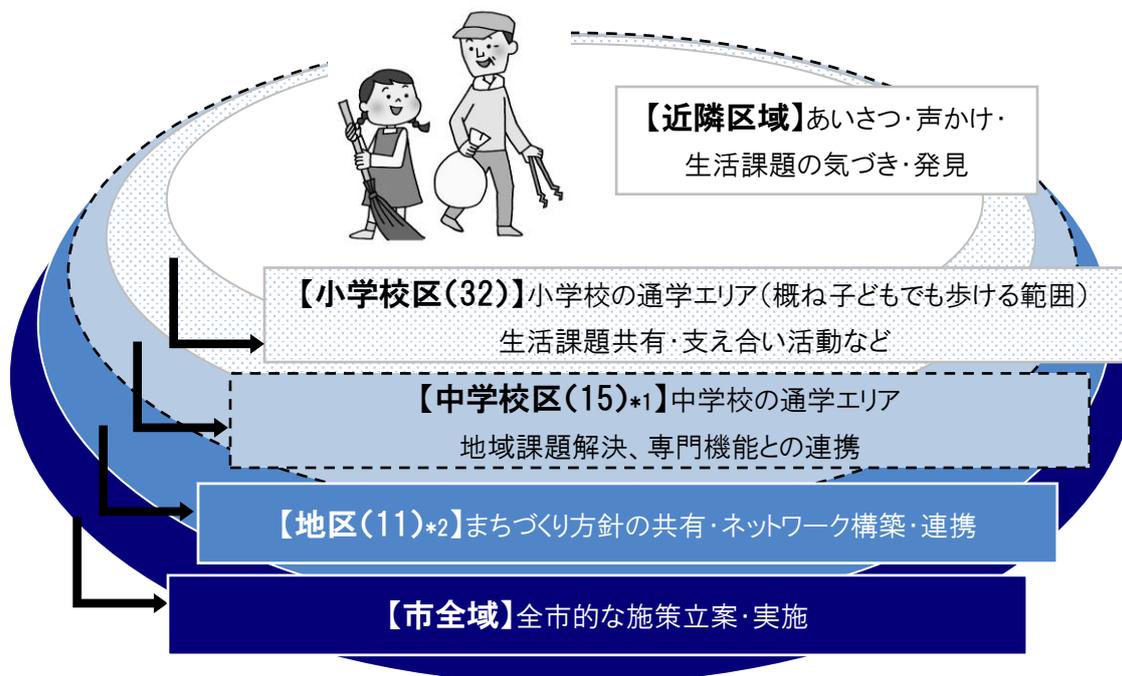
### (3) 圏域の考え方

地域活動は、自治会・町内会などを中心とした近隣区域での最も身近な活動から、市全域にわたる取り組みまで様々です。地域生活課題を把握して、市民が主体的に関わるためには、地域の特性や取り組む内容に応じて、圏域内や圏域間での連携やネットワークを活用し、重層的に取り組むことが必要になります。

#### ●圏域ごとに想定される取り組みの方向

- 近隣区域**：身近な生活課題を発見するために、お互いに顔の見える環境づくり
- 小学校区**：地域の生活課題を共有し、解決につなげるための支え合い活動
- 中学校区**：小学校区では解決困難な地域課題に対する、高齢者支援、障害者支援、子ども・子育て支援などに係る相談拠点（専門機能）との連携
- 地区**：市の地域における基本的な圏域で、それぞれのまちづくりの方針の共有及び圏域内でのネットワークの構築及び連携
- 市全域**：各圏域での地域課題解決の取り組みをより広い範囲で共有を図り、各圏域では解決困難な課題への施策立案及び実施

#### ●圏域の範囲と取り組み内容のイメージ



\*1 民生委員・児童委員協議会及び地域包括支援センター<sup>5</sup>の区割り（14 圏域）など、身近な相談・専門機能が配置される圏域とは必ずしも一致しないため、点線の表示としました。

\*2 市内 11 地区に設置しているまちづくりセンター<sup>6</sup>の所管区域

<sup>5</sup> 保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、住み慣れた地域で高齢者の生活を支える総合機関。

<sup>6</sup> 地域のつながりを形成しながら地域課題の解決に取り組むとともに、市民の自主的なまちづくり活動を支援し、もって豊かな活力ある地域社会の実現に寄与するため、市内 11 地区に設置している。

## 3 策定の背景

### (1) 第2次計画の振り返り

第2次計画の基本理念「互いの顔が見える、地域でみまもり支え合えるまち」の実現に向けて、本市では下記のとおり取り組みました。

#### ●基本方針Ⅰ 地域福祉のコミュニティづくり

「人づくり・地域づくり」のための取り組みとして、相互理解・共生の推進、地域における情報発信、地域で活躍する人材の育成等を進めてきました。

特に、ところざわほっとメール<sup>7</sup>の登録数、ふくし掲示板<sup>8</sup>の設置については、ともに目標値を達成したほか、ボランティアコーディネーター<sup>9</sup>や地域福祉サポーター<sup>10</sup>の育成数などは、計画期間を通じて毎年度実績を伸ばすなど、情報発信や人材育成について、一定程度効果を上げることができたものと考えられます。

#### ●基本方針Ⅱ 身近な地域に広がるネットワークづくり

「福祉サービス利用環境の整備」のための取り組みとして、地域福祉の拠点整備、総合的な相談体制の構築、支え合いの仕組みづくり等を進めてきました。

このうち、兼ねてより整備を進めていたこどもと福祉の未来館が平成29年1月に開館し、市（地域福祉センター）及び社会福祉協議会が連携して地域福祉推進のための取り組みを行っているほか、各団体の活動拠点や世代間交流の場として活用されています。

また、相談体制の構築については、地域包括支援センター<sup>11</sup>や基幹相談支援センター等における専門的な相談支援に加え、こどもと福祉の未来館に設置された福祉の相談窓口<sup>12</sup>において、障害や生活困窮を中心としたワンストップ型の相談支援を開始し、本市の包括的な相談支援体制の構築を進めました。

#### ●基本方針Ⅲ 安心・安全に地域で生活できる環境づくり

「セーフティネットの整備」のための取り組みとして、権利擁護の推進、災害時の安心・安全の仕組みづくり等を進めてきました。

権利擁護については、人権教育の推進や成年後見制度の普及啓発に取り組みました。成年後見制度については、関係所属や関係機関等との連携により申立て支援等の仕組みづくりを進めましたが、一方で、成年後見人の新たな担い手として養成を進めている市民後見人<sup>13</sup>については、法人後見支援員<sup>14</sup>としての実績づくりに留まり、選任に向けた課題が残っています。

災害時の支援体制については、災害時応援協定<sup>15</sup>の締結による福祉避難所<sup>16</sup>の整備等、着実な環境づくりに努めました。

7 いざというときにすぐ知りたい防災・防犯情報をはじめ、イベント情報や人材募集に関する情報、防災行政無線の放送内容などを、利用登録者の携帯電話やスマートフォン、パソコンに本市が発信してお知らせするメール配信サービス。

8 社会福祉協議会で設置を進めている、福祉情報専用の簡易型の掲示板。住民、自治会、民間事業者等の協力を得て住宅のフェンス等に設置し、地域の人が身近な所で福祉情報を得られるようにしている。

9 社会福祉協議会が講座等を通じて養成する、ボランティア活動をしたい人とボランティアをお願いしたい・依頼したい人を結びつける（マッチング）役割を担う人。

10 社会福祉協議会が講座等を通じて養成する、身近な地域で起きている問題などに気づき、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）などへつなぐ人。

11 p.5 参照

12 福祉に関するさまざまな相談に対して、一元的な対応やコーディネートを行う窓口。

13 社会貢献への意欲や倫理観が高く、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた市民の中から、家庭裁判所より選任される成年後見人。

14 法人後見専門員（社会福祉協議会の成年後見制度担当者）から指示を受け、被後見人等に対して支援をする人。

## ●重点施策 A 地域福祉活動の担い手となる人材の活動促進

意欲・関心のある人材の活動促進として、本市では生涯学習推進センターの生涯学習ボランティア人材バンク事業<sup>17</sup>を PR し、登録者数・紹介件数の増加に努めました。また、市民活動支援センター<sup>18</sup>では、地域デビューに向けた講座や、活動団体とのマッチングを目的とした交流会などを開催しました。そのほか、市民大学<sup>19</sup>や高齢者大学、各種講座等を通じて地域福祉の担い手の創出に取り組んでいます。

また、社会福祉協議会では、関係者と連携しながら地域福祉課題の解決をめざす人材として期待される地域福祉サポーターの養成に取り組んでおり、計画の当初 30 人であった養成者数は令和元年度実績で 225 人と養成が進みました。地域福祉サポーターとして養成された方は、各地域で地域サロン<sup>20</sup>の立ち上げ・運営などに携わっているほか、定期的にフォローアップを受けながら活動しています。

## ●重点施策 B 地域福祉の拠点を通じた福祉情報の提供

こどもと福祉の未来館を情報収集・発信の拠点としても位置づけ、社会福祉協議会と連携しながら福祉サービス、地域活動や活動団体等、各種福祉情報の発信に努めました。

また、それぞれの地域における身近な拠点として、地域で活動する団体を中心に、地域サロンなどの立ち上げが進みました。今後は、これらのより身近な拠点からの情報発信や、拠点の利用促進などにも取り組みます。

## ●重点施策 C 地域福祉課題の解決に向けた推進体制の構築

地域の福祉課題を早期に発見し、解決に向けて地域で活動する様々な主体間の連携を図るコミュニティソーシャルワーカー（CSW）<sup>21</sup>が、社会福祉協議会により市内全 11 地区に配置されました。認知度はいまだ低い水準にありますが、それぞれの地域の状況に応じて、地域住民、民生委員・児童委員<sup>22</sup>、地域包括支援センター<sup>23</sup>、地域づくり協議会<sup>24</sup>等と協力・連携を図りながら課題解決へ取り組んでいます。

また、地域福祉計画の素案検討のほか、地域福祉に関連する情報を共有し、各関連分野における取り組みの効果的な運用を図るため、所沢市庁内地域福祉推進連絡会議を設置しました。

15 災害発生時における各種応急復旧活動や応急物資の提供等、人的、物的支援について自治体と民間事業者や関係機関、または自治体間で締結される協定。

16 災害時に指定避難所に避難した高齢者や障害者などが指定避難所では十分な支援が受けられないと判断される場合に、市内の高齢者施設、障害者施設、児童施設などに開設し、被災者の救援、救護活動を実施する場所。

17 持っている知識や技術を地域の皆さんに役立てたい方と、知識や技術を求めている方の出会いのきっかけを作る制度。

18 平成 23 年 10 月に開設した、市民活動（市民が自主的かつ自発的に行う公益的な場）を支援し、促進するための拠点施設。

19 市民の誰もが参加でき、市民と行政が協働で企画・運営する学習の場。現代的課題をテーマに学びを深め、地域の仲間づくりを進めて、各人の自立した地域参加を応援していく講座。

20 地域の高齢者や子育てママ等が身近な所で気軽に集まり、出会い、交流し、仲間づくりを行う「場」。

21 p.2 参照

22 p.4 参照

23 p.5 参照

24 団体等で構成され、地区の全域において地域づくりを行うことを目的として組織された自治組織。

## (2) 近年の動向

地域福祉計画は、平成 12 年の社会福祉法により法制化され、高齢者、障害者、児童などの分野別の計画を「総合化」すること、また、その趣旨や性格から住民参加のもとに策定されるものとして、各自治体で策定が進められています。

本市では、平成 17 年に第 1 次計画を策定以降、地域社会や法制度等の変遷を踏まえ、策定や進捗状況の確認を行っているところです。

他方、地域では、少子高齢化の進行、世帯構成や生活スタイルの多様化、地域住民同士のつながりの希薄化などに加え、単身高齢者の増加、ごみ屋敷、ひきこもりや社会的孤立など、様々な分野の課題が絡み合って多様化、複雑化しています。

国では、こうした人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして地域共生社会の実現をめざしています。この地域共生社会は、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」とされています（平成 29 年、厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）。

平成 30 年 4 月には地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、社会福祉法が改正され、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされました（第 107 条）。また、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」（第 107 条第 1 項第 1 号）や「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」（第 106 条の 3 第 1 項各号）が、計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。

更に令和元年には、国の地域共生社会推進検討会の「最終とりまとめ」において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援による新たな事業の創設が提言されました。この提言を踏まえた新事業として、「重層的支援体制整備事業」（p.37 参照）を創設することを含む社会福祉法の改正が令和 3 年 4 月に予定されています。

## 4 計画の位置づけ・期間

### (1) 計画の法的位置づけ

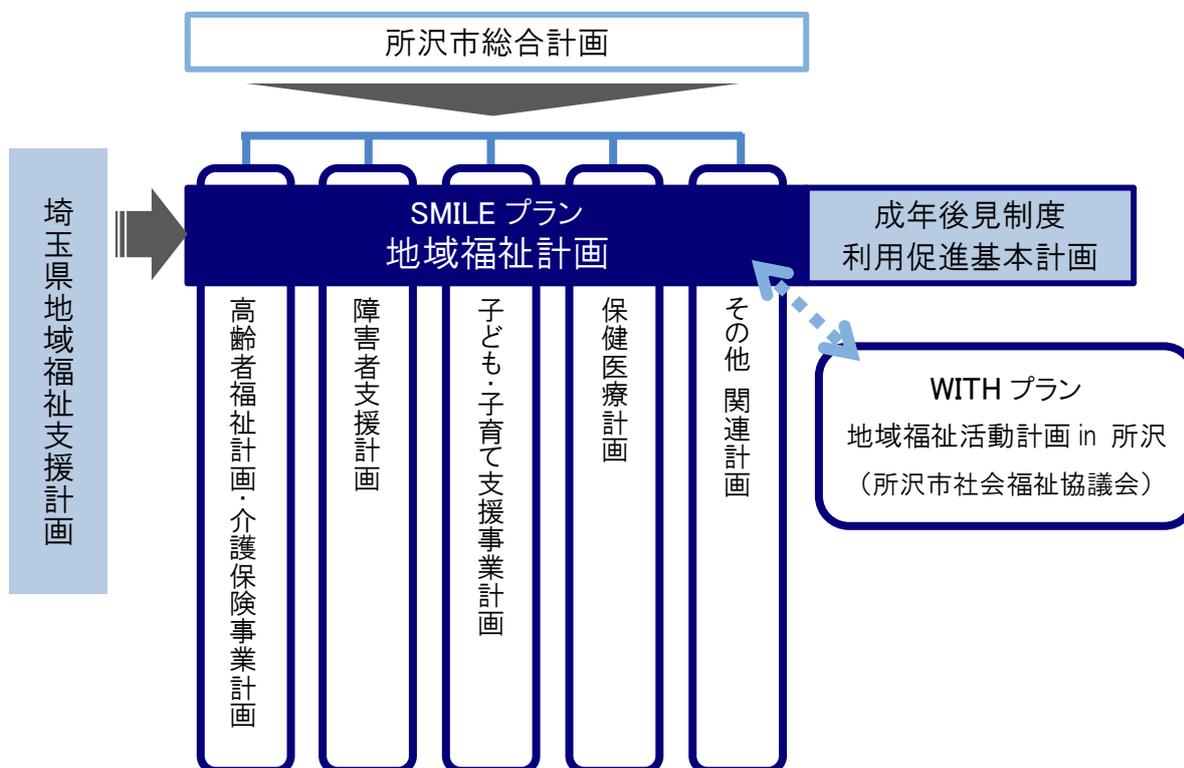
本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく、市町村地域福祉計画であり、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定される成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を包含するものです。

成年後見制度については、第 2 次所沢市地域福祉計画の基本施策「権利擁護の推進」に位置づけていましたが、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行を受け、所沢市成年後見制度利用促進基本計画として独立させることとしました。一方で、個人の意思の尊重や自立、安心・安全な地域生活の実現等、地域共生社会の実現につながる仕組みづくりでもあることから、第 3 次所沢市地域福祉計画と連携し、同一の理念のもと、一体的に策定するものです。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立支援方を盛り込んだ計画としても位置づけています。

### (2) 関連計画

所沢市総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえています。同時に、各種福祉関連計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者支援計画、子ども・子育て支援事業計画、保健医療計画等）を横断的につなぎ、相互に調和を図りながら、福祉施策を推進する役割を担っています。



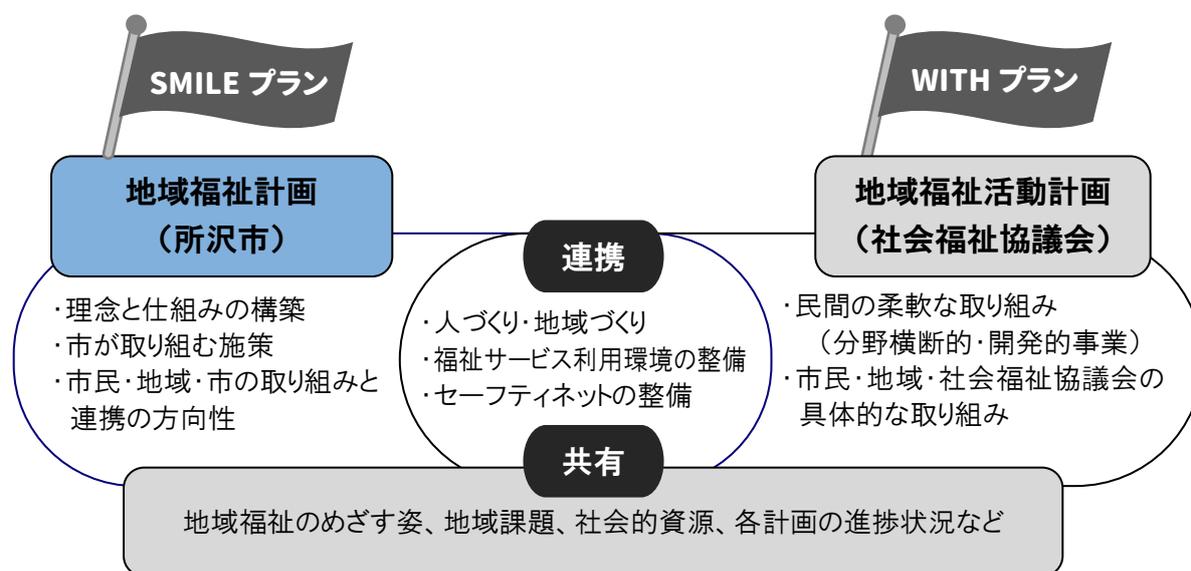
### (3) 地域福祉活動計画との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、市民とともに、誰もが安心して暮らせる支え合いの福祉のまちづくりを進めることを使命とする、営利を目的としない民間組織です。

地域福祉活動計画は、この社会福祉協議会が呼び掛けて、地域住民や多様な機関・団体などが協力して策定する、地域福祉を推進するための民間計画で、所沢市社会福祉協議会では、「地域福祉活動計画 in 所沢」を策定しています。この計画では、支え合いのまちづくりを、市民が主体となり一緒につくっていくという意味を込め、「WITH プラン」の名称をつけています。この「WITH」（「一緒に」「ともに」）は、4つの英単語（Well-being：健やかに、Independent：自分らしく、Together：支え合う、Heart：心やさしい）の頭文字から構成されています。

社会福祉協議会の「第5次地域福祉活動計画 in 所沢」（WITH プラン）と、本市が策定する「第3次所沢市地域福祉計画」（SMILE プラン、愛称については p.30 参照）は、ともに市民参加を通じて本市の地域福祉の推進を図るという共通の目的を持ち、互いに連携し合う関係にあります。

#### ■本計画と地域福祉活動計画との関係



“WITH SMILE”で  
(笑顔で)  
地域福祉を推進します



詳細は p.30 をご覧ください

## (4) 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

計画/年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	第6次所沢市総合計画 前期基本計画 (令和元年度～令和6年度)				後期基本計画 (令和7年度～令和10年度)	
地域福祉計画 成年後見制度利用 促進基本計画	第3次所沢市地域福祉計画 所沢市成年後見制度利用促進基本計画 (令和3年度～令和8年度)					
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第8期所沢市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度)			第9期		
障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	第5次所沢市障害者支援計画 (令和3年度～令和5年度)			第6次		
子ども・子育て支援 事業計画	第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)				第3期	
保健医療計画	第2次所沢市保健医療計画 (令和2年度～令和7年度)					第3次
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第5次地域福祉活動計画 in 所沢 (令和3年度～令和8年度)					

### 《参考》所沢市地域福祉計画の期間

第1次計画：平成17年度～平成26年度（10年間）

第2次計画：平成27年度～平成32（令和2）年度（6年間）

# 第2章 所沢市の現状と課題

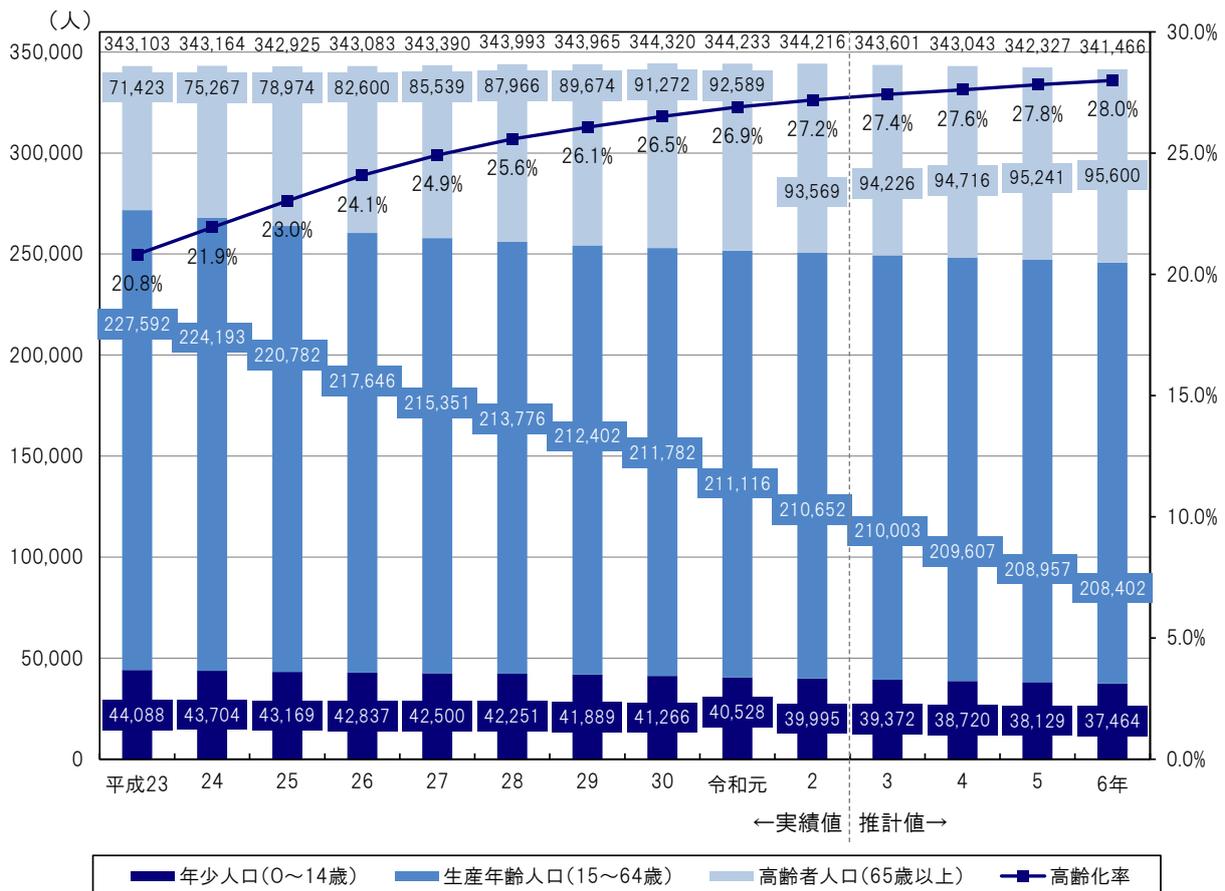
## 1 統計からみる所沢市の現状

### (1) 人口と世帯の状況

本市の人口は、10年間にわたって34万2千人台から34万4千人台で推移してきましたが、今後減少傾向に転じることが予測されています。

また、年齢階級別にみると、生産年齢人口が年々減少する一方で、高齢者人口が増加しています。高齢化率は、平成23年から10年間で約6ポイント増加し、令和2年時点で27.2%となっています。

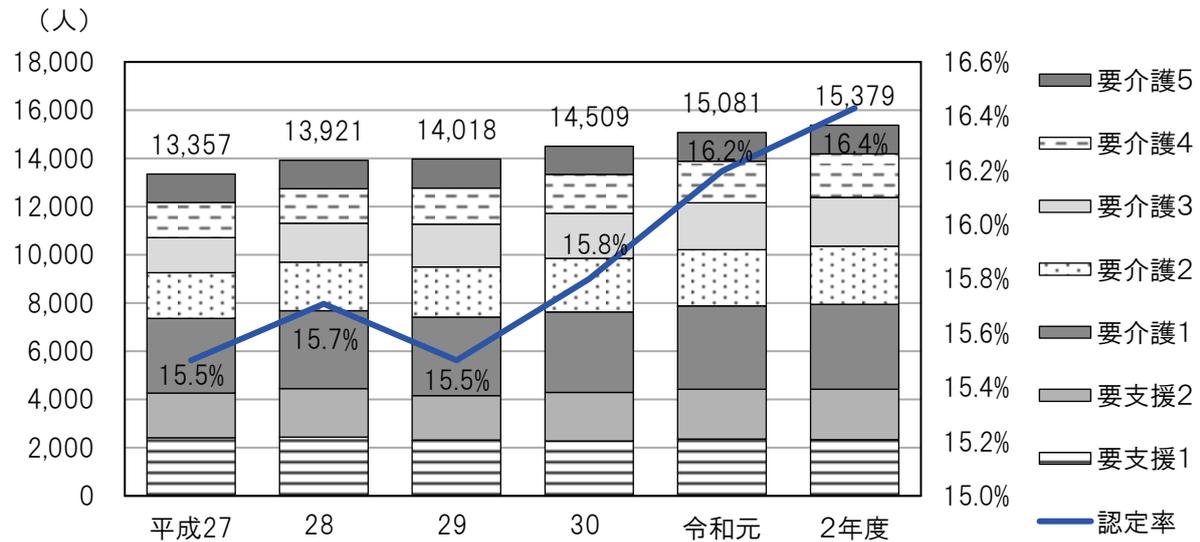
■本市における年齢階級別人口及び高齢化率の推移と推計



実績値出典：住民基本台帳(各年12月31日)  
 推計値出典：経営企画課(第6次所沢市総合計画実施計画(2020~2023)における人口推計で、令和元年12月31日を基準日とした推計値)

要支援・要介護認定者数の推移をみると、過去6年間で2,022人増加しており（約1.2倍）、高齢者人口に占める割合（認定率）も上昇しています。

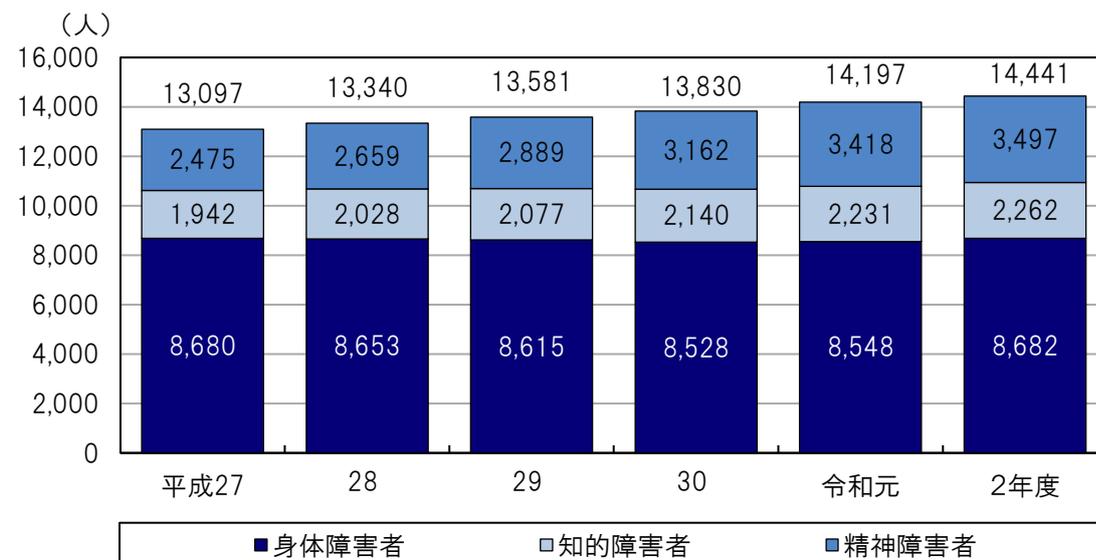
■本市における要支援・要介護認定者数(第2号被保険者を除く)及び認定率の推移



出典:介護保険課(各年度末時点、令和2年度のみ9月30日時点)

障害者手帳所持者数の推移をみると、知的障害者と精神障害者が増加傾向にあります。特に精神障害者については、6年間で約1.4倍と、増加率が高くなっています。

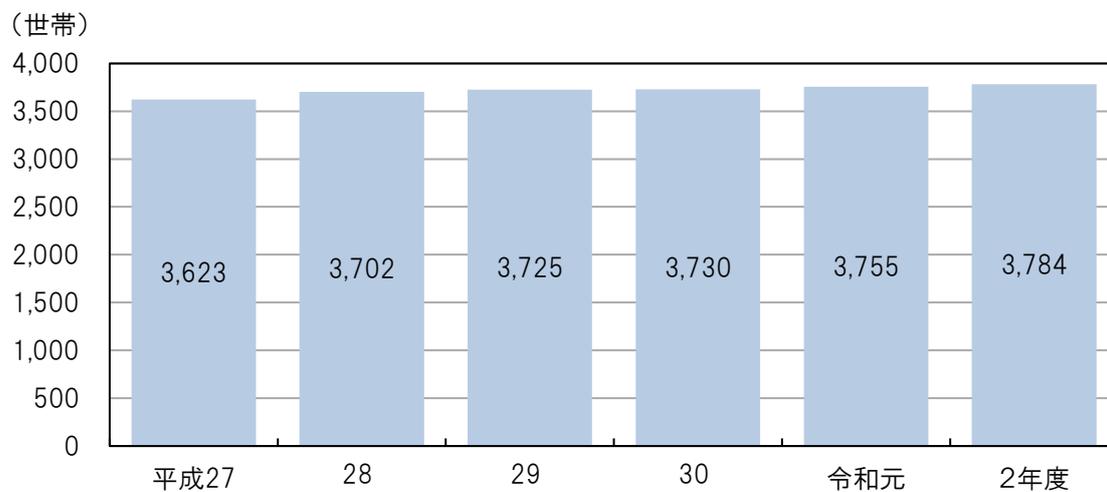
■本市における障害者手帳所持者数の推移



出典:障害福祉課、健康管理課(各年度末時点、令和2年度のみ9月30日時点)

生活保護受給世帯数の推移をみると、微増傾向にあります。

■本市における生活保護受給世帯数の推移

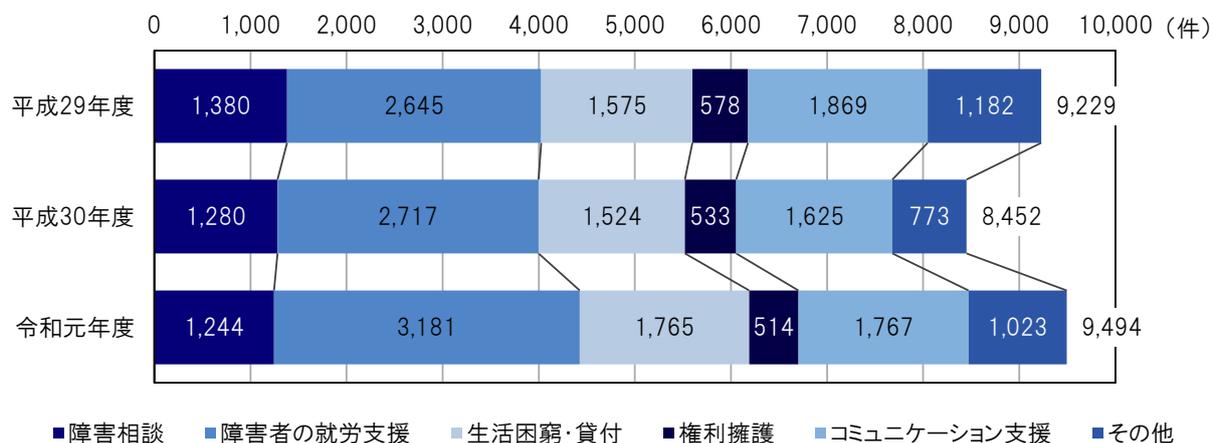


出典：生活福祉課(各年度末時点、令和2年度のみ9月30日時点)

## (2) 相談の状況

こどもと福祉の未来館に設置している福祉の相談窓口<sup>25</sup>の推移をみると、令和元年度は9,494件となっています。内容別にみると、障害者の就労支援が最も多く、次いでコミュニケーション支援、生活困窮・貸付となっています。

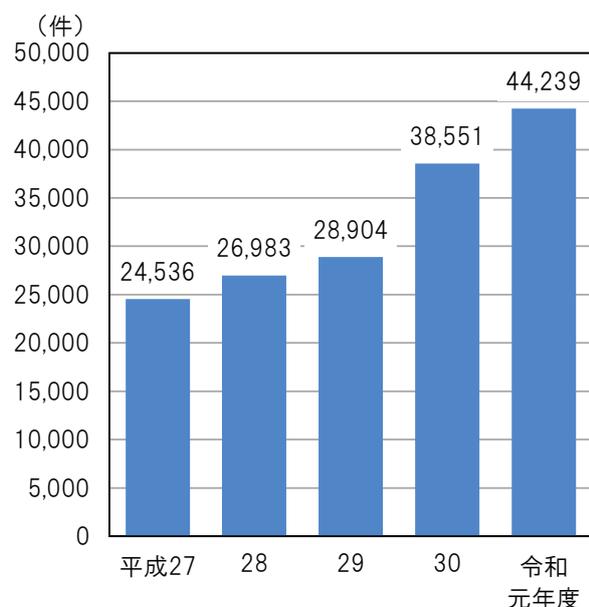
■福祉の相談窓口の相談件数の推移(内容別)



出典：地域福祉センター(各年度末時点)

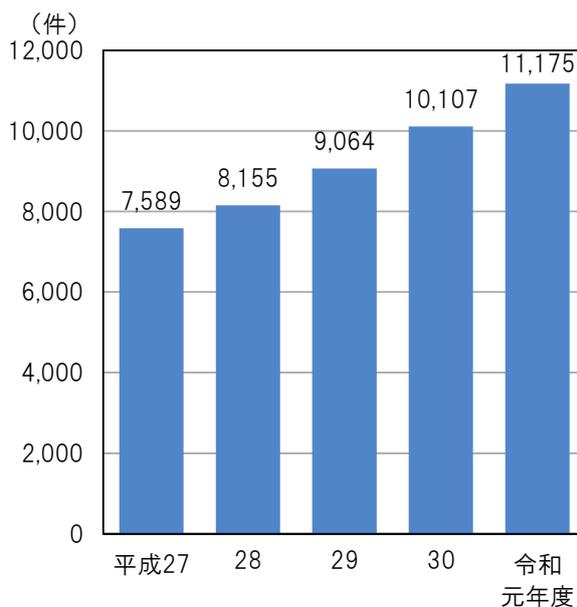
地域包括支援センター<sup>26</sup>の相談件数及び基幹相談支援センター等の相談件数の推移をみると、いずれも増加傾向にあります。

■地域包括支援センターの相談件数の推移



出典：高齢者支援課(各年度末時点)

■基幹相談支援センター等の相談件数の推移

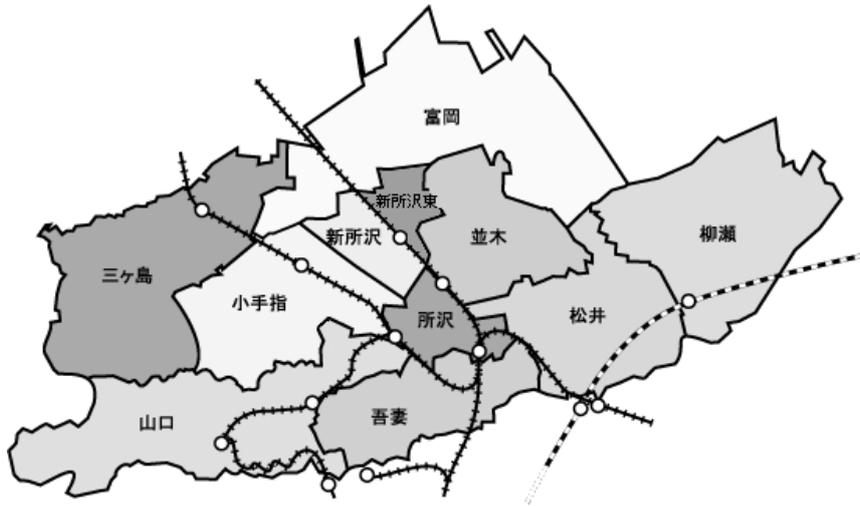


出典：障害福祉課(各年度末時点)

25 p.6 参照  
26 p.5 参照

### (3) 地区別の状況

本市は東西に広く駅周辺等のにぎわいが形成される一方で、狭山丘陵や三富新田など自然豊かな地域が残り、市内 11 地区の住環境や人口推移などについても様々です。



記載内容出典：「所沢市都市計画マスタープラン」「所沢市地域づくりガイドライン」  
 各データ出典：①②住民基本台帳（令和 2 年 12 月 31 日現在）※③④⑤…左記台帳を基に積算  
 ⑥⑦⑧「令和 2 年度版 所沢市市民意識調査報告書」  
 ⑨地域づくり推進課（令和 2 年 4 月 1 日現在）  
 ⑩地域福祉センター（令和 3 年 1 月 1 日現在）

#### 所沢地区

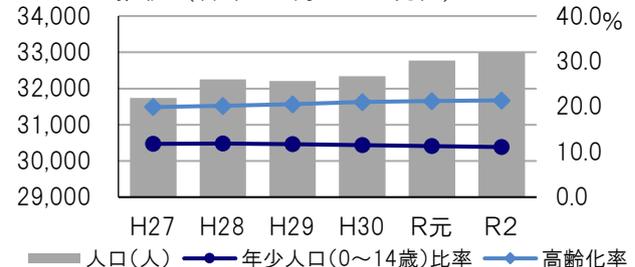
所沢地区は、江戸時代から交通の要衝として栄え、秩父巡拝道と鎌倉街道との交差点周辺に形成された宿場として発展し、現在の中心市街地を形成しています。所沢駅周辺は、本市における都市機能の中心地となっていますが、ファルマン通りから銀座通りにかけては、平成 7（1995）年の超高層マンションの開発に始まり、多くのマンションが建設され、都市型住宅などの供給も行われています。

一方で、市外での大型商業施設の立地などにより、商店街の機能や活力の低下が見られるほか、慢性的な交通渋滞、多くの狭あい道路や密集市街地など、交通や防災面などの課題があり、商業の活性化や安全・安心な住環境の整備が求められています。

#### ■基本データ

	単位	所沢地区	市全体
① 人口	人	32,985	344,216
② 世帯数	世帯	17,173	163,555
③ 一世帯あたり人員	人	1.92	2.10
④ 高齢化率	%	21.4	27.2
⑤ 平均年齢	歳	44.5	46.6
⑥ 所沢市への愛着度	%	90.3	87.4
⑦ 定住意向	%	87.8	83.7
⑧ 居住環境の満足度	%	67.1	67.2
⑨ 自治会等加入世帯数	世帯	12,162	96,973
加入率	%	71.7	59.8
民生委員・児童委員数	人	52	478
充足率	%	100	96.37

#### ■人口の推移（各年 12 月 31 日現在）



#### ■地区の現況

令和元年 6 月 29 日に「所沢地域づくり協議会」を設立。同年度には、設立を P R するため「ところざわ地区生活お役立ちマップ(高齢者向け・一般向け)」を作成し、令和 2 年度には、地域の文化伝承を記録した冊子「所沢地区は、こんな街！」を作成した。今後更に各団体間での情報共有、連携強化を推進していく。

## 松井地区

松井地区は、急激な市街化により農地と住宅地が混在しているほか、狭あい道路が多く、交通や防災面などで課題があり、安全・安心な住環境の整備が求められています。

一方、東所沢駅周辺は、土地区画整理事業により都市基盤が整備されたゆとりある良好な市街地が形成され、都市機能などの立地も進んできました。

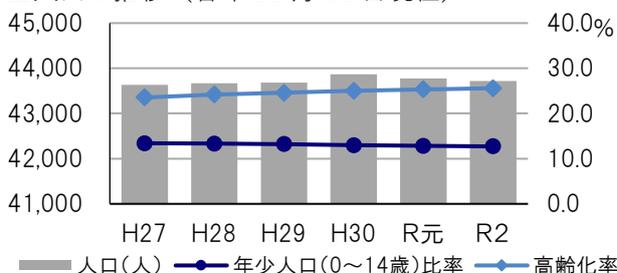
今後は「COOL JAPAN FOREST 構想」の進捗や都市高速鉄道 12 号線の延伸を見据え、広域生活拠点として一層の充実を図る必要があります。

### ■基本データ

	単位	松井地区	市全体
① 人口	人	43,718	344,216
② 世帯数	世帯	20,074	163,555
③ 一世帯あたり人員	人	2.18	2.10
④ 高齢化率	%	25.6	27.2
⑤ 平均年齢	歳	45.5	46.6
⑥ 所沢市への愛着度	%	88.9	87.4
⑦ 定住意向	%	85.5	83.7
⑧ 居住環境の満足度	%	65.3	67.2
⑨ 自治会等加入世帯数	世帯	11,327	96,973
加入率	%	56.8	59.8
⑩ 民生委員・児童委員数	人	25	478
充足率	%	96.15	96.37
⑪ 民生委員・児童委員数	人	29	478
充足率	%	100	96.37

※⑩…松井東地区 ⑪…松井西地区

### ■人口の推移（各年 12 月 31 日現在）



### ■地区の現況

平成26年7月5日に「松井まちづくり協議会」を設立。構成団体を5部会に振り分け、活動を行っている。広報紙「まついむら」の配布や文化歴史・自然環境遺産認定事業に特色がある。人材発掘・育成、地域課題の掘り起こし方法やその情報共有などの仕組みづくりを進めている。

## 柳瀬地区

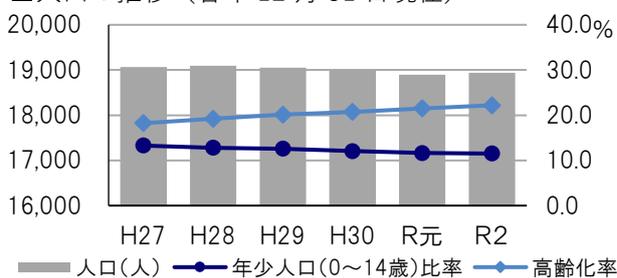
柳瀬地区は、半分近くが農地として利用されており、滝の城址公園、柳瀬川とその周辺など、みどりが豊富な地区となっています。東所沢駅周辺は、土地区画整理事業により都市基盤が整備されたゆとりある良好な市街地が形成され、都市機能などの立地も進んできました。

今後は「COOL JAPAN FOREST 構想」の進捗や都市高速鉄道 12 号線の延伸を見据え、広域生活拠点として一層の充実を図る必要があります。国道 463 号の沿道などには、大規模な流通業務施設が進出しており、これらの施設と周辺環境との調和が求められています。

### ■基本データ

	単位	柳瀬地区	市全体
① 人口	人	18,939	344,216
② 世帯数	世帯	8,875	163,555
③ 一世帯あたり人員	人	2.13	2.10
④ 高齢化率	%	22.2	27.2
⑤ 平均年齢	歳	44.6	46.6
⑥ 所沢市への愛着度	%	81.8	87.4
⑦ 定住意向	%	79.4	83.7
⑧ 居住環境の満足度	%	64.7	67.2
⑨ 自治会等加入世帯数	世帯	4,060	96,973
加入率	%	45.9	59.8
⑩ 民生委員・児童委員数	人	25	478
充足率	%	100	96.37

### ■人口の推移（各年 12 月 31 日現在）



### ■地区の現況

平成28年7月2日に「柳瀬地区まちづくり協議会」を設立。地域行事やイベント開催をとおして、各団体間のつながりを深め、情報共有と地域課題に協働で取り組む体制を整備している。地区・中学校合同体育祭や地区文化祭など地域一体の取組に特色があり、人材発掘・育成に寄与している。

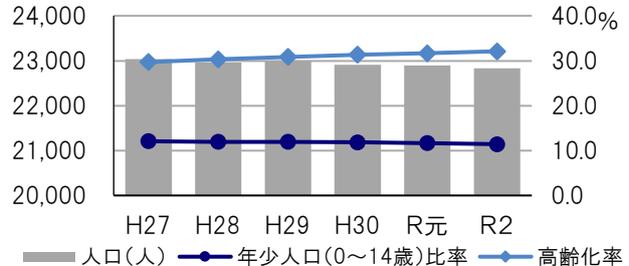
## 富岡地区

富岡地区は、大半が市街化調整区域に指定されており、農地や雑木林などが広がっています。市街化調整区域には、古くからの住宅地や歴史ある三富新田といった農地などがあり、田園風景が広がり、本市における都市近郊農業の中心となっています。近年では、相続などによる雑木林の売却、後継者不足による農地の減少など、貴重なみどりが徐々に減少しています。市街化区域では、東部に位置する中富南部地区で土地区画整理事業が行われ、地区計画による良好な住環境の市街地が形成されています。

### ■基本データ

	単位	富岡地区	市全体
① 人口	人	22,833	344,216
② 世帯数	世帯	10,038	163,555
③ 一世帯あたり人員	人	2.27	2.10
④ 高齢化率	%	32.1	27.2
⑤ 平均年齢	歳	48.7	46.6
⑥ 所沢市への愛着度	%	85.3	87.4
⑦ 定住意向	%	79.7	83.7
⑧ 居住環境の満足度	%	68.5	67.2
⑨ 自治会等加入世帯数	世帯	5,955	96,973
加入率	%	59.7	59.8
⑩ 民生委員・児童委員数	人	31	478
充足率	%	96.88	96.37

### ■人口の推移（各年12月31日現在）



### ■地区の現況

平成26年9月27日に「富岡地域づくり協議会」を設立。平成28年度には富岡福祉プロジェクト（地域福祉部会と地域ケア会議<sup>27</sup>の合同会議体）を開始し、地域福祉課題に取り組み、地域内事業所と連携し、「買い物支援」のシステムを構築する。地域の事業所との連携は「買い物支援」にとどまらず、ウォークラリー大会など実例が豊富。

## 新所沢地区

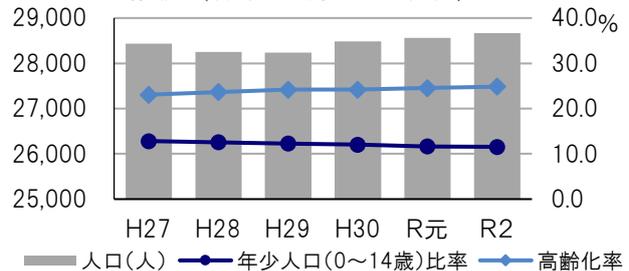
新所沢地区は、新所沢駅を中心に多くの都市機能が集積しており、市内でも所沢地区に次いでにぎわいと活気のある地区です。昭和30年代以降の土地区画整理事業により、都市基盤が整備されていますが、地区の一部で都市機能の更新時期を迎えつつあり、独立行政法人都市再生機構による団地の建替えや行政施設の整備などが行われてきました。

また、土地区画整理事業が行われていない地区では狭あい道路が多く、交通や防災面などで課題があり、安全・安心な住環境の整備が求められています。

### ■基本データ

	単位	新所沢地区	市全体
① 人口	人	28,669	344,216
② 世帯数	世帯	13,873	163,555
③ 一世帯あたり人員	人	2.07	2.10
④ 高齢化率	%	24.9	27.2
⑤ 平均年齢	歳	46.2	46.6
⑥ 所沢市への愛着度	%	92.9	87.4
⑦ 定住意向	%	85.2	83.7
⑧ 居住環境の満足度	%	72.0	67.2
⑨ 自治会等加入世帯数	世帯	8,211	96,973
加入率	%	59.8	59.8
⑩ 民生委員・児童委員数	人	42	478
充足率	%	95.45	96.37

### ■人口の推移（各年12月31日現在）



### ■地区の現況

平成26年7月12日に「新所沢まちづくり協議会」を設立。当初は地域のふるさと探しに映画上映や会議での意見交換を重ねてきたが、その後一歩前進し、ふるさと作りの一環として「駅前イルミネーション事業」に取り組んでいる。今後も色々な取組を通じて、地域のふるさと化を目指していく。

27 地域包括支援センターがそれぞれの担当地区の中心となり、様々な立場の関係者の参加の下で地域における課題の把握や対応策の検討を行う会議。

## 新所沢東地区

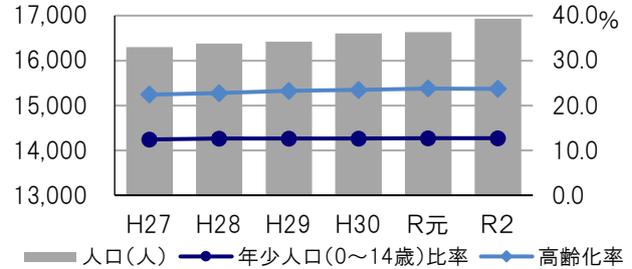
新所沢東地区は、昭和40年代に新所沢駅周辺の民間開発により、急激な宅地化が進んだ地区です。地区内にはスーパーマーケットなどの商業施設も多く、利便性の高い地域ですが、都市基盤や住宅の老朽化などの問題をはじめ、良好な住環境の保全が課題となっています。

また、地区の一部では狭い道路や変則的な交差点があるほか、公園・緑地の不足など、交通や防災面などで課題があり、安全・安心な住環境の整備や駅前商業地の活性化も求められています。

### ■基本データ

	単位	新所沢東地区	市全体
① 人口	人	16,928	344,216
② 世帯数	世帯	8,386	163,555
③ 一世帯あたり人員	人	2.02	2.10
④ 高齢化率	%	23.7	27.2
⑤ 平均年齢	歳	45.1	46.6
⑥ 所沢市への愛着度	%	89.2	87.4
⑦ 定住意向	%	84.4	83.7
⑧ 居住環境の満足度	%	71.3	67.2
⑨ 自治会等加入世帯数	世帯	5,297	96,973
加入率	%	64.1	59.8
⑩ 民生委員・児童委員数	人	28	478
充足率	%	100	96.37

### ■人口の推移（各年12月31日現在）



### ■地区の現況

平成27年6月20日に「しんとこイーストネット（新所沢東まちづくり協議会）」を設立。地域課題に即した3部会制を採るが、どの部会に参加するかは団体の任意である点に特徴がある。とこちゃん体操の普及活動、子育て情報&MAP作成、高齢者交通安全教室などの事業を実施している。

## 三ヶ島地区

狭山ヶ丘駅を中心に住宅地が形成されるとともに、その周辺の市街化調整区域には住宅と農地が共存しています。狭山ヶ丘駅東口側は、土地区画整理事業により都市基盤が整備され、良好な市街地が形成されています。また隣接した地区では、現在、土地区画整理事業により道路などの都市基盤整備が進められています。

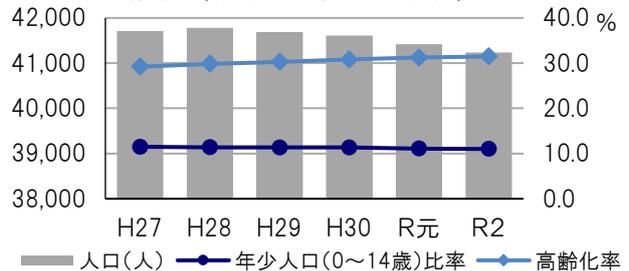
一方、駅西口周辺は昭和40年代からの急激な宅地化により、狭い道路が多く、オープンスペースも少ない密集市街地となっており、交通や防災面などの課題があり、安全・安心な住環境の整備が求められています。

### ■基本データ

	単位	三ヶ島地区	市全体
① 人口	人	41,231	344,216
② 世帯数	世帯	19,250	163,555
③ 一世帯あたり人員	人	2.14	2.10
④ 高齢化率	%	31.5	27.2
⑤ 平均年齢	歳	48.6	46.6
⑥ 所沢市への愛着度	%	87.5	87.4
⑦ 定住意向	%	86.3	83.7
⑧ 居住環境の満足度	%	62.3	67.2
⑨ 自治会等加入世帯数	世帯	11,815	96,973
加入率	%	61.6	59.8
⑩ 民生委員・児童委員数	人	29	478
充足率	%	100	96.37
⑪ 民生委員・児童委員数	人	32	478
充足率	%	100	96.37

※⑩…三ヶ島第一地区 ⑪…三ヶ島第二地区

### ■人口の推移（各年12月31日現在）



### ■地区の現況

平成25年3月16日に「三ヶ島まちづくり推進会議」を設立。令和2年6月「三ヶ島まちづくり協議会」と名称を変更。地域安全部会では、高齢者対象交通安全教室や振り込め詐欺防止講座を開催。地域福祉部会では、認知症サポーター養成講座や「人生100年時代をどう生きるか」と題した講演会を開催するなど、各部会・団体間での情報共有と地域課題に協働で取り組む体制を整備している。

## 小手指地区

小手指地区は、小手指駅周辺の中高層住宅地や低層住宅地、市街化調整区域の住宅地、農地、雑木林などが共存する地区です。昭和40年代に土地区画整理事業により都市基盤が整備され、商業・業務施設などが立地しており、近年では駅北口に超高層マンションが建設され、ハナミズキ通りは無電柱化が行われるなど、街の姿や景観も変化しています。

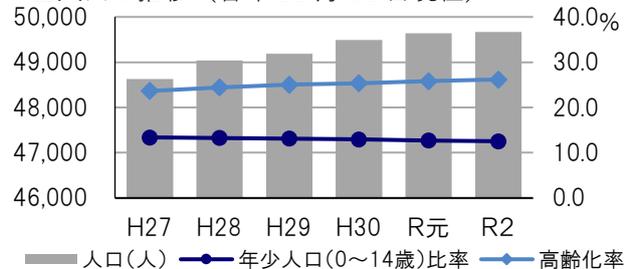
一方で、小手指駅周辺を離れると、狭あい道路が多いなど、交通や防災面などで課題があり、安全・安心な住環境の整備が求められています。

### ■基本データ

	単位	小手指地区	市全体
① 人口	人	49,669	344,216
② 世帯数	世帯	22,804	163,555
③ 一世帯あたり人員	人	2.18	2.10
④ 高齢化率	%	26.2	27.2
⑤ 平均年齢	歳	46.0	46.6
⑥ 所沢市への愛着度	%	87.8	87.4
⑦ 定住意向	%	81.5	83.7
⑧ 居住環境の満足度	%	68.2	67.2
⑨ 自治会等加入世帯数	世帯	13,166	96,973
加入率	%	58.1	59.8
⑩ 民生委員・児童委員数	人	39	478
充足率	%	97.50	96.37
⑪ 民生委員・児童委員数	人	26	478
充足率	%	96.30	96.37

※⑩…小手指第一地区 ⑪…小手指第二地区

### ■人口の推移（各年12月31日現在）



### ■地区の現況

平成26年1月25日に「小手指まちづくり協議会」を設立。「小手指地域マップ」や「小手指方言かるた」を作成。また、小手指のマスコットとしてプラ板の「こてまる」を作成し、地域への愛着度アップを目的として、新小学1年生に毎年配付するなど、地区の資源の再確認と地域への協議会活動の情報発信を行っている。

更に協議会として、各部会及び部会間の連携強化を進め、魅力ある地域づくりに努めている。

## 山口地区

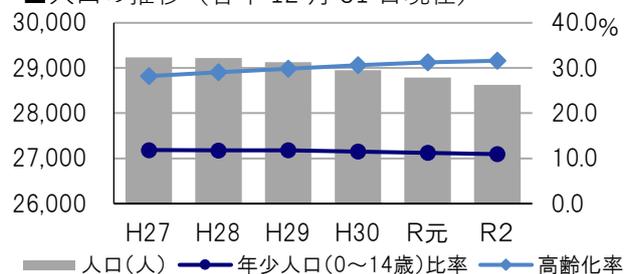
山口地区は、都心近郊の貴重な自然である狭山丘陵地にあり、地区南西部の市街化調整区域は狭山近郊緑地保全区域に指定されています。

一方、市街化区域内には、中央部に椿峰ニュータウン、東部に三井団地などの良好な住宅地が整備されています。これらの計画的に開発された住宅地以外では、歩道などが設置されていない幹線道路や狭あい道路が多く、また丘陵地であることから、斜面地が多いなど交通や防災面などで課題があり、安全・安心な住環境の整備が求められています。

### ■基本データ

	単位	山口地区	市全体
① 人口	人	28,621	344,216
② 世帯数	世帯	12,999	163,555
③ 一世帯あたり人員	人	2.20	2.10
④ 高齢化率	%	31.6	27.2
⑤ 平均年齢	歳	48.8	46.6
⑥ 所沢市への愛着度	%	83.4	87.4
⑦ 定住意向	%	80.7	83.7
⑧ 居住環境の満足度	%	65.9	67.2
⑨ 自治会等加入世帯数	世帯	6,663	96,973
加入率	%	51.6	59.8
⑩ 民生委員・児童委員数	人	38	478
充足率	%	97.44	96.37

### ■人口の推移（各年12月31日現在）



### ■地区の現況

平成24年12月1日に「山口まちづくり推進協議会」を設立。地区の福祉関連団体を地域福祉部に統合して負担軽減と福祉課題の情報共有を図った。人材発掘・育成の一環として地域の方を協議会の専従事務員として配置する取組を行った。また、学習文化部会では、地域の名所・旧跡を網羅した「山口ほほえみウォーキングマップ」を作成し、地域の魅力アップと健康の増進を図った。

## 吾妻地区

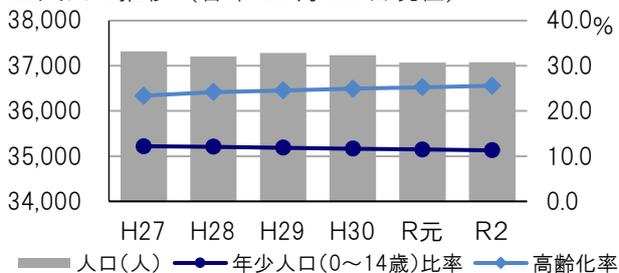
吾妻地区は、昭和40年代以降、多くの農地などが急激に住宅地として開発されてきました。特に所沢駅に近い地区では、木造住宅が密集し、狭あい道路が多くなっています。所沢駅東口周辺は土地区画整理事業により都市基盤の整備が完了し、商業・業務施設などが立地しています。

現在、所沢駅西口地区ではにぎわい創出のため、土地区画整理事業と一体となった市街地再開発事業が行われているほか、北秋津・上安松地区においても土地区画整理事業が行われており、都市計画道路や生活道路などの都市基盤の整備が進められています。

### ■基本データ

	単位	吾妻地区	市全体
① 人口	人	37,080	344,216
② 世帯数	世帯	17,993	163,555
③ 一世帯あたり人員	人	2.06	2.10
④ 高齢化率	%	25.6	27.2
⑤ 平均年齢	歳	45.8	46.6
⑥ 所沢市への愛着度	%	89.5	87.4
⑦ 定住意向	%	87.8	83.7
⑧ 居住環境の満足度	%	68.5	67.2
⑨ 自治会等加入世帯数	世帯	11,335	96,973
加入率	%	63.4	59.8
⑩ 民生委員・児童委員数	人	49	478
充足率	%	98.00	96.37

### ■人口の推移（各年12月31日現在）



### ■地区の現況

吾妻町内会連絡協議会においては、「吾妻はひとつ」を合言葉に、各種地域活動に取り組んでいる。特に、「もったいない市」を複数の会場で複数回にわたって実施するなど、市内でもとりわけ環境分野に力を入れている地区。

## 並木地区

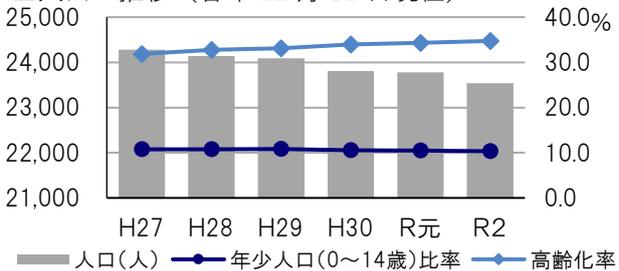
並木地区は、返還された米軍基地の一部において、本市における行政・文化施設の中心として、市役所、警察署、税務署、所沢航空記念公園、市民文化センター（ミュージ）などの公共施設が集積している地区です。また、防衛医科大学校や防衛医科大学校病院、国立障害者リハビリテーションセンターといった教育・研究施設なども立地しています。

他地区と比較すると、人口減少が最も著しく、民間開発により整備された住宅地をはじめとして高齢化率が高くなっているほか、一部には密集市街地や狭あい道路などの多くの問題が残されています。

### ■基本データ

	単位	並木地区	市全体
① 人口	人	23,543	344,216
② 世帯数	世帯	12,090	163,555
③ 一世帯あたり人員	人	1.95	2.10
④ 高齢化率	%	34.7	27.2
⑤ 平均年齢	歳	49.5	46.6
⑥ 所沢市への愛着度	%	85.7	87.4
⑦ 定住意向	%	79.5	83.7
⑧ 居住環境の満足度	%	76.4	67.2
⑨ 自治会等加入世帯数	世帯	6,982	96,973
加入率	%	58.5	59.8
⑩ 民生委員・児童委員数	人	33	478
充足率	%	76.74	96.37

### ■人口の推移（各年12月31日現在）



### ■地区の現況

平成28年2月20日に「並木まちづくり協議会」を設立。協議会では、広報紙を作成・配布し、地区各種団体や協議会の活動内容について、住民との情報共有を図っている。また、地域課題解決のための一助として「シニアのための講習会」と題し、消費トラブル防止や介護保険の活用例等の講習会を定期的実施している。

## 2 地域福祉計画策定に関する市民意識調査

### (1) 調査の概要

地域の実情、市民の地域福祉に対する考え方や意見を把握し、本計画の策定のための基礎資料とするとともに、本市における福祉施策の検討に活用することを目的として、市民意識調査（以下「市民アンケート」という。）を実施しました。

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査対象：以下①②をそれぞれ無作為抽出

①14～18歳の市民1,000人（以下「**中高生**」という。）

②19歳以上の市民4,000人（以下「**一般**」という。）

調査期間：令和元年9月30日～10月25日

回収結果：

	配布数	回収数	回収率
①14～18歳	1,000	351	35.1%
②19歳以上	4,000	1,645	41.1%
合計	5,000	1,996	39.9%

- 本調査の結果は「第3次所沢市地域福祉計画策定に関する市民意識調査報告書」として別途とりまとめを行っています。
- 表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 回答結果は有効回答数に対するそれぞれの回答数の割合を小数点第2位で四捨五入しています。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、選択肢ごとの有効回答数に対する、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

### (2) 結果の概要

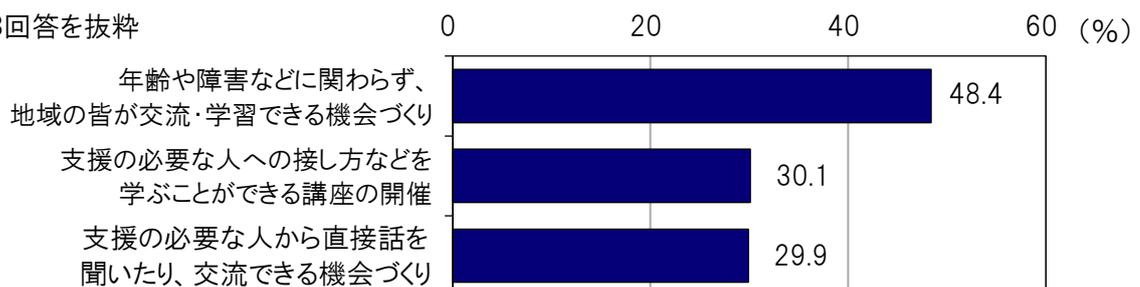
#### ● 福祉学習や相互理解

#### ▶▶▶ 基本施策1 (p.40)

福祉教育・福祉学習をより効果的に行っていくために必要なこととして、順に「年齢や障害などに関わらず、地域の皆が交流・学習できる機会づくり (48.4%)」、「支援の必要な人への接し方などを学ぶことができる講座の開催 (30.1%)」、「支援の必要な人から直接話を聞いたり、交流できる機会づくり (29.9%)」などが挙げられています。

#### ■ 福祉教育・福祉学習を効果的に行っていくために、必要な取り組み(○はいくつでも)《一般》

上位3回答を抜粋



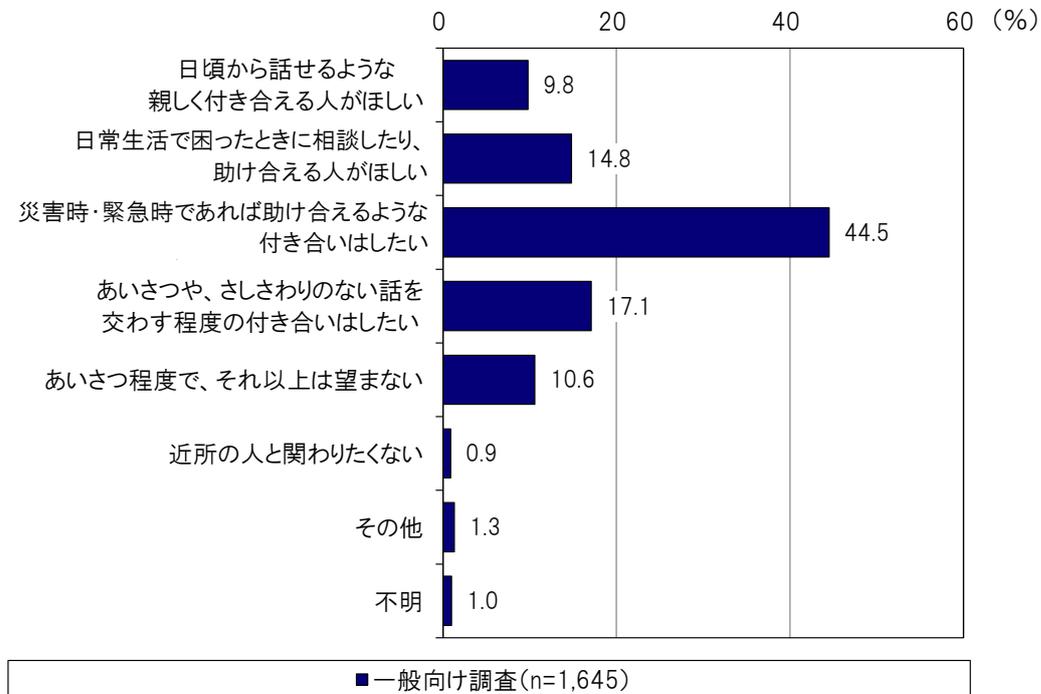
■ 一般向け調査(n=1,645)

## ●近所付き合いの現状と今後の希望

▶▶▶ 基本施策2 (p.42)

現状では、地区や年代を問わずに“あいさつ程度”の関係にとどまっていますが、今後の希望については、《一般》では「災害時・緊急時であれば助け合えるような付き合いはしたい」が44.5%と最も高く、現状より深い近所付き合いを望んでいることがわかりました。

### ■近所付き合いに対する今後の希望(○は1つ)《一般》



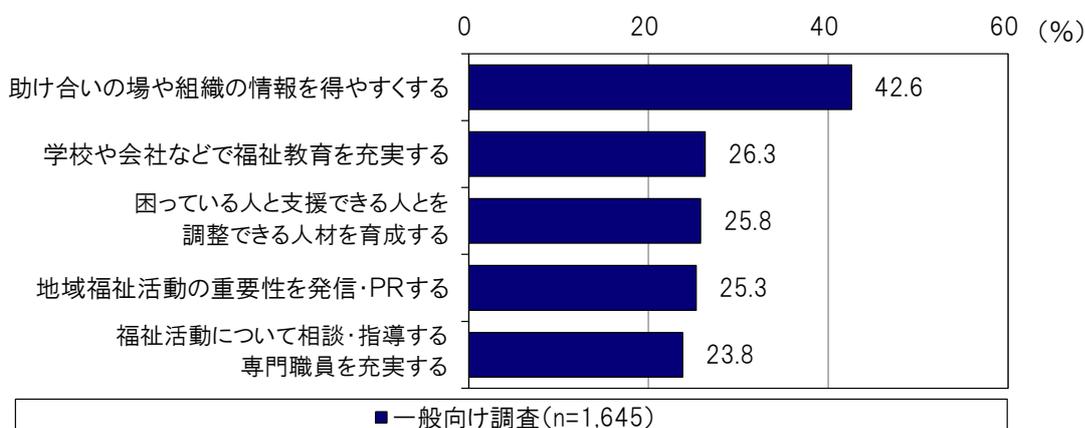
## ●助け合い・支え合い活動

▶▶▶ 基本施策1 (p.40)、3 (p.44)、7 (p.52)

地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために大切なこととして、「助け合いの場や組織の情報を得やすくする(42.6%)」が最も高く、次いで「学校や会社などで福祉教育を充実する(26.3%)」、「困っている人と支援できる人とを調整できる人材を育成する(25.8%)」などが挙げられています。

### ■地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために大切なこと(○はいくつでも)

《一般》上位5回答を抜粋



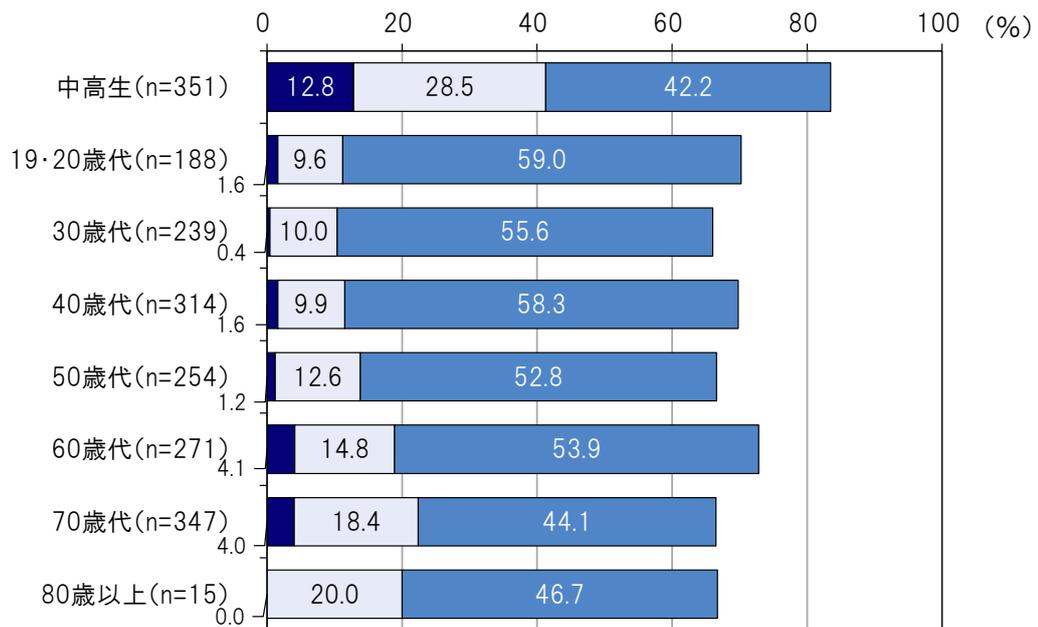
## ●福祉活動やボランティア活動への参加

## ▶▶▶ 基本施策3 (p.44)

《中高生》では、「積極的に取り組んでいきたい(12.8%)」が《一般》に比べて多く、合計8割以上の方が活動への参加意欲を持っています。《一般》では、いずれの年代でも「機会があれば取り組んでもよい」が5割程度と最も高く、機会を得ることができれば、活動への参加につながる可能性があることがうかがえます。

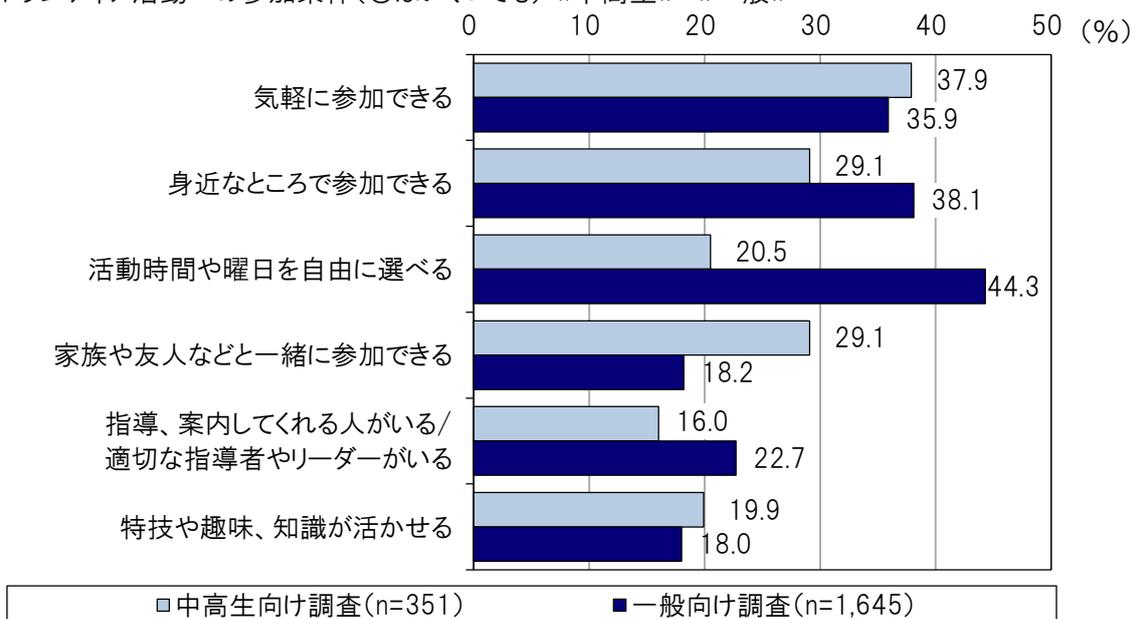
活動への参加条件として、《中高生》では「気軽に参加できる(37.9%)」が、《一般》では「活動時間や曜日を自由に選べる(44.3%)」がそれぞれ最も多く挙げられています。

### ■地域活動やボランティア活動に対する今後の希望(○は1つ)《中高生》《一般》



■積極的に取り組んでいきたい □できるだけ取り組んでいきたい ■機会があれば取り組んでもよい

### ■ボランティア活動への参加条件(○はいくつでも)《中高生》《一般》

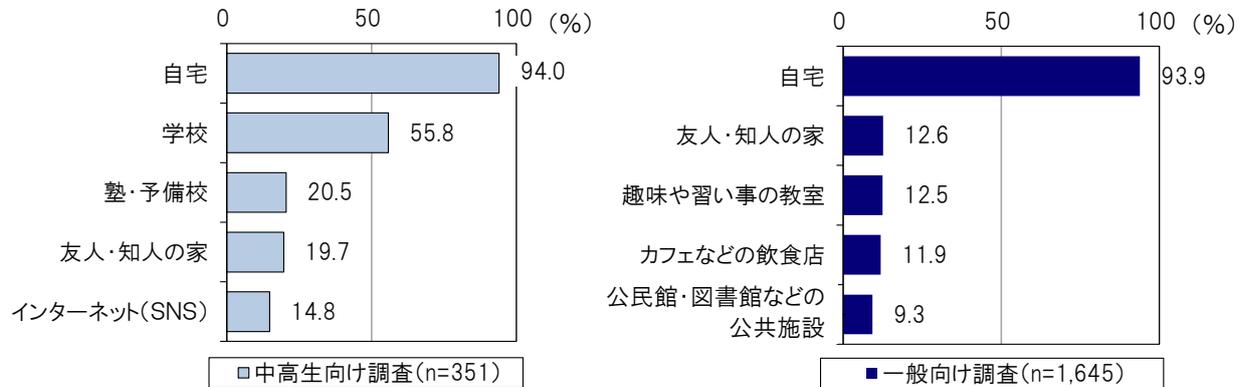


## ●居場所と感じられる場所

### ▶▶▶ 基本施策4 (p.46)

《中高生》では「自宅(94.0%)」に次いで「学校」が55.8%にのぼった一方、《一般》では「自宅(93.9%)」以外は数%~10%前後と、自宅以外に居場所と感じられる場所がない人が一定数いる可能性がうかがえます。

#### ■居場所と感じられる場所(○はいくつでも)《中高生》《一般》上位5回答を抜粋



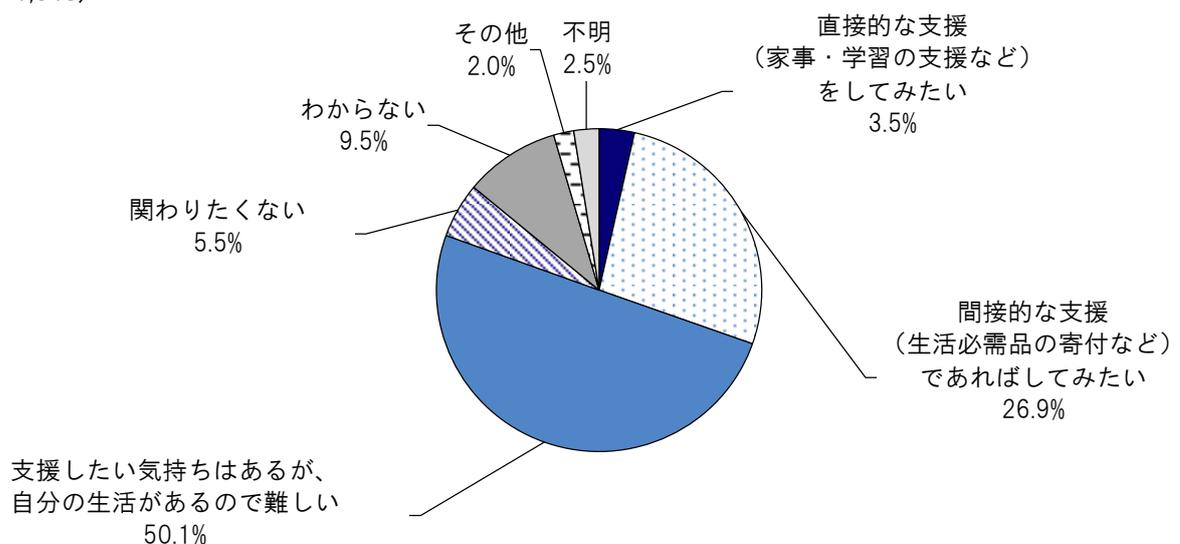
## ●生活困難者などへの支援

### ▶▶▶ 基本施策9 (p.56)

生活に困っている人を地域で支えることについて、「支援したい気持ちはあるが、自分の生活があるので難しい」が50.1%と直接的な支援意欲は低いものの、「間接的な支援(生活必需品の寄付など)であればしてみたい」が26.9%と続いています。

#### ■生活に困っている人を地域で支えることについて(○は1つ)《一般》

(n=1,645)

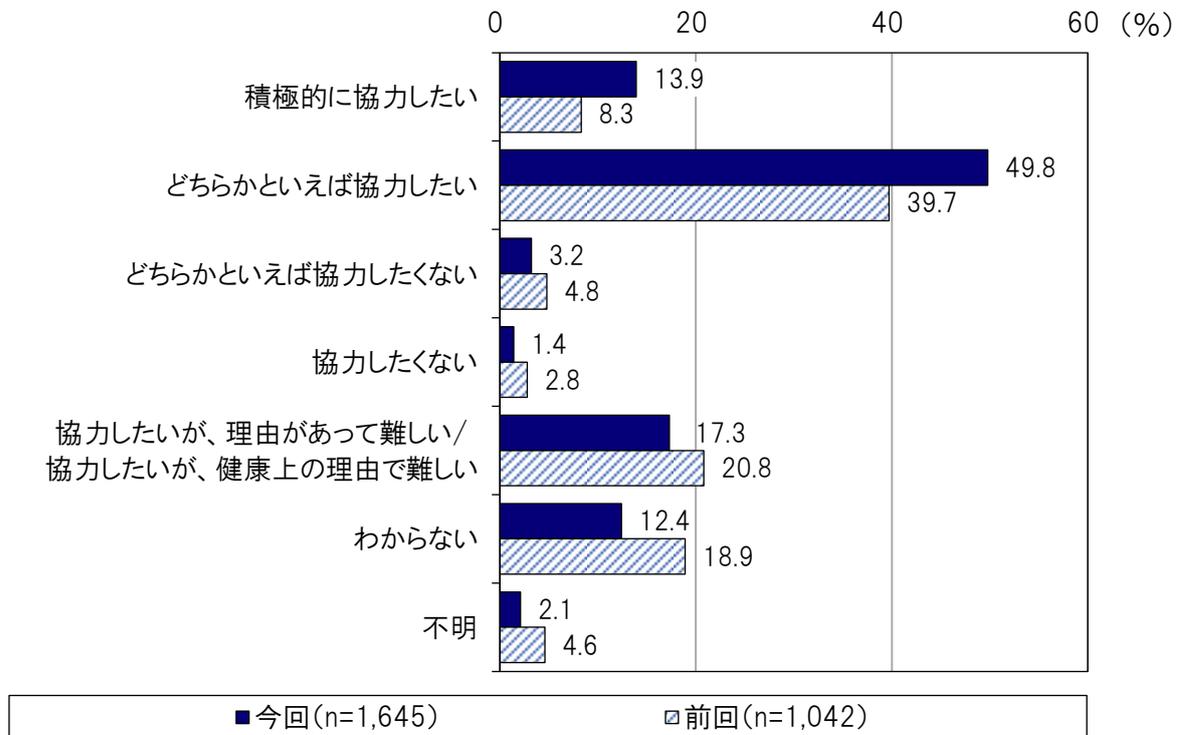


●災害時の助け合い

▶▶▶ 基本施策 10 (p.58)

近所に避難行動要支援者がいた場合の協力意向について、前回調査<sup>28</sup>と比較すると「積極的に協力したい」が 5.6 ポイント、「どちらかといえば協力したい」が 10.1 ポイント増加しました。

■近所に避難行動要支援者がいた場合の協力意向(○は1つ)《一般》



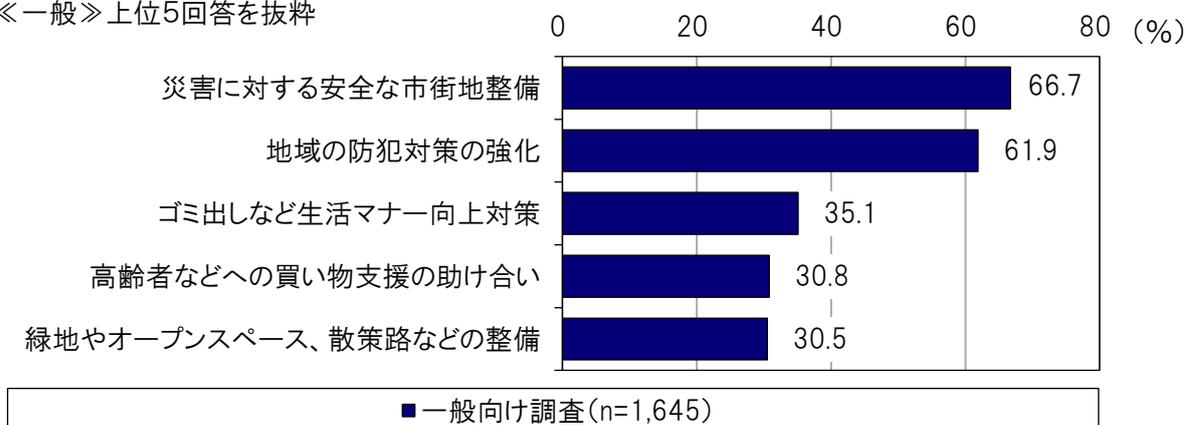
●誰もが住み続けられる地域づくり

▶▶▶ 基本施策 5 (p.48)、11(p.60)

安心して住み続けるために住環境・生活で重要だと思う取り組みについて、順に「災害に対する安全な市街地整備 (66.7%)」、「地域の防犯対策の強化 (61.9%)」、「ゴミ出しなど生活マナー向上対策 (35.1%)」、「高齢者などへの買い物支援の助け合い (30.8%)」などが挙げられています。

■安心して住み続けるために住環境・生活で重要だと思う取り組み(○はいくつでも)

《一般》上位5回答を抜粋



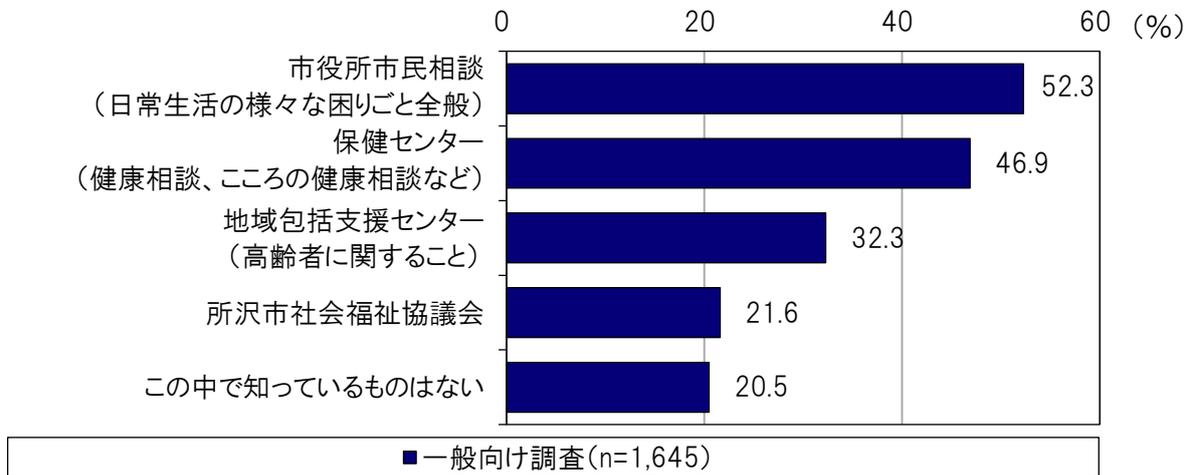
28 第2次所沢市地域福祉計画の策定に向けて、平成26年7月に実施。

●行政や地域の相談窓口の認知度

▶▶▶ 重点施策 A (p.34)、B (p.36)

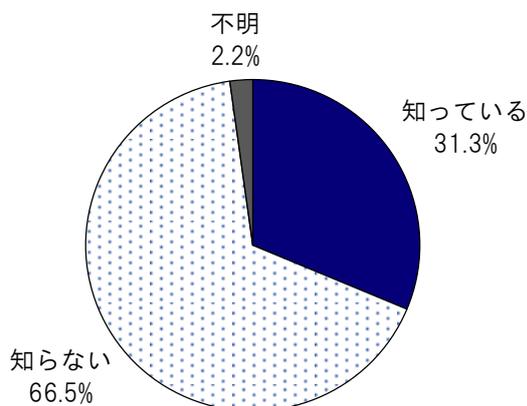
市内にある福祉に関する相談先の認知度について、《一般》では順に「市役所市民相談 (52.3%)」、「保健センター (46.9%)」、「地域包括支援センター<sup>29</sup> (32.3%)」となっている一方で、「この中で知っているものはない (20.5%)」が5番目に高くなっています。

■市内にある福祉に関する相談先の認知度(○はいくつでも)《一般》 上位5回答を抜粋

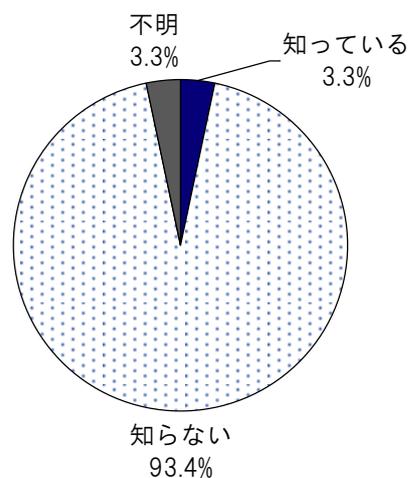


他方、地域における最も身近な相談先である民生委員・児童委員<sup>30</sup>や、地域で困りごとを発見・把握し、地域住民とともに解決に取り組む社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー (CSW)<sup>31</sup>の認知度は、いずれも半数以上が「知らない」と回答しました。

■民生委員・児童委員の認知度(○は1つ) 《一般》 (n=1,645)



■コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の認知度(○は1つ) 《一般》 (n=1,645)



29 p.5 参照  
30 p.4 参照  
31 p.2 参照

## ●福祉情報の入手について

## ▶▶▶ 重点施策C (p.38)

《中高生》が情報を得るために利用しているものは、順に「テレビ・ラジオ・新聞(67.8%)」、「LINE(67.5%)」、「Instagram(インスタグラム)(43.3%)」となっています。

《一般》では、生活や地域に関する情報の入手先として、いずれの年代も「広報とところざわ」が最も高く、50歳代以下では「市のホームページ」や「インターネット」が、60歳代以上では「テレビ・ラジオ・新聞」や「身近な人からの口コミ情報」が高い傾向にあります。

### ■各情報媒体の利用状況(それぞれ○は1つ以上)《中高生》

上位5回答抜粋

単位:%	第1位回答	第2位回答	第3位回答	第4位回答	第5位回答
中高生 (n=351)	テレビ・ラジオ・新聞	LINE	Instagram(インスタグラム)	Twitter(ツイッター)	回覧板
	67.8	67.5	43.3	41.0	25.9

### ■生活や地域に関する情報の入手先(○はいくつでも)《一般/年代別クロス》

上位5回答抜粋

単位:%	第1位回答	第2位回答	第3位回答	第4位回答	第5位回答
19・20歳代 (n=188)	広報とところざわ	インターネット(市、社協以外)	市のホームページ	テレビ・ラジオ・新聞	身近な人からの口コミ情報
	41.5	34.6	29.8	20.2	19.1
30歳代(n=239)	広報とところざわ	市のホームページ	インターネット(市、社協以外)	テレビ・ラジオ・新聞	身近な人からの口コミ情報
	68.2	36.4	28.9	17.2	15.5
40歳代(n=314)	広報とところざわ	市のホームページ	インターネット(市、社協以外)	ところざわほっとメール	テレビ・ラジオ・新聞
	78.7	31.8	24.2	23.6	19.4
50歳代(n=254)	広報とところざわ	市のホームページ	インターネット(市、社協以外)	身近な人からの口コミ情報	テレビ・ラジオ・新聞
	78.3	30.7	20.9	18.1	17.7
60歳代(n=271)	広報とところざわ	テレビ・ラジオ・新聞	身近な人からの口コミ情報	市のホームページ	インターネット(市、社協以外)
	85.6	27.7	24.7	22.1	13.3
70歳代(n=347)	広報とところざわ	テレビ・ラジオ・新聞	身近な人からの口コミ情報	市のホームページ	市役所の窓口
	84.7	28.0	26.8	11.5	6.3
80歳以上(n=15)	広報とところざわ	身近な人からの口コミ情報	テレビ・ラジオ・新聞	ちやお(所沢社協だより)	市のホームページ
	86.7	66.7	26.7	13.3	6.7

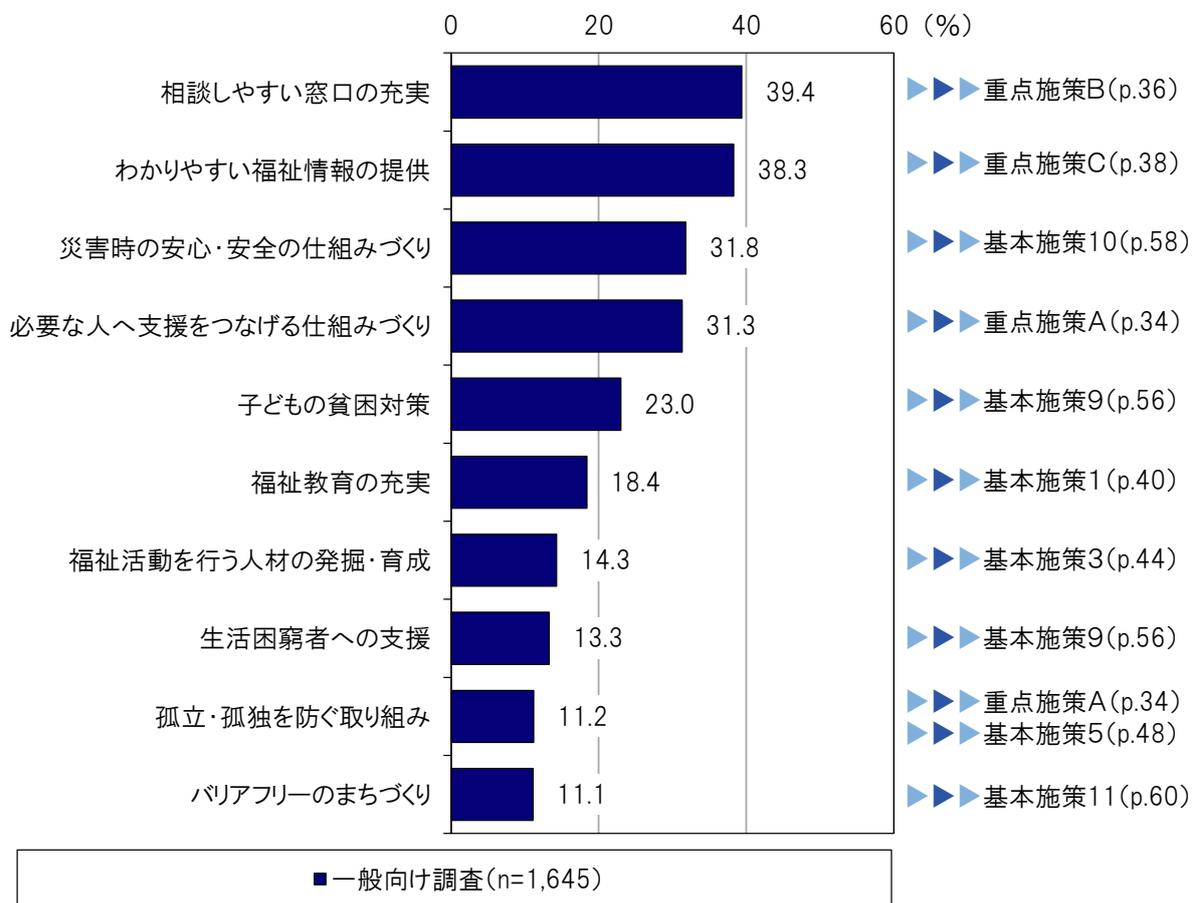
## ●地域福祉の推進について

地域福祉を進めていくために、市が優先的に取り組むべき施策について、順に「相談しやすい窓口の充実（39.4%）」、「わかりやすい福祉情報の提供（38.3%）」、「災害時の安心・安全の仕組みづくり（31.8%）」、「必要な人へ支援をつなげる仕組みづくり（31.3%）」となっています。

年代別にみると、それぞれ最多回答は、19・20歳代で「災害時の安心・安全の仕組みづくり」、30歳代で「必要な人へ支援をつなげる仕組みづくり」、40・50・70・80歳以上では「相談しやすい窓口の充実」、60歳代では「わかりやすい福祉情報の提供」となっています。

### ■地域福祉を進めていくために、市が優先的に取り組むべき施策（○は3つまで）

《一般》上位10回答を抜粋



# 第3章 計画のめざす姿

## 1 基本理念

第2次計画においては「互いの顔が見える、地域でみまもり支え合えるまち」を基本理念とし、その実現に向けて取り組んできました。

本計画においては、第2次計画の基本理念を継承しつつ、地域共生社会の実現に向けて、「支え合う心を大切に自分らしく暮らせるみんなのまち」を基本理念とし、3つの基本方針のもと具体的な取り組みを行っていきます。

**S**upport 支え合う

**M**ind 心を大切に

**I**ndependent 自分らしく

**L**ive 暮らせる

**E**veryone's town みんなのまち



英語の頭文字をとって、本計画の愛称を「SMILE プラン」と定めます

この基本理念は、本計画策定にあたって実施した市民アンケート（p.22 参照）の中  
高生調査において、「今後、所沢市はどのようなまちになってほしいと思いますか。」  
の設問に対し、キャッチフレーズの形式で挙げていただいた回答をもとに検討したも  
ので、将来を担う世代の視点を盛り込んだ理念としています。

また、第6次所沢市総合計画・前期基本計画との整合性を図り、所沢市の地域福祉  
のめざす姿を表現しています。

## 2 基本方針

### ●基本方針Ⅰ 地域福祉のコミュニティづくり（人づくり・地域づくり）

身近な地域で、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、自分の意欲や関心を活かして活動できる、地域福祉のコミュニティづくりを推進します。

そのため、地域づくりの基礎となる相互理解・共生の意識醸成に取り組むとともに、地域への関心を高め、愛着を育む地域活動の促進、市民一人ひとりが地域の人材として活躍するための支援に取り組みます。

また、誰もが身近な地域において居場所が確保され、地域とのつながりが得られるよう、利用しやすい居場所や拠点の活用に努めます。

### ●基本方針Ⅱ 身近な地域に広がるネットワークづくり（福祉サービス利用環境の整備）

身近な地域から広域にわたるまで、重層的なネットワークを構築し、必要とする人に支援が届く地域をめざします。

そのため、住民同士の見守り・支え合い活動への継続的な支援に加え、社会的孤立などの新たな課題に対応できる見守りの仕組みについて検討を進めます。

また、地域福祉に関わる各団体間の情報共有等による連携・ネットワーク構築とその強化に取り組むとともに、地域における様々な組織や団体がその意義や役割を果たし、継続的に活躍できるよう、活動支援に取り組みます。

### ●基本方針Ⅲ 安心・安全に地域で生活できる環境づくり（セーフティネットの整備）

全ての人々が、地域で安心して生活できる環境をめざし、セーフティネットの整備に取り組みます。

そのため、権利擁護の推進を図るとともに、福祉の相談窓口<sup>32</sup>を中心として、生活困窮者自立支援事業<sup>33</sup>に基づく取り組み等、生活困難者等に対する支援に取り組みます。

また、災害時等において孤立を防ぎ、地域住民同士で手助けができる仕組みづくりや、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう住まいを取り巻く生活環境の向上に取り組みます。

第6次所沢市総合計画・前期基本計画の第1章第2節地域福祉の3つの基本方針は、第3次所沢市地域福祉計画の基本方針と同一とし、上位計画との整合性を図っています。

32 p.6 参照

33 社会福祉協議会に委託して実施。福祉の相談窓口において「あったかサポートセンター」として各種支援を行っている。

# 第4章 施策の展開

地域福祉計画	《基本理念》 支え合う心を大切に自分らしく暮らせるみんなのまち	重点施策	基本方針	基本施策
		ABC 地域生活課題の解決に向けた取り組みの強化 わかりやすい情報提供の充実 包括的な相談支援体制の充実	<b>I</b> 地域福祉の コミュニティづくり (人づくり・地域づくり)	1 相互理解・共生の推進
				2 地域活動の促進
				3 地域で活躍する人材の育成
			<b>II</b> 身近な地域に広がる ネットワークづくり (福祉サービス 利用環境の整備)	4 地域の居場所づくり、 拠点の活用
				5 住民同士の見守り・ 支え合いの推進
				6 地域福祉を進める ネットワークの強化
				7 地域で活躍する団体への支援
			<b>III</b> 安心・安全に 地域で生活できる 環境づくり (セーフティネット の整備)	8 権利擁護の推進
				9 生活困難者等への支援
				10 災害時等の安心・ 安全の仕組みづくり
11 誰もが住み続けられる地域づくり				
基本方針		施策目標		
誰もが意思を尊重され、 権利が守られる環境づくり		1 成年後見制度の周知・啓発		
		2 利用しやすい環境整備と 担い手の支援		
		3 地域連携ネットワークの整備		

成年後見制度利用促進基本計画



## 主な取り組み

- ・相互理解を深める交流機会の拡大（障害者との交流など）
  - ・所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に基づく取り組みの推進
  - ・身近な地域での福祉教育・福祉学習機会の拡大
  - ・障害者の社会参加の促進と協働の推進
  - ・障害者の就労の実現と職場定着に向けた支援
- ・地域で身近にふれあう活動の促進
  - ・地域活動への参加に向けた周知
  - ・地域課題の解決への取り組みにつながる活動の支援
- ・地域福祉を担う人材の発掘に向けたきっかけづくり
  - ・人材情報のストックと活用の仕組みづくり
  - ・意欲ある人材の地域福祉活動への参加及び継続・定着の促進
- ・こどもと福祉の未来館の活用
  - ・多世代交流の促進
  - ・身近な居場所・拠点の周知啓発及び利用促進
  - ・身近な地域資源を有効活用した居場所・拠点づくりの推進
- ・身近な地域での見守り・支え合い活動の促進（子ども・高齢者など）
  - ・高齢者などの生活支援ニーズに対応する活動の促進
  - ・福祉の相談窓口と連携した見守りの仕組みの構築
  - ・地域の社会福祉法人や民間事業者などによる見守り体制の構築
- ・地域福祉に関わる組織・団体などのネットワークの強化
  - ・民生委員・児童委員協議会や自治会・町内会等との連携の強化
  - ・社会福祉協議会との連携の強化
  - ・地域包括支援センターとの連携の強化
- ・地域で活動するボランティア団体・NPO法人等、各団体の育成・支援
  - ・社会福祉協議会の機能強化
  - ・民生委員・児童委員活動の支援
- ・所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に基づく取り組みの推進（再掲）
  - ・人権教育の推進
  - ・虐待防止及び再犯防止対策の推進
  - ・成年後見制度の推進（詳細は p.65～所沢市成年後見制度利用促進基本計画参照）
- ・生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的な運用による自立の促進
  - ・失業者、ホームレス、ひきこもりなどに対する支援
  - ・子どもの貧困に対する支援
- ・避難行動要支援者名簿の整備・活用
  - ・福祉避難所の整備
  - ・在宅避難者（要配慮者）に対する支援
  - ・災害ボランティアセンターの設置・運営支援
- ・道路・施設などのバリアフリーやユニバーサルデザインの推進
  - ・住宅確保要配慮者の入居支援の強化
  - ・高齢者等に寄り添った生活環境向上の推進

## 主な取り組み

- ・わかりやすい講演会・講座の開催
  - ・講演会や相談会の実施に対する支援
  - ・広報活動の推進
  - ・早期の支援につなげるための相談先のPR
- ・親族後見人の支援
  - ・市民後見人候補者の育成・活用
  - ・日常生活自立支援事業「あんしんサポートねっと」との連携
  - ・法人後見人の支援
  - ・成年後見制度の利用支援
- ・支援が必要となる方の早期発見・支援の仕組みづくり
  - ・後見人支援機能の強化
  - ・関係団体との連携

# 地域生活課題の解決に向けた取り組みの強化

## ●現状・これまでの主な取り組み

平成 30 年の社会福祉法改正により、地域福祉推進の新たな理念として地域共生社会の実現が掲げられ、地域住民が「我が事」の意識で地域づくりに取り組むための仕組みづくりなどが求められています。

本市では、自治会・町内会や民生委員・児童委員<sup>34</sup>などを中心に、地域のつながりを深めるための取り組みや、行政だけでは把握しきれない生活上の困りごとの解決に向けた取り組みなどが行われています。また、こうした取り組みの推進にあたっては、地域づくり協議会<sup>35</sup>、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）<sup>36</sup>、生活支援コーディネーター<sup>37</sup>、認知症地域支援推進員などを中心に、地域住民や地域で活動する団体・組織等と連携が図られています。

## ●課題

地域で様々な取り組みが行われる中、8050 問題<sup>38</sup>などの複合的な課題を抱えている世帯の問題や、ごみ屋敷、ひきこもり、若年無業者等の社会的孤立、自殺者、LGBT<sup>39</sup>、外国人との共生、自身が課題を抱えていることに自覚がない人等、既存の支援制度の対象とならない制度の狭間の問題など、新たな課題が顕在化してきています。

こうした課題については、地域住民や民生委員・児童委員などによる課題把握（ニーズの発見）や継続的な見守りなど、地域における協力が必要な場合が少なくありません。既存の支援制度の対象とならない場合を含め、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）などを中心に、行政を含めた様々な担い手の連携を通じて断らない相談支援に取り組んでいく必要があります。

また、市民アンケートでは、民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の認知度が低かったことから、地域での活動支援に加えて、周知啓発に一層取り組んでいく必要があります。

## ●取り組みの方向性・主な取り組み

- ▶ 地域福祉コーディネート機能の強化
- ▶ 複合的な課題を抱えている世帯や制度の狭間の問題への対策
- ▶ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）としての機能充実

34 p.4 参照

35 p.7 参照

36 p.2 参照

37 高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域の特性や生活課題を把握し、支え合いの仕組みづくりや支え合い活動に参加する人を増やしていく取り組み、地域のニーズと支え合いのマッチングなどを行う専門職。

38 p.2 参照

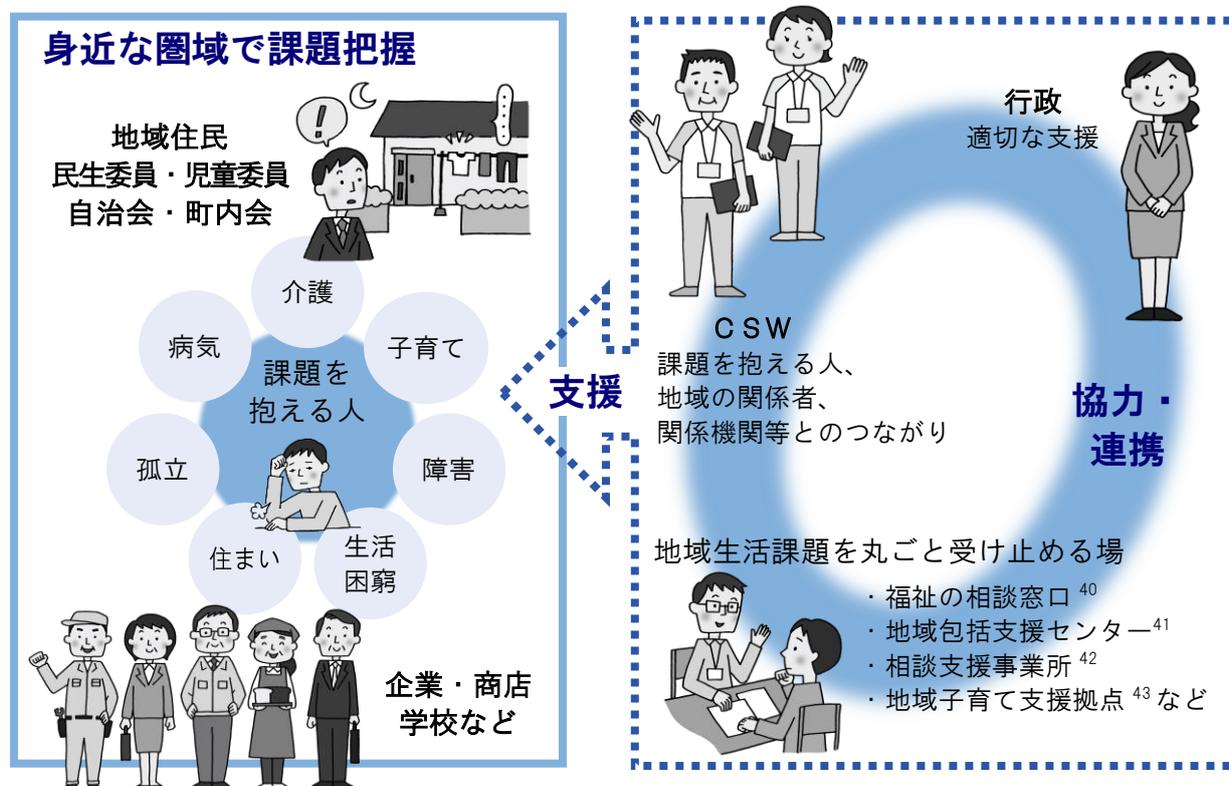
39 女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字をとった言葉で、性的少数者の総称の一つ。

## ● 取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による総合的福祉相談支援件数	件	3,232	3,400	3,500
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による地域の実態把握及び支援件数	件	264	300	350
民生委員・児童委員による訪問回数	回	134,740	142,500	142,500

### 取り組みイメージ

## 【 地域生活課題へ様々な機関が協力してアプローチ！ 】



40 p.6 参照

41 p.5 参照

42 日常生活の不安や施設の紹介など、障害者やその家族からの多種多様な相談を受け付ける事業所。

43 保育園や児童館などの地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するとともに、地域の子育て関連情報の提供や、子育てに関する講習などを実施する事業。

# 包括的な 相談支援体制の充実

## ●現状・これまでの主な取り組み

平成 30 年の社会福祉法改正では、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等によって、多様で複合的な地域生活課題を「丸ごと」受け止め、解決できる体制を構築することも求められています。

本市では、これまでも各担当課をはじめ、地域包括支援センター<sup>44</sup>や基幹相談支援センター等において相談支援に取り組んできたところですが、様々な相談を包括的に受け止める場として、平成 28 年度にこどもと福祉の未来館に福祉の相談窓口<sup>45</sup>を設置しました。

更に、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）<sup>46</sup>を中心に、まちづくりセンター<sup>47</sup>などにおいて身近な地域で相談できる場の整備が進められているほか、市内の社会福祉法人による身近な相談窓口として暮らしの相談事業の取り組みなども行われています。

## ●課題

包括的な相談支援体制は一定程度整備が進んできていますが、市民アンケートでは、要望として「相談しやすい窓口の充実」を求める声が高いことから、市民にとってより相談しやすく、支援を受けやすい体制づくりに一層取り組んでいく必要があります。そのためには、それぞれの相談窓口における相談支援に引き続き取り組むとともに、地域福祉に係る庁内関係課が連携を深め、周知啓発や相談窓口のバックアップ等に取り組んでいく必要があります。

また、顕在化する新たな課題に対応していくためには、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の支援などを通じて、相談支援のネットワーク整備に取り組んでいく必要があります。

## ●取り組みの方向性・主な取り組み

- ▶ 福祉の総合相談機能の充実
- ▶ 相談支援の身近なネットワークの整備（身近な地域での相談窓口など）
- ▶ 分野ごとの相談体制の普及・活用及び連携（地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）
- ▶ 庁内の横断的な体制づくりによる連携の強化

44 p.5 参照  
45 p.6 参照  
46 p.2 参照  
47 p.5 参照

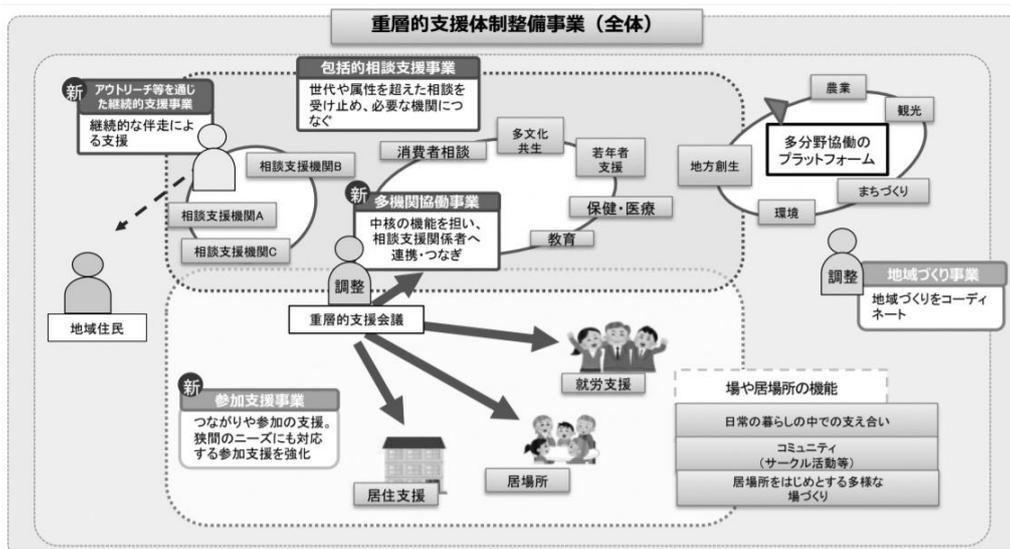
## ● 取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
福祉の相談窓口への相談件数	件	9,494	10,280	10,910
暮らしの相談事業における相談拠点の数	箇所	47	49	50
暮らしの相談事業における実施回数	回	4,704	4,710	4,746
基幹相談支援センター等への相談件数	件	11,175	11,300	12,200
所沢市市内地域福祉推進連絡会議の開催回数	回	-	2	2

### 3つの支援からなる重層的支援体制整備事業

平成30年の社会福祉法改正により、市町村は、複雑化・複合化するニーズに対応するための包括的な支援体制の整備の推進に努めるものとされました。その具体的な推進に向けて、国では下記の3つの支援を一体的に実施する新たな事業（重層的支援体制整備事業）の創設が進められています。

- ①断らない相談支援：介護、障害、子ども、困窮の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める
- ②参加支援：既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確認し、本人・世帯の状態に寄り添って社会とのつながりを回復する
- ③地域づくりに向けた支援：介護、障害、子ども、困窮の地域づくりに係る事業を一体として実施し、社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する



出典：厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」会議資料

# わかりやすい 情報提供の充実

## ●現状・これまでの主な取り組み

本市では、広報ところざわ、市ホームページ、ところざわほっとメール<sup>48</sup>等の既存メディアのほか、インターネットの普及・ICT<sup>49</sup>の発達に合わせて SNS 等の活用にも取り組んできました。また、障害の有無や年齢等にかかわらず、必要とする正しい情報を誰もが容易に得られるよう、情報媒体の作成やアクセシビリティに配慮した情報提供に取り組んできました。

地域福祉に係る情報提供については、こどもと福祉の未来館を拠点として、福祉サービスや地域福祉活動団体に係る情報提供等に取り組んできたほか、地域資源情報サイト「トコまっぷ」の整備や社会福祉協議会によるメール・LINE の活用、地域サロン<sup>50</sup>の活用等、身近な地域における積極的な情報発信に取り組んできたところです。

## ●課題

地域福祉が推進されるためには、福祉サービスや相談窓口、地域で活動する各種ボランティア団体、地域資源等、必要とするあらゆる情報を誰もがスムーズに、確実に得られる環境が不可欠です。

他方で、著しいスピードで発達する ICT 技術により、地域社会ではいわゆる情報格差（デジタル・ディバイド）が生じています。市民アンケートでは、広報ところざわが世代を問わず普及しているほか、インターネットや口コミ等、世代によって情報入手の媒体が異なることがわかりました。こうしたことから、情報の内容やターゲットとする世代によって、様々な手法を効果的に用いる工夫が求められています。

## ●取り組みの方向性・主な取り組み

- ▶ 情報格差に配慮した情報発信ツールの活用（広報、メール、SNS 等）
- ▶ 身近な地域の情報発信（福祉サービスや地域活動などの情報）
- ▶ 地域福祉の拠点での情報収集・発信の工夫

48 p.6 参照

49 Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、コンピュータなどの情報技術及びインターネットなどの通信に関する技術を利用した産業やサービスの総称。

50 p.7 参照

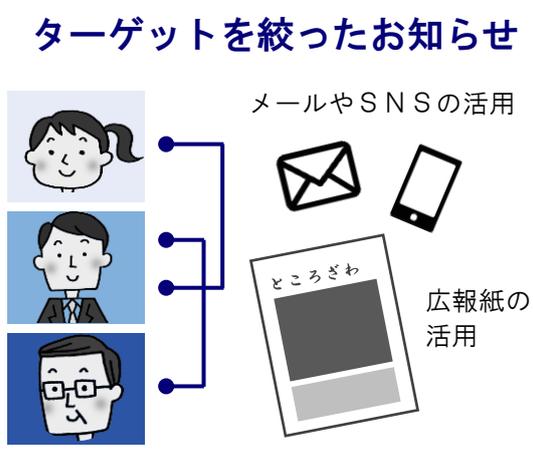
● 取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
市の情報発信に対する満足度	%	68.4	69.0	70.0
ところざわほっとメール登録者数	人	23,106	31,000	33,000
ボランティア情報配信サービス登録者数	人	1,233	1,420	1,640

取り組みイメージ

【 多様なツールを活用してわかりやすい情報を届ける！ 】

ターゲットを絞ったお知らせ



市民が求める  
福祉情報を発信

図やグラフの活用



見やすくわかりやすい工夫

# 地域福祉の コミュニティづくり

(人づくり・地域づくり)

## 1 相互理解・共生の推進

【基本方針 I】  
地域福祉の  
コミュニティづくり  
(人づくり・地域づくり)

### 基本施策

- |   |                 |
|---|-----------------|
| 1 | 相互理解・共生の推進      |
| 2 | 地域活動の促進         |
| 3 | 地域で活躍する人材の育成    |
| 4 | 地域の居場所づくり、拠点の活用 |

### ●現状・これまでの主な取り組み

お互いの立場や価値観を理解し合い、支え合いながら共に地域で暮らしていくという相互理解・共生の意識を育むことは、地域づくりの基礎となるものです。

本市ではこれまで、社会福祉協議会や障害者施設、特別支援学校、地域包括支援センター<sup>51</sup>、高齢者福祉施設等と連携し、市内小中学校などにおいて、福祉教育・福祉学習の充実に取り組んできたところです。平成 30 年 7 月には所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例を施行し、障害のある人もない人も、共に支え合い、認め合い、人と人との絆を感じながら、笑顔でいきいきと地域で自立して生活できる共生社会の実現をめざす取り組みを進めています。これらに加えて、障害者支援などを行う社会福祉法人等に市内の体験農場<sup>52</sup>の利用を促し、社会参加の促進や協働の推進を図るとともに、農福連携の取り組みにつながるよう努めています。

### ●課題

相互理解・共生の地域づくりを進めるためには、お互いの立場や価値観を理解し合い、地域福祉への関心や支え合いの心を育てていくことが重要です。

そのため、異なった立場や価値観を持った方との交流機会や、福祉教育・福祉学習の機会が身近な地域で得られるよう、地域での体験や学習の場を増やし、周知していくことが必要です。

また、地域のあらゆる方が社会参加し、希望や適性に応じて活躍の場を得られるよう、福祉・教育・産業といった様々な分野との連携を進めていくことが求められています。

51 p.5 参照

52 農業者以外の方が野菜や草花などの栽培を通して自然に触れるとともに、農業への理解を深めてもらえるように市が貸出している農場。

## ●取り組みの方向性

相互理解・共生の意識を育み、支え合いの地域づくりにつなげるために、学校や身近な地域における福祉教育・福祉学習や交流機会の提供に取り組みます。

また、地域の誰もが活躍できる場の創出に向けて、福祉分野と他分野の連携を推進し、社会参加の促進、協働事業に取り組みます。

### 主な取り組み

- ▶ 相互理解を深める交流機会の拡大（障害者との交流など）
- ▶ 所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に基づく取り組みの推進
- ▶ 身近な地域での福祉教育・福祉学習機会の拡大
- ▶ 障害者の社会参加の促進と協働の推進
- ▶ 障害者の就労の実現と職場定着に向けた支援

## ●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
障害者週間記念事業来場者数	人	332	550	550
障害者就労施設等からの物品等の調達実績額	円	8,572,349	9,000,000	9,300,000
ところざわ就労支援センター登録者の就職者数	人	631	790	850
総合的な学習の時間に福祉を取り上げている学校の割合	%	83.0 (39/47 校)	83.0 (39/47 校)	83.0 (39/47 校)
ボランティア体験に参加した人数	人	192	220	250

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

## ●6年後のめざす姿

一人ひとりが、お互いの立場や価値観を理解し合い、自分にできることを見つけ、支え合って暮らしています。

そのために…市民の皆さんへ、トコロんからのメッセージ

- ◇異なる立場や価値観があることを知り、尊重し合いましょう。
- ◇福祉学習の機会に参加してみましょう。



## 2 地域活動の促進

【基本方針Ⅰ】  
地域福祉の  
コミュニティづくり  
(人づくり・地域づくり)

### 基本施策

- 1 相互理解・共生の推進
- 2 地域活動の促進
- 3 地域で活躍する人材の育成
- 4 地域の居場所づくり、拠点の活用

### ●現状・これまでの主な取り組み

人々のつながり、絆・愛着を実感できる地域づくりの要となる存在が、自治会・町内会です。各自治会・町内会では、地域の安全・防犯、環境美化、夏祭りや運動会など、地域の特性を活かした独自の取り組みが行われています。

しかしながら、社会構造の変化などから住民同士の関係は希薄化し、自治会・町内会の加入率は低下しつつあります。本市では、加入と参加を促進するため、平成 26 年に所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例を制定し、地域コミュニティ<sup>53</sup>の一層の活性化を図っています。

### ●課題

地域で起きる課題は個人や家庭だけで解決することが困難な場合が少なくありません。ご近所同士で地域における様々な課題解決に取り組むとともに、誰もが愛着を持ち、安心して快適に暮らすことができる地域社会をつくるためには、自治会・町内会を中心とした地域づくりを進めていく必要があります。

他方、市民アンケートでは、普段の近所付き合いはあいさつ程度の関係であっても、災害時・緊急時には助け合える関係を望む声が多く、共助の意識が潜在していると考えられます。このことから、有事に行動に移せるよう、支援を必要とする方や支援者として活動できる方などについて、地域で把握していくことが大切です。



自治会の夏祭りの様子



環境美化の日の活動

53 自治会等の地縁による団体及びボランティア、非営利活動団体その他の市民活動団体等で共通した目的を持ち、地域で活動するもの。

## ●取り組みの方向性

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを実現するためには、普段からご近所同士で顔見知りの関係を築いていることが重要です。

そのため、引き続き自治会・町内会への加入促進を行うとともに、地域への興味・愛着を高められるよう、交流機会を創出する地域でのイベント等の活動支援に取り組みます。

また、地域課題の解決に向けた自発的な取り組みに向けて、地域の活動を支援します。

### 主な取り組み

- ▶ 地域で身近にふれあう活動の促進
- ▶ 地域活動への参加に向けた周知
- ▶ 地域課題の解決への取り組みにつながる活動の支援

## ●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
地域づくり支援事業 <sup>54</sup> への地域住民の参加人数	人	130,995	115,000	118,000
自治会・町内会の加入世帯数	世帯	98,026	98,300	98,600
市民活動支援センター <sup>55</sup> の利用者数	人	3,201	3,640	3,730

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

## ●6年後のめざす姿

**地域活動、地域の行事、市民活動など、地域コミュニティに参加する市民が増えていきます。**

そのために…市民の皆さんへ、ところんからのメッセージ

☆災害などの緊急時は、お隣や近所の方が頼りになるものです。まずは身近な地域のことに関心を持ち、地域のイベントから、気軽に参加してみましょう。



54 地域住民が相互に交流を深め、協力して自主的又は主体的に地域の身近で多様な課題に取り組み、住みやすい地域社会をつくるために行う活動である地域づくりを支援する事業。

55 p.7 参照

## 3 地域で活躍する人材の育成

【基本方針Ⅰ】  
地域福祉の  
コミュニティづくり  
(人づくり・地域づくり)

### 基本施策

- 1 相互理解・共生の推進
- 2 地域活動の促進
- 3 地域で活躍する人材の育成
- 4 地域の居場所づくり、拠点の活用

### ●現状・これまでの主な取り組み

身近な地域で、誰もが自分の能力を活かして地域のために活動するためには、市民一人ひとりの意欲・関心を活かした学びや活動の機会を提供し、人材を発掘するとともに、地域福祉活動の担い手としてその人材を育成することが重要です。

本市では、高齢者大学をはじめ、市民大学<sup>56</sup>、市民活動支援センター<sup>57</sup>、生涯学習推進センターで実施する各種講座や生涯学習ボランティア人材バンク事業<sup>58</sup>等を通じて、数多くの人材が学び、育っており、更に担い手のマッチングを行っています。

また、社会福祉協議会では、ボランティア、地域福祉サポーター<sup>59</sup>、認知症サポーター<sup>60</sup>等、各分野での活躍が期待される人材の育成が行われています。

### ●課題

市民アンケートでは、地域でのボランティア活動等について、世代を問わず高い参加意欲があることがわかりました。しかしながら、働き盛り・子育て世代をはじめ、活動に十分な時間を割くことができない方も一定数存在することが考えられます。こうしたことから、活動時間や頻度など参加しやすい方法を一層工夫する必要があります。

他方、地域福祉活動の担い手の高齢化により、団体活動の継続が難しくなっている声が寄せられています。今後、一層の高齢化や団塊の世代の退職が進む中で、地域福祉活動の担い手としてアクティブシニア（元気で意欲のある高齢者）にも期待が寄せられており、このような意欲・関心のある人を実際の活動へと結びつける取り組みが必要です。



ボランティア体験の様子(手話体験)



地域福祉サポーター養成講座

56 p.7 参照

57 p.7 参照

58 p.7 参照

59 p.6 参照

60 認知症サポーター養成講座において、認知症に対する正しい知識を学び、地域の中で認知症の方の理解者となり、見守りを行う人。

## ●取り組みの方向性

意欲・関心を持ちながらも実践に結びついていない、潜在的な人材の発掘や地域福祉活動への参加促進に引き続き取り組むとともに、活動の継続・定着化を図ります。

また、自身の都合や生活状況に合わせて気軽に参加できるよう、短時間の活動や寄付・クラウドファンディングによる協力など、多様な参画のあり方について検討します。

更に、市民活動支援システム「トコロん Web」や生涯学習ボランティア人材バンク、社会福祉協議会のボランティアセンター<sup>61</sup>などを中心に、人材情報のストックと活用・コーディネート機能の強化に取り組めます。

### 主な取り組み

- ▶ 地域福祉を担う人材の発掘に向けたきっかけづくり
- ▶ 人材情報のストックと活用の仕組みづくり
- ▶ 意欲ある人材の地域福祉活動への参加及び継続・定着の促進

## ●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
社会福祉協議会による出前講座の利用件数	件	23	38	50
地域福祉サポーターの登録者数	人	225	285	345
生涯学習ボランティア人材バンク登録者数	人	134	150	150

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

## ●6年後のめざす姿

地域の様々な人が、自分にできることに少しずつ取り組み、ボランティアなどの活動が活発になっています。

そのために…市民の皆さんへ、トコロんからのメッセージ

◇ご自身の都合に合わせてできることがあります。知り合いや友人と一緒に構いません。気軽にボランティア体験等に参加してみましょう。



61 ボランティア活動を行う人と、ボランティアにお手伝いを希望する人をつなぐ調整役。その他、ボランティアに関する情報発信や、ボランティア活動に関する相談・手続き、各団体との調整などをする人。

## 4 地域の居場所づくり、拠点の活用

【基本方針Ⅰ】  
地域福祉の  
コミュニティづくり  
(人づくり・地域づくり)

### 基本施策

- 1 相互理解・共生の推進
- 2 地域活動の促進
- 3 地域で活躍する人材の育成
- 4 地域の居場所づくり、拠点の活用

### ●現状・これまでの主な取り組み

本市では平成29年1月にこどもと福祉の未来館を開設し、相談支援を行う「福祉の相談窓口<sup>62</sup>」、地域福祉に資する各種団体を支援する「地域福祉センター」、子育て支援・子どもの発達支援を行う「こども支援センター」、地域福祉推進のけん引役である「社会福祉協議会」がそれぞれ連携・協力し、地域福祉の中心的な役割を担う拠点施設として機能しています。

また、こども支援センターをはじめとする子育ての支援拠点の整備を進めるとともに放課後児童の居場所づくりとして児童館運営事業等の充実を図っています。

地域においては、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）<sup>63</sup>や生活支援コーディネーター<sup>64</sup>などを中心に、地域サロン<sup>65</sup>や子ども食堂<sup>66</sup>など、身近な居場所や地域福祉活動拠点の立ち上げ・運営支援が行われています。

### ●課題

ひきこもりや社会的孤立といった新たな課題が顕在化する中、誰もが気軽に集まり、交流したり、相談したりすることができる居場所が、より身近な地域において確保されることが大切です。

そのため、商店街の空き店舗や公共施設といった既存施設の活用や、担い手の確保や継続的な運営のための支援等、利用したい人が気軽に利用できる環境整備を進める必要があります。

また、市民アンケートでは、自宅以外には居場所がないと感じる人が多かったことから、気軽に立ち寄れる場所や安心して過ごせる場所、人とのつながりを持てる機会や場所を周知する必要があります。



こども支援センターの交流施設(ひろば)



子ども食堂

62 p.6 参照

63 p.2 参照

64 p.34 参照

65 p.7 参照

66 地域のボランティアが中心となって、無料、又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを子どもたちに提供するための取り組み。

## ●取り組みの方向性

こどもと福祉の未来館について、地域福祉の中心的な拠点として、引き続き利用者の安全性と利便性を確保するとともに、様々な世代や立場の人々による活用や交流など、利用しやすい居場所づくりや賑わいの創出に努めます。

また、誰もが身近な地域において居場所が確保され、地域とのつながりが得られるよう、地域資源を活用した居場所づくりや、それらの周知啓発・利用促進に取り組みます。

### 主な取り組み

- ▶ こどもと福祉の未来館の活用
- ▶ 多世代交流の促進
- ▶ 身近な居場所・拠点の周知啓発及び利用促進
- ▶ 身近な地域資源を有効活用した居場所・拠点づくりの推進

## ●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
こどもと福祉の未来館の利用者数(こども支援センター含む)	人	179,792	160,020	169,700
地域子育て支援拠点 <sup>67</sup> 事業実施施設のある中学校区数	中学校区	13 (全 26 施設)	15	15
高齢者の通いの場 <sup>68</sup> の数	箇所	128	123	132
子ども食堂等子どもの居場所の設置数	箇所	35	41	47

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

## ●6年後のめざす姿

身近な地域で、誰でも気軽に利用できる場所が増え、交流したり相談したりできる居場所や拠点ができています。

そのために…市民の皆さんへ、トコロんからのメッセージ

◇地域には様々な世代・立場の方が集える居場所があります。  
身近な場所でどのような活動があるか調べてみましょう。



67 p.35 参照

68 地域の高齢者が、自主的に継続して介護予防等の活動を行う場の総称。

# 身近な地域に広がる ネットワークづくり

(福祉サービス利用環境の整備)

## 5 住民同士の見守り・支え合いの推進

【基本方針II】  
身近な地域に広がる  
ネットワークづくり  
(福祉サービス利用環境の整備)

### 基本施策

5 住民同士の見守り・支え合いの推進

6 地域福祉を進めるネットワークの強化

7 地域で活躍する団体への支援

### ●現状・これまでの主な取り組み

住民同士の関係性が希薄化し、ご近所とあいさつは交わすものの、地域のことはよくわからないという人が多くなっています。また、高齢化等により地域の中で支援を必要とする人が増え、日頃からの声掛けや見守りの重要性が高まっています。

本市では、トコロみまもりネット<sup>69</sup>、高齢者みまもり相談員<sup>70</sup>、認知症サポーター<sup>71</sup>、認知症地域支援推進員、ファミリーサポート事業<sup>72</sup>、民生委員・児童委員<sup>73</sup>や自治会・町内会など、各分野・各地域で、様々な主体によって見守り・支え合いの取り組みが進められています。

また、社会福祉協議会、地域包括支援センター<sup>74</sup>、地域づくり協議会<sup>75</sup>等を中心として、学習支援や高齢者の買い物支援など、社会福祉法人や民間事業者と連携した新たな取り組みも行われるようになりました。

### ●課題

誰もが置き去りにされることなく、安心して住み慣れた地域で暮らせるまちづくりを進めていくためには、住民一人ひとりが気づく心、支え合う心を持ち、できることから主体的に行動していくことが大切です。

地域では既に様々な取り組みが行われている一方で、ご近所のちょっとした困りごとをはじめ、社会的孤立やひきこもりの課題など、既存の支援制度に当てはまらない課題等、顕在化する新たな課題への対応が求められてきています。

身近な地域のことや近所の方が抱える課題などを地域住民が「我が事」として捉えられるよう、地域の福祉課題を主体的に把握する意識啓発が必要です。

また、実際に困りごとを抱えた人を把握した場合に地域住民が対処の仕方に悩まないよう、民生委員・児童委員等をはじめとする相談先へのつなぎ役の存在を更に周知する必要があります。

69 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、地域住民、協力機関、協力事業者でつくるネットワーク。

70 定期的に、希望する高齢者のお宅を訪問し、話し相手や安否確認、福祉サービス等の情報提供を行う、市で委嘱する相談員。

71 p.44 参照

72 育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（援助会員）を結びつけることで、仕事と育児を両立させるための環境整備と子育て支援の充実を図る事業。

73 p.4 参照

74 p.5 参照

75 p.7 参照

## ●取り組みの方向性

身近な地域での見守り・支え合い活動を引き続き支援・促進します。

また、単身高齢者はもとより、病気・障害、ひきこもり、社会的孤立などの新たな課題に対応していくため、既存の見守り体制のネットワークや、社会福祉法人や民間事業者との連携など、様々な機関を活用した見守りの仕組みの構築について検討を進めます。

### 主な取り組み

- ▶ 身近な地域での見守り・支え合い活動の促進（子ども・高齢者など）
- ▶ 高齢者などの生活支援ニーズに対応する活動の促進
- ▶ 福祉の相談窓口<sup>76</sup>と連携した見守りの仕組みの構築
- ▶ 地域の社会福祉法人や民間事業者などによる見守り体制の構築

## ●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
ファミリーサポート事業の利用件数	件	17,988	17,000	17,000
認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	人	22,518	33,000	40,500

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

## ●6年後のめざす姿

地域住民のほか、社会福祉法人や民間事業者等が地域の一員として日常的な見守りや手助けを行い、住民同士の支え合いの輪が広がっています。

そのために…市民の皆さんへ、ところんからのメッセージ

◇地域で支援が必要な人がいるか、考えてみましょう。  
◇ちょっとしたことでも結構です。地域で気になることについて、なにかできることがあるか考えてみましょう。



## 6 地域福祉を進めるネットワークの強化

【基本方針Ⅱ】  
身近な地域に広がる  
ネットワークづくり  
(福祉サービス利用環境の整備)

### 基本施策

5 住民同士の見守り・支え合いの推進

6 地域福祉を進めるネットワークの強化

7 地域で活躍する団体への支援

### ●現状・これまでの主な取り組み

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりや行政の取り組みだけでなく、地域の様々な組織や団体が連携し、協力し合えるネットワークづくりが重要です。

本市では、民生委員・児童委員協議会と自治会・町内会の連携や、地区ごとに設置が進む地域づくり協議会<sup>77</sup>と既存の団体・組織との連携など、それぞれの地区の実情に応じてネットワークの構築・強化が図られています。

また、こうした地域におけるネットワークの構築・強化にあたっては、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）<sup>78</sup>や生活支援コーディネーター<sup>79</sup>などが中心となって取り組んでいます。

### ●課題

多様化・複雑化する生活課題の解決に向けて、行政や市民に加え、自治会・町内会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体、NPO 法人や社会福祉法人などの様々な組織や団体が連携し、フォーマル・インフォーマルを問わない支援を展開していくことが求められています。

そのためには、地域における様々な組織や団体が、得意分野を活かしながら互いの活動や専門性への理解を深め、協力していくことが重要です。



地域づくり協議会などによる  
「地域づくり活動情報交換会」



地域住民や関係団体等による住民懇談会

77 p.7 参照

78 p.2 参照

79 p.34 参照

## ● 取り組みの方向性

地域福祉に関わる各団体の活動内容や地域の福祉課題、活用できる社会資源などの情報共有を図りながら、組織・団体等のそれぞれの長所を活かした連携・ネットワーク構築とその強化に引き続き取り組みます。

また、ネットワークのコーディネーター役を担う社会福祉協議会や地域包括支援センター<sup>80</sup>との連携・支援を通じて、地域の様々な組織・団体、民間事業者等によるネットワークの強化を後押しします。

### 主な取り組み

- ▶ 地域福祉に関わる組織・団体などのネットワークの強化
- ▶ 民生委員・児童委員協議会や自治会・町内会等との連携の強化
- ▶ 社会福祉協議会との連携の強化
- ▶ 地域包括支援センターとの連携の強化

## ● 取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
民生委員・児童委員 <sup>81</sup> による相談支援件数	件	5,542	6,000	6,000
生活支援コーディネーターや協議体の活動を通じて把握する地域における社会資源の数	個	796	863	905

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

## ● 6年後のめざす姿

地域住民をはじめ、行政や地域福祉に関わる団体、関係機関が一体となり、連携して情報交換や地域福祉の推進に取り組んでいます。

そのために…市民の皆さんへ、トコロんからのメッセージ

◇地域では、関係機関のほか、様々な個人・団体が福祉活動を行っています。ご自身の地域ではどのような担い手がいるか、どのような活動が展開されているか、調べてみましょう。



80 p.5 参照  
81 p.4 参照

## 7 地域で活躍する団体への支援

【基本方針Ⅱ】  
身近な地域に広がる  
ネットワークづくり  
(福祉サービス利用環境の整備)

### 基本施策

5 住民同士の見守り・支え合いの推進

6 地域福祉を進めるネットワークの強化

7 地域で活躍する団体への支援

### ●現状・これまでの主な取り組み

地域では、自治会・町内会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体、NPO法人や社会福祉法人など、様々な組織や団体がそれぞれの専門性や強みを活かして地域福祉活動に取り組んでいます。

本市では、こどもと福祉の未来館をはじめ、市民活動支援センター<sup>82</sup>や各まちづくりセンター<sup>83</sup>等において、組織・団体に対する活動場所の提供や活動の周知等を行っているほか、各関係所管を中心として活動のバックアップや担い手確保等について支援しています。

また、地域福祉のけん引役として、各地域において活動を展開する社会福祉協議会について、運営支援を行うとともに、情報共有や活動支援等を行っています。

### ●課題

各地域では、団体や組織がそれぞれの強みを活かし、地域福祉推進に不可欠な活動を展開する一方で、財源の不足や活動場所確保の問題、活動する方々の高齢化などによる担い手・後継者の不足等により、活動の継続が困難な例も多くなってきています。

住民に身近な圏域の中で、住民が直面している地域生活課題にきめ細かく対応するには、これら地域で活躍する団体の継続的な活動が重要になります。

また、多様化・複雑化し、増大し続ける福祉ニーズに伴い、民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会など、地域で相談支援を担う組織の体制強化が求められています。



ボランティア団体による手話体験(左の写真)・点字体験(右の写真)の様子(未来館まつりにて)

82 p.7 参照

83 p.4 参照

## ●取り組みの方向性

地域における様々な組織や団体がその意義や役割を果たし、継続的に活躍できるよう、引き続き活動支援に取り組みます。

民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会については、地域福祉推進の中核を担う組織として、活動支援や組織の基盤強化に取り組みます。

### 主な取り組み

- ▶ 地域で活動するボランティア団体・NPO 法人等、各団体の育成・支援
- ▶ 社会福祉協議会の機能強化
- ▶ 民生委員・児童委員<sup>84</sup>活動の支援

## ●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
こどもと福祉の未来館(地域福祉センター)に登録している利用者団体数	団体	209	250	280
「応援します！地域福祉活動助成事業」の助成件数	件	60	60	60
社会福祉協議会の職員数に占める正規職員数の割合	%	71.4	80.9	85.7
民生委員・児童委員の充足率	%	94.6 (469/496)	100	100

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

## ●6年後のめざす姿

地域福祉活動の担い手である社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体やNPO法人等が、その力を最大限に発揮し、地域福祉の推進に取り組んでいます。

そのために…市民の皆さんへ、ところんからのメッセージ

◇地域で活動する様々な団体へのご理解・ご協力をお願いします。  
◇団体への支援として、寄付等へのご理解・ご協力をお願いします。  
◇こどもと福祉の未来館、市民活動支援センター、社会福祉協議会などでは様々な団体の紹介を行っています。ご自身の力を発揮できる場はないか調べてみましょう。



# 安心・安全に地域で生活できる環境づくり

(セーフティネットの整備)

## 8 権利擁護の推進

【基本方針Ⅲ】  
安心・安全に地域で生活できる環境づくり  
(セーフティネットの整備)

### 基本施策

#### 8 権利擁護の推進

#### 9 生活困難者等への支援

#### 10 災害時等の安心・安全の仕組みづくり

#### 11 誰もが住み続けられる地域づくり

### ●現状・これまでの主な取り組み

誰もが地域で安心して生活するためには、一人ひとりの人権や財産が守られ、虐待などを受けることがないように、権利擁護の仕組みが重要となります。

本市では、権利擁護に関する各制度・事業の周知・啓発、人権教育の推進、関係機関との連携による児童・高齢者・障害者等の虐待防止等に取り組んでいます。

また、各種福祉サービスの質の向上・利用者保護のため、市が運営する社会福祉施設に関する苦情解決事業を実施しています。

加えて、保護観察処分になった人を地域社会で適切に導きながら、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える保護司<sup>85</sup>等の拠点として、更生保護サポートセンター<sup>86</sup>の拠点確保等、再犯防止対策の推進に向けた支援を行っています。

### ●課題

全国的に児童・高齢者・障害者等に対する虐待事件は後を絶たず、引き続き虐待防止の取り組みが求められています。また、高齢化が進む中、判断能力が十分ではない認知症高齢者などの権利や財産などが守られ、虐待などを受けることがないようにするための権利擁護の仕組みが更に重要になっています。

人権問題については、同和問題（部落差別）<sup>87</sup>や女性、DV<sup>88</sup>被害者、障害者等に加え、LGBT<sup>89</sup>など性的少数者の人権問題、ヘイトスピーチ、コロナ禍による偏見、差別など、新たな課題が表面化しており、複雑・多様化する人権問題の解決に向けて、関係機関や民間事業者等と連携を図りながら取り組むことが求められています。

85 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。

86 保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。

87 日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題。

88 domestic violence の略称。夫婦や恋人など親密な関係で行われる暴力のこと。暴力には、身体的な暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがある。

89 p.34 参照

## ●取り組みの方向性

権利擁護に関する各制度・事業の周知と利用促進を図るとともに、国や県、関係団体等と連携しながら新たな課題への対応を含めた意識啓発等、差別や偏見の解消に向けて取り組めます。

身近な地域での虐待防止、苦情解決制度<sup>90</sup>の普及による福祉サービスなどの質の向上、再犯防止対策の推進等に取り組めます。

### 主な取り組み

- ▶ 所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に基づく取り組みの推進（再掲）
- ▶ 人権教育の推進
- ▶ 虐待防止及び再犯防止対策の推進
- ▶ 成年後見制度の推進（詳細は p.65～所沢市成年後見制度利用促進基本計画参照）

## ●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例の周知のための出前講座開催数	回	16	5	5
人権教育に関する講座の参加者の理解度	%	92	96	99
更生保護サポートセンターにおける活動件数	件	547	587	617

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

## ●6年後のめざす姿

地域での生活や権利を守るため、様々な立場の人への理解が深まっています。また、権利擁護や虐待防止に向けて、多くの市民が見守り、担い手として活動しています。

そのために…市民の皆さんへ、ところんからのメッセージ

- ◇異なる立場や価値観があることを知り、尊重しましょう。
- ◇人権問題に関する講座などに参加してみましょ。



90 社会福祉法第 82 条の規定に基づく、社会福祉事業の経営者が利用者等からの苦情を適切に解決するための体制。

## 9 生活困難者等への支援

【基本方針Ⅲ】  
安心・安全に地域で  
生活できる環境づくり  
(セーフティネットの整備)

### 基本施策

- |    |                   |
|----|-------------------|
| 8  | 権利擁護の推進           |
| 9  | 生活困難者等への支援        |
| 10 | 災害時等の安心・安全の仕組みづくり |
| 11 | 誰もが住み続けられる地域づくり   |

### ●現状・これまでの主な取り組み

本市では、生活困窮者自立支援事業<sup>91</sup>として、福祉の相談窓口<sup>92</sup>を中心に、自立相談支援や住居確保給付金の支給、学習支援、家計改善支援、一時生活支援などにより、複合的な問題を抱え地域で孤立している生活困窮者に対する包括的な支援に取り組んでいます。

また、社会福祉協議会では、フードドライブ<sup>93</sup>、ひとり親家庭への自立支援等、生活困窮者やひきこもりを含めて様々な課題を抱えた方に対する支援に取り組んでいます。

更に、地域では NPO 法人を中心として、コミュニティ食堂<sup>94</sup>の運営などの取り組みが進められています。

### ●課題

地域では、8050 問題<sup>95</sup>などの複合的な課題を抱えている世帯の問題や、子どもの貧困、ひきこもり等、これまでの支援制度では対応が難しい制度の狭間の問題などが顕在化してきています。

市民アンケートでは、生活困窮者への支援について、直接的な支援意欲は低いものの、生活必需品等の寄付など間接的な支援であれば協力してみたいという意向も見られることから、市民参加による間接的な支援のあり方を検討する必要があります。

また、経済状況や雇用環境の悪化に伴う一時的な支援として、生活福祉資金貸付事業や住居確保給付金の支給が急増する中、生活再建に向けた長期的な支援が必要であり、支援のあり方等を検討する必要があります。

91 p.31 参照

92 p.6 参照

93 家庭などで余った食品で、保存がきく食品を提供してもらい、生活困窮のため食品の購入が困難な世帯に支給する事業。

94 地域において市民団体などが運営し、主に飲食の場を通じて地域住民同士の交流の場や居場所として利用される、地域のつながりを深める場所。

95 p.2 参照

## ●取り組みの方向性

福祉の相談窓口を中心とする生活困窮者自立支援事業に基づく取り組み等、従来の支援に引き続き取り組みます。また、社会福祉協議会による各種支援を後押しするとともに、意欲的な市民による間接的な支援のあり方について検討します。

生活困窮者の経済的自立に加えて、日常生活や社会生活における自立支援に取り組みます。

また、複合的な課題を抱えているケースや、子どもの貧困、ひきこもりなどに対する支援における関係各課や関係機関の連携を進めます。

### 主な取り組み

- ▶ 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的な運用による自立の促進
- ▶ 失業者、ホームレス、ひきこもりなどに対する支援
- ▶ 子どもの貧困に対する支援

## ●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
生活困窮者自立支援事業の新規相談者数	人	1,119	— 注)	— 注)
生活保護受給者に対する就労支援事業の利用者数	人	544	540	540
フードドライブによる支援件数	件	520	560	560

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

注)新型コロナウイルス感染症の影響により予測が困難であるため、本計画策定時における目標値の設定は見送ることとしました。

## ●6年後のめざす姿

生活困窮者に対する公的な支援や、市民参加の支援が行き届き、自立につながっています。また、解決が難しい問題についても、関係機関との連携により、継続的な支援につながっています。

そのために…市民の皆さんへ、トコロんからのメッセージ

- ◇身近に支援が必要な方がいるか、またどのような支援ができるか、考えてみましょう。
- ◇ご自身のできる範囲で結構です。困っている人がいたら、見守り、話しかけ、手を差し伸べてみましょう。



# 10 災害時等の安心・安全の仕組みづくり

【基本方針Ⅲ】  
安心・安全に地域で  
生活できる環境づくり  
(セーフティネットの整備)

## 基本施策

- |                      |
|----------------------|
| 8 権利擁護の推進            |
| 9 生活困難者等への支援         |
| 10 災害時等の安心・安全の仕組みづくり |
| 11 誰もが住み続けられる地域づくり   |

### ●現状・これまでの主な取り組み

本市では、総合防災訓練の実施をはじめ、自主防災組織への支援、「防災ガイド・避難所マップ」の作成、避難行動要支援者名簿<sup>96</sup>の整備・活用促進、災害時応援協定<sup>97</sup>の締結による福祉避難所<sup>98</sup>の整備などを進めています。

また、社会福祉協議会では大きな災害があった場合を想定し、災害ボランティアセンターの運営をサポートする市民スタッフを登録し、こどもと福祉の未来館を拠点として運営する「災害ボランティアセンター」の立ち上げ訓練に取り組んでいます。

### ●課題

災害発生時の公的救助・支援には限界があり、これを補うためには、自主防災組織を含めた地域の助け合いが行われることが重要です。

他方で、緊急時・災害時の助け合い・仕組みづくりや避難行動要支援者名簿の整備状況は、地域によって異なります。また、昨今全国で発生している災害では、支援を必要としながら、健康・身体状況等により自宅で避難生活を送る在宅避難者の把握やその支援が課題となっています。

こうしたことから、日頃から高齢者、障害者、子育て中の世帯など、支援を必要とする人を含め、お互いの顔が見える関係づくりをしておくことが重要です。また、市民アンケートでは、前回調査と比較して災害時に協力意向のある人が増加していることがわかりました。こうした市民の高い意欲・関心を活用することも今後検討していく必要があります。



防災ガイド・避難所マップ



災害ボランティアセンター現地訓練

96 災害が発生した場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者の名簿。

97 p.7 参照

98 p.7 参照

## ●取り組みの方向性

災害時の孤立を防ぎ、地域住民同士で手助けができるよう、防災を切り口とした交流機会の創出等により、顔の見える関係づくりを進めます。

また、民生委員・児童委員<sup>99</sup>や自治会・町内会など地域の避難支援等関係者による避難行動要支援者名簿の更新・活用促進等に引き続き取り組むとともに、在宅避難者の支援のあり方について検討を行います。

災害時の助け合いに対する市民の意欲・関心を活かし、地域の中で災害時に支援する人と支援を必要とする人とのマッチングを進めます。

災害ボランティアセンターについて、引き続き、運営を担う社会福祉協議会を支援しながら、情報伝達や設備面等での充実を図ります。

### 主な取り組み

- ▶ 避難行動要支援者名簿の整備・活用
- ▶ 福祉避難所の整備
- ▶ 在宅避難者（要配慮者）に対する支援
- ▶ 災害ボランティアセンターの設置・運営支援

## ●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
避難行動要支援者名簿登録同意者数	人	6,880	6,900	6,900
災害時における福祉避難所施設利用に関する協定締結件数	件	18	21	21
災害ボランティアセンター市民スタッフ登録者数	人	59	80	100

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

## ●6年後のめざす姿

地域での顔の見える関係づくりが進み、災害時に助け合える仕組みが整っています。  
また、高齢者や障害者等が安心して避難できる拠点が確保されています。

そのために…市民の皆さんへ、トコロんからのメッセージ

- ◇日頃から災害に備えておきましょう。
- ◇身近に避難することが難しい人がいないか、確認しておきましょう。
- ◇災害が起こったときは、助け合い、できることに取り組みましょう。



# 11 誰もが住み続けられる地域づくり

【基本方針Ⅲ】  
安心・安全に地域で  
生活できる環境づくり  
(セーフティネットの整備)

## 基本施策

- |                      |
|----------------------|
| 8 権利擁護の推進            |
| 9 生活困難者等への支援         |
| 10 災害時等の安心・安全の仕組みづくり |
| 11 誰もが住み続けられる地域づくり   |

### ●現状・これまでの主な取り組み

本市では、ユニバーサルデザイン<sup>100</sup>、バリアフリー等の理念に基づいた各公共施設や道路・歩道等の整備をはじめ、聴覚・視覚障害者の方へのコミュニケーション支援、高齢者世帯へのふれあい収集事業<sup>101</sup>等、ハード・ソフト両面で全ての人が安心して住み続けられるためのまちづくりを進めています。

公共交通については、交通事業者や地域住民との連携のもと、路線バスやところバスの更なる充実を図るとともに、持続可能な地域公共交通を推進しています。

また、住まいについては、「埼玉県住まい安心支援ネットワーク<sup>102</sup>」が設立され、埼玉県、市町村、各住宅関連事業者団体、居住支援団体の連携のもと、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への円滑な入居が進められています。

### ●課題

高齢化の進展や障害者の地域生活への移行促進等により、道路のバリアフリー化や施設等におけるユニバーサルデザイン化、移動支援の充実等が一層求められています。

市民アンケートでは、安全な市街地整備や防犯対策の強化に加えて、生活マナーの向上対策が重視されるなど、住まいに伴う安全面・衛生面の要望が高くなっています。

また、地域で安心した生活を送るためには住まいの存在が重要ですが、昨今では、低所得者、高齢者、障害者、外国人、DV<sup>103</sup>被害者など、住まいの確保に困難を抱える住宅確保要配慮者への支援が課題となっています。



多目的トイレ(こどもと福祉の未来館)



駅ボランティア体験会の様子

100 年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、すべての人が心豊かに暮らせるような社会を築くため、さまざまな人に配慮し、すべての人にとって利用しやすい、施設、製品、環境、サービスなどをつくらうとする考え方。

101 身近な人の協力を得ることができず、健康状態や障害等により自分でゴミを集積所へ出すことが困難な高齢者等に対して、週1回戸別訪問し戸口先から分別されたゴミ(粗大ゴミを除く)を一括収集する事業。

102 住宅セーフティネット法に基づく居住支援団体として、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人、その他住宅の確保に特に配慮を要する者(住宅確保要配慮者)の民間賃貸住宅への円滑入居等を推進する組織。

103 p.54 参照

## ●取り組みの方向性

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、ハード・ソフト両面でのまちづくりを推進し、住まいを取り巻く生活環境の向上に取り組めます。

住まいの確保については、住宅確保要配慮者への支援に取り組む埼玉県や民間事業者等と連携し、住宅ストックの維持や住まいの安定的な供給に努めます。

### 主な取り組み

- ▶ 道路・施設などのバリアフリーやユニバーサルデザインの推進
- ▶ 住宅確保要配慮者の入居支援の強化
- ▶ 高齢者等に寄り添った生活環境向上の推進

## ●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
住宅・住環境に関する施策の満足度	%	42.9	68.0	69.5
埼玉県住まい安心支援ネットワークにおけるあんしん賃貸住まいサポート店の数	軒	5	5	5
駅ボランティア登録者数 <sup>104</sup> (累計)	人	2,460	2,760	3,060
防犯パトロール用品の貸出件数	件	31 (267点)	39 (279点)	45 (288点)

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

## ●6年後のめざす姿



**誰もが住まいや移動などに困難を抱えることなく、地域で安心して暮らしています。**

そのために…市民の皆さんへ、ところんからのメッセージ

◇日頃、何気なく利用している駅、道路、施設などにも、人によっては障害になる箇所があります。困っている人を見かけたら声をかけてみましょう。



104 鉄道駅等の場所で、高齢者や身体障害者等が安全で快適に移動できるよう支援を行う駅ボランティアとして登録した人数。

# 第5章 計画の推進

## 1 計画の推進にあたって

地域福祉計画を推進するねらいは、地域福祉の基盤を整えることによって、市民が地域福祉に関わる多様な機会を生み出し、地域の支え合いを活性化させていくことです。このため、計画の推進においては、市民の行動に働きかける観点から、そのための方策を定めるとともに、計画を推進する体制を整えます。

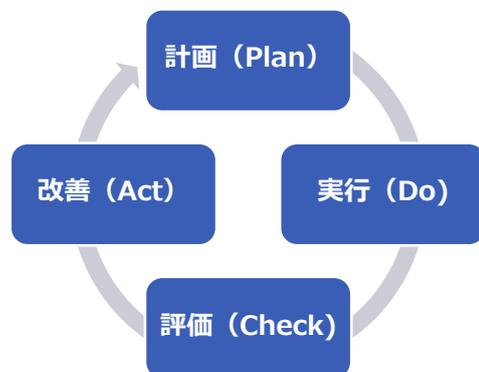
本計画における具体的な事業や取り組みを進めるにあたっては、市民をはじめ、自治会・町内会、民生委員・児童委員<sup>105</sup>、ボランティア団体、NPO法人、民間事業者、社会福祉法人など、地域にいる様々な関係者が展開の担い手となり、市がその推進・支援を行います。また、これらの関係者が、それぞれに期待される役割を担い、協働・連携して計画を推進します。

## 2 計画の実現に向けて

### (1) 指標に基づく客観的な計画評価の実施

本計画において設定した目標値について、計画推進の目安として変化を把握し、取り組みの評価を行うとともに、推進に活用します。計画評価については、計画期間6年の半期にあたる3年ごとに実施します。

また、計画に基づく地域福祉施策を着実に推進していくため、PDCAサイクルに基づく継続的な改善を図ります。



### ● 計画の推進

計画期間	第2次	第3次計画(上半期)			第3次計画(下半期)		
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
所沢市地域福祉推進委員会	第3次計画策定	実行・評価・改善			実行・評価・改善 第4次計画へ		
所沢市庁内地域福祉推進連絡会議		進捗状況の確認・検討			進捗状況の確認・検討		

## (2) 計画の推進体制

### ●所沢市地域福祉推進委員会

本計画は、市民と市が協働で進める計画として、実現したい将来像に照らし、進捗状況や事業の方向性をチェックする評価・管理体制が必要です。

このため、進捗状況を報告し、市の施策・事業の評価結果も含めた現況確認や今後の推進方法、対策などについて総合的に検討・評価する第三者機関として、所沢市地域福祉推進委員会を位置づけます。

### ●所沢市庁内地域福祉推進連絡会議

地域福祉の施策は、高齢者、障害者、子ども・子育てなどの福祉分野をはじめ、保健・医療、防犯・防災等、様々な分野横断的な連携による推進が求められます。

そのため、本市での地域福祉に関連する情報の共有とともに、各分野における取り組みのより効果的な運用を図る庁内組織として、所沢市庁内地域福祉推進連絡会議を位置づけます。

## (3) 社会福祉協議会との連携

市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、ともに市民参加を通じて地域福祉の推進を図るという共通の目的を持ち、互いに連携を通じて、所沢市の地域福祉の推進に取り組む関係にあります。両計画の共有や進行管理を効果的に行うため、社会福祉協議会と定期的な連携を図る機会を設けます。

所沢市「地域福祉計画」 SMILE プラン  
社会福祉協議会「地域福祉活動計画」 WITH プラン

WITH SMILE(笑顔で)  
連携を通じて“笑顔で”  
地域福祉を推進する

## 3 留意事項

### (1) 財源の確保

本計画に掲げた事業に取り組むには、財源を確保しなければなりません。その財源となる歳入は、生産年齢人口の減少に伴い、市税収入の伸びが期待できない状況にあります。計画の推進にあたっては、限られた財源の中で最大の成果を挙げるため、創意工夫していく必要があります。

## (2) 「誰一人取り残さない社会」の実現

本市の最上位計画「第6次所沢市総合計画(令和元年度～令和10年度)」は、SDGs<sup>106</sup>の観点を踏まえて策定しており、17のゴールは、本市の事業全てに関わるとの考え方が示されています。

本計画における重点施策及び基本施策についても、SDGsの17のゴールやターゲットに関連するものとして、経済・社会・環境を調和させながら「誰一人取り残さない社会」をめざすものです。



## (3) 多様化する社会での新たな福祉の推進

少子高齢化の進行等に加え、複合的な課題や制度の狭間の問題といった新たな課題の顕在化が地域社会に影響を与える中、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症による社会の混乱(いわゆる「コロナ禍」)は、市民生活や行政活動にとりわけ大きな影響を与えました。

市民生活においては、ソーシャルディスタンスの確保を基本に人と人との関わり方を変えたほか、在宅勤務やオンラインによる会議など、日々の暮らし方や働き方などを変えました。

行政においては、イベントや事業の自粛、公共施設の利用制限等を余儀なくされたほか、福祉分野においては、対面しない方法での見守り・訪問や相談支援のあり方が模索されるなど、福祉サービスや支援のあり方を大きく変えました。

これらの社会変化は看過できるものではありません。今後は、人と人との関わり方、一人ひとりの地域生活のあり方などを含めて、新しい生活様式<sup>107</sup>に留意しながら地域福祉を推進していく必要があります。

106 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略で、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っているもの。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、我が国においても積極的に取り組みが進められている。

107 新型コロナウイルス感染症が、長期間にわたり感染拡大するのを防ぐために、厚生労働省が公表した行動指針。飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策を、日常生活に定着させ、持続させるもの。



## 所沢市成年後見制度利用促進基本計画

# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1 策定の背景

近年、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者や単身高齢者の増加も見込まれており、判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の必要性がますます高まっています。また、日常生活での判断等に不安を抱える方へのサポート、障害者の「親亡き後」の問題といった成年後見制度を取り巻く様々な課題も顕在化しています。

しかしながら、全国的に見ても、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況にあり、権利擁護や成年後見制度に関する理解・活用が進む仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

成年後見制度は、認知症、知的障害や精神障害などによって判断能力が不十分な人の権利や財産を守るための制度として、従来の禁治産制度が見直され、平成 12 年に介護保険制度と同時にスタートしました。介護保険制度は、利用者本人が事業者と契約してサービスを受けるものであり、判断能力が不十分な人でもサービスを受けることができるようにするための成年後見制度と合わせて、高齢者の生活を支える車の両輪と言われています。

また、平成 28 年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行し、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった制度の理念が更に尊重され、平成 29 年には国の「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定しています。

これにより、概ね令和 3 年度までに「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を定めるよう努めること、利用促進に向けて必要な体制の整備を講ずることが明示されました。

また、令和 2 年には、専門職後見人、親族後見人、市民後見人<sup>108</sup>等のいずれにとっても、本人の意思決定支援を踏まえた後見事務を行う上で参考にされ、活用されることを期待し、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が策定されました。

本市ではこれまで、地域福祉計画に成年後見制度の利用促進を含む権利擁護の推進を位置づけ、成年後見制度の周知啓発や利用支援、相談体制整備、関係機関・関係団体等との連携などに取り組んできたところですが、これらの経緯を踏まえつつ、市として新たに所沢市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、制度の更なる利用促進に向けた取り組みを進めていくものです。

平成 12 年 成年後見制度スタート（禁治産制度の見直し）

あまり利用が進まない

平成 28 年 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行

平成 29 年 国の成年後見制度利用促進基本計画

⇒令和 3 年度までに市町村計画を策定（努力義務）

関係機関との協議・検討組織の立ち上げ

令和 2 年度 所沢市成年後見制度利用促進基本計画策定

令和 3 年度以降、制度の更なる促進に向けた取り組みを進める

## 2 計画の位置づけ・期間

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条の当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。

また、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりとして、個人の意思の尊重や自立、安心・安全な地域生活の実現が含まれている第 3 次所沢市地域福祉計画と連携し、同一の理念のもと、一体的に策定することにより、進行管理の効率化や福祉分野における多角的な視点を踏まえた評価を行います。

なお、本計画の期間は第 3 次所沢市地域福祉計画と整合性を図るため、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間とします。

（参考）成年後見制度の利用の促進に関する法律

（市町村の講ずる措置）

第一四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

二 略

（参考）国 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

・ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一体的なものとも考えられる）

### 3 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であるため、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、選任された支援者（成年後見人等）により、法律面や生活面で支援する制度です。

成年後見制度は大きく分けて①法定後見制度と②任意後見制度の、2つの種類があります。

#### ①法定後見制度

法定後見制度とは、既に判断能力が不十分である場合に、本人又は配偶者・四親等以内の親族等の申立てによって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の支援者として選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3種類が用意されています。

##### ■法定後見制度の3種類

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、民法第13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

#### ②任意後見制度

任意後見制度とは、本人に判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者です。

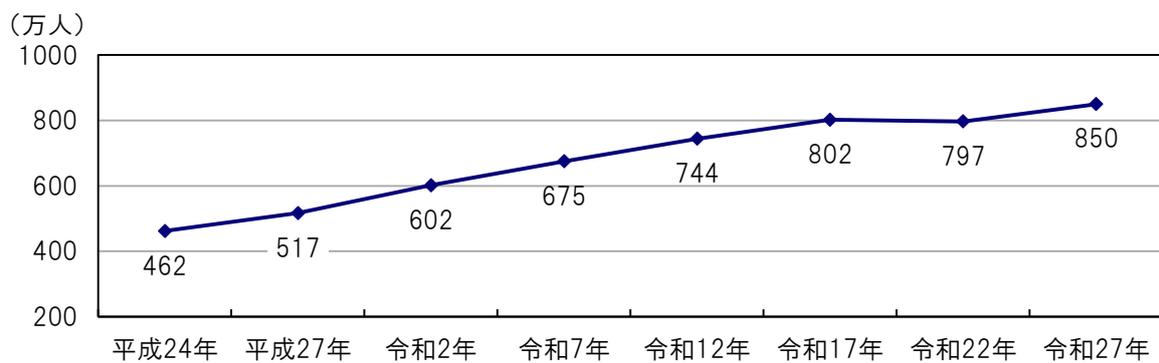
# 第2章 成年後見制度を取り巻く状況

## 1 全国的な傾向

### (1) 対象者の推計

認知症患者数の将来推計は、令和7年までに、推計で675万人となっており、その後も更なる増加が見込まれています。

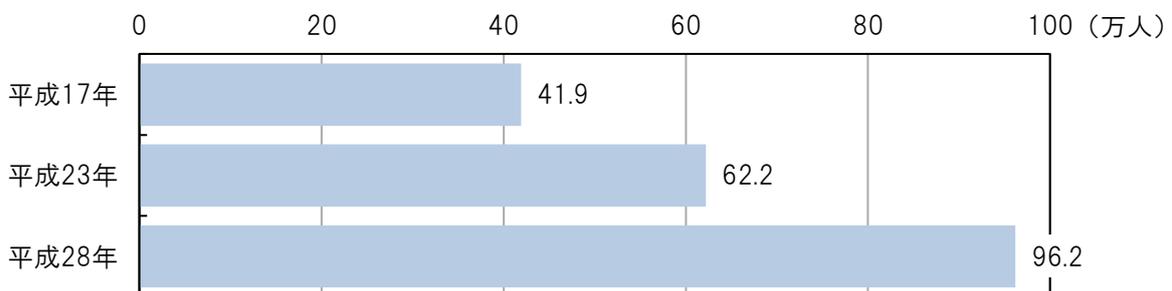
#### ■認知症患者数の将来推計(全国)



出典：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況(令和2年6月)」

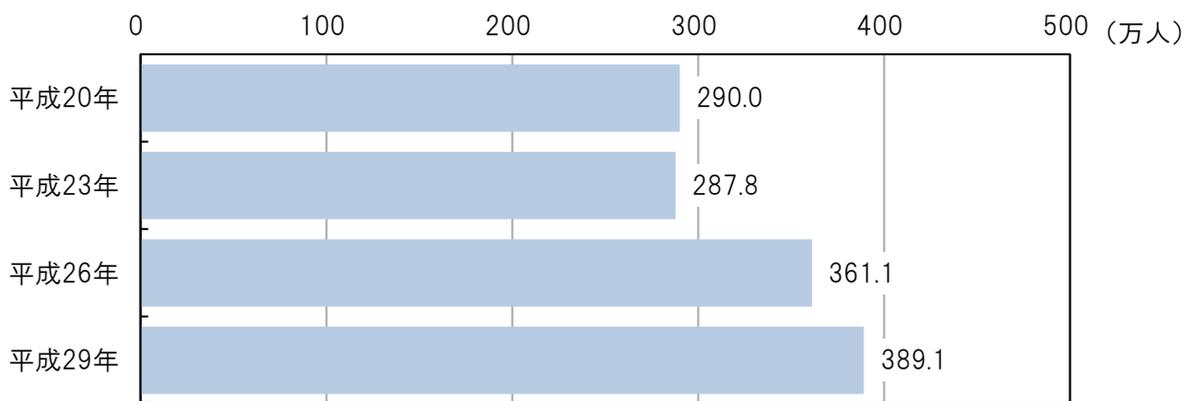
知的障害者、精神障害者数はいずれも増加しており、知的障害者は約10年間で約54万人(約2.3倍)、精神障害者数は約99万人(約1.3倍)増加しています。

#### ■療育手帳所持者数の推移(全国)



出典：厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(平成17年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成23年～)を基に作成

■精神障害者数の推移(外来・全国)

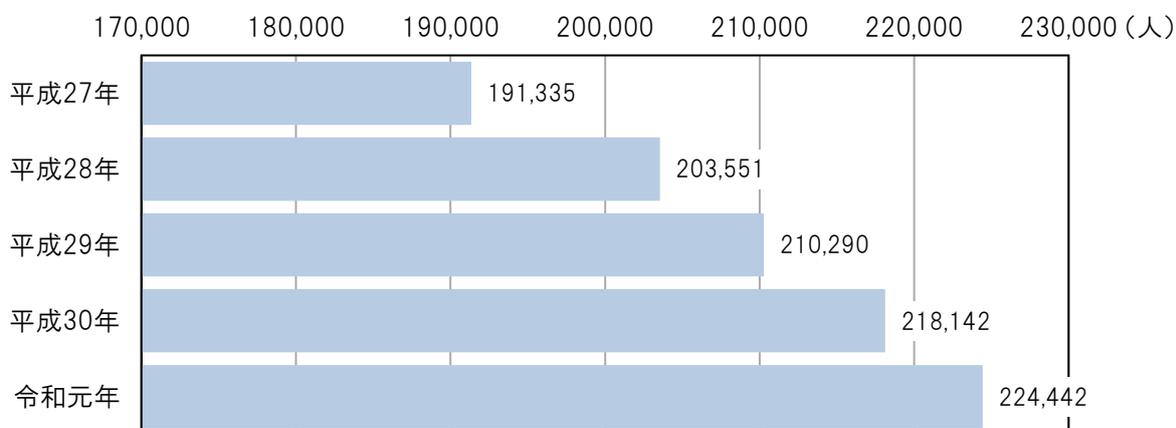


出典:厚生労働省「患者調査」

## (2) 成年後見制度の利用状況

令和元年12月末日時点における成年後見制度の利用者数は224,442人で、日本の総人口(令和2年1月1日時点)に占める利用者数の割合は0.18%でした。また、埼玉県では1,633人、本市では417件(市人口比0.12%)となっています。

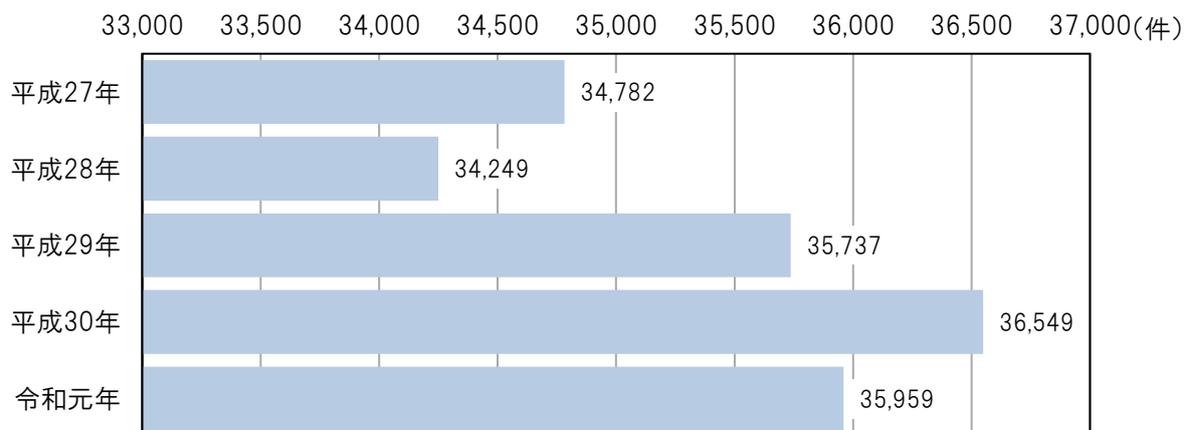
■成年後見制度の利用者数の推移(全国)



出典:最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

過去5年における申立て件数の推移をみると、35,000件前後で推移しています。

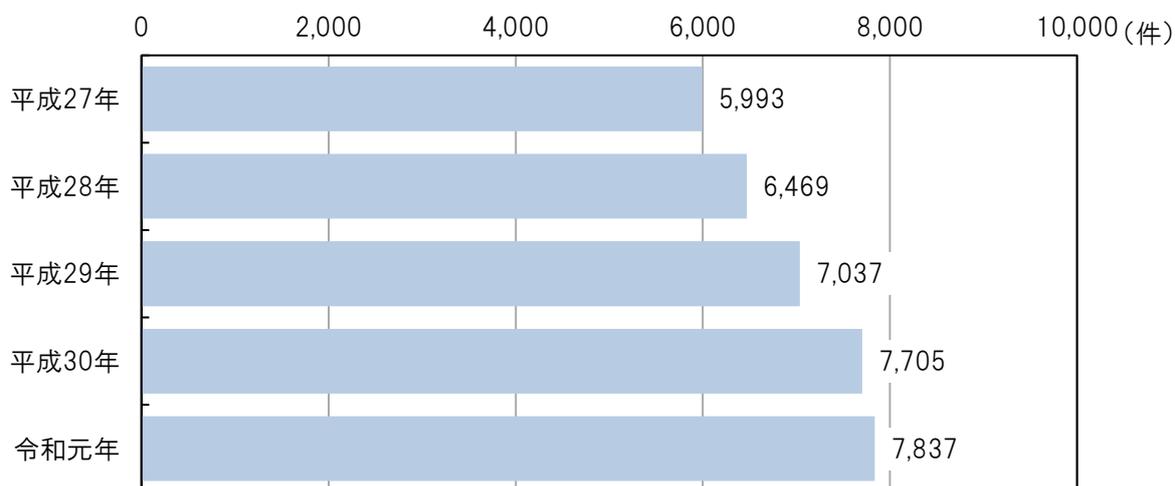
■過去5年における申立て件数の推移(全国)



出典:最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

市区町村長申立て件数の推移をみると、申立て件数は増加傾向にあり、過去5年間で約1.3倍となっています。

■市区町村長申立て件数の推移(全国)

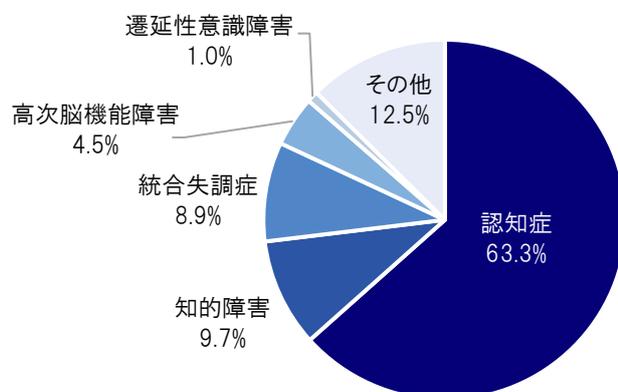


出典:厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況(令和2年6月)」

### (3) 申立ての理由

申立ての理由は認知症が63.3%を占めています。

#### ■ 申立ての理由(令和元年の1年間)

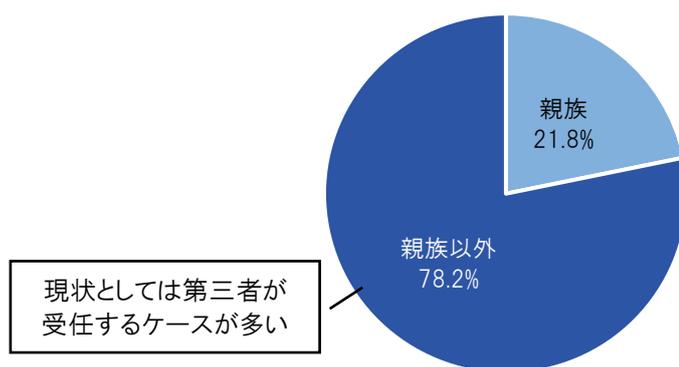


出典:最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

### (4) 成年後見人等の受任者

親族以外の第三者(弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、社会福祉法人等)が受任する割合が78.2%を占めています。

#### ■ 本人から見た成年後見人等の受任者の割合(令和元年の1年間)



出典:最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

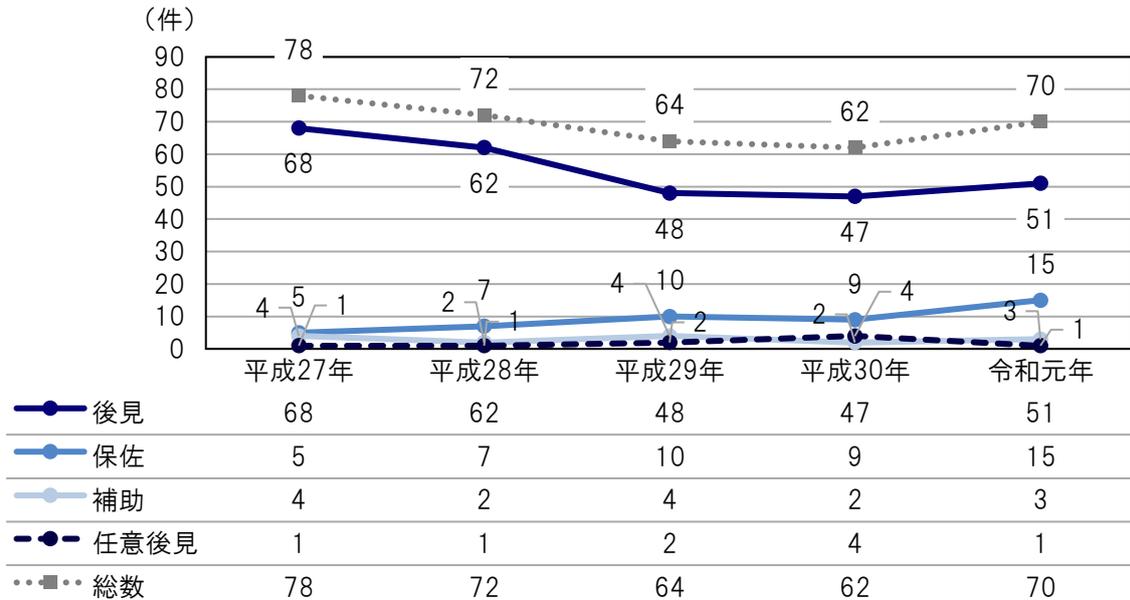


## (2) 制度の利用状況

### ①本市の申立て件数

申立て件数の推移をみると 70 件前後で推移しています。

#### ■本市における申立て件数の推移

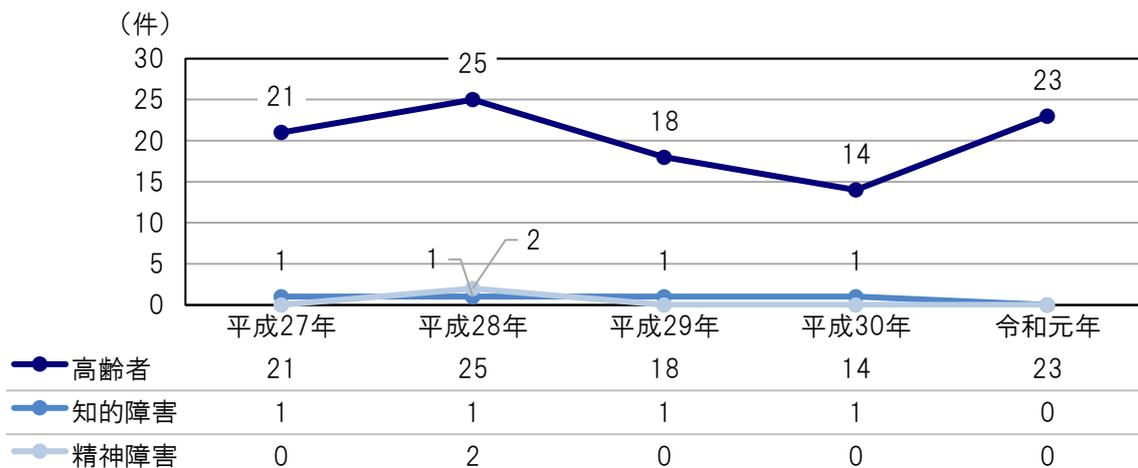


出典:さいたま家庭裁判所川越支部

### ②市長申立て<sup>109</sup>件数

市長申立て件数の推移をみると、20 件前後で推移しています。

#### ■市長申立て件数の推移(対象者別)



出典:地域福祉センター

### (3) 相談件数

成年後見制度に係る相談件数は毎年度増加傾向にあり、平成 28 年度と比較して約 2.3 倍になっています。特に平成 28 年度から平成 29 年度にかけては、こどもと福祉の未来館が開館し、福祉の相談窓口<sup>110</sup>が開設されたことにより大きく相談件数が増えています。

相談先としては福祉の相談窓口や地域包括支援センター<sup>111</sup>が多くなっています。

(\*)

#### ■ 成年後見制度に係る相談件数の推移

単位:件	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
福祉の相談窓口	65	274	325	331
高齢者支援課	7	11	19	23
地域包括支援センター(14 箇所合計)	175	150	174	254
障害福祉課(委託相談支援事業所含む)	29	21	21	34
こころの健康支援室	3	13	2	2
合計	279	469	541	644

出典:地域福祉センター(福祉の相談窓口と委託相談支援事業所の件数は一部重複)

\* 記載の相談先以外にも市内で活動する NPO 法人等の相談先があります。

110 p.6 参照

111 p.5 参照

## (4) 制度認知の状況

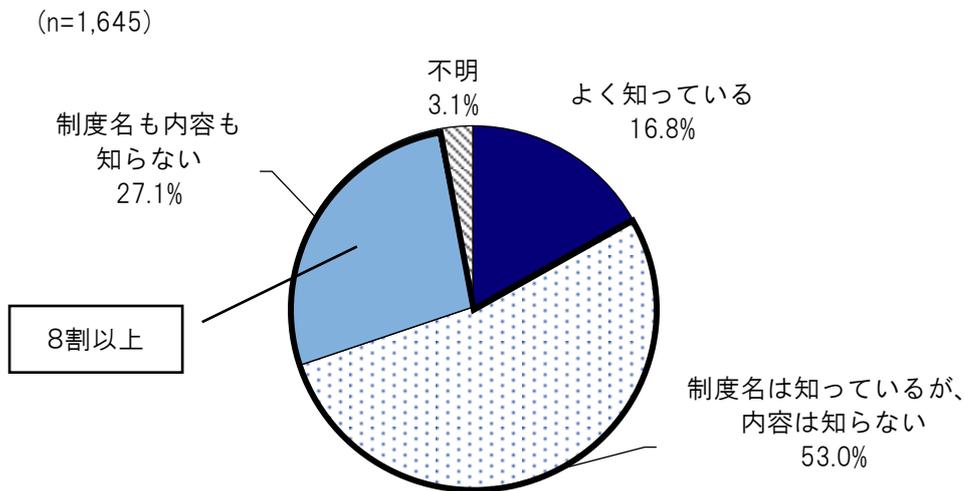
### ①成年後見制度の認知度及び利用意向

第3次所沢市地域福祉計画策定に向けて、令和元年度に市民アンケートを実施しました（p.22 参照）。

このうち成年後見制度についての認知度や利用の意向についての質問では、回答者の約8割が「成年後見制度の内容を知らない」と回答しています。

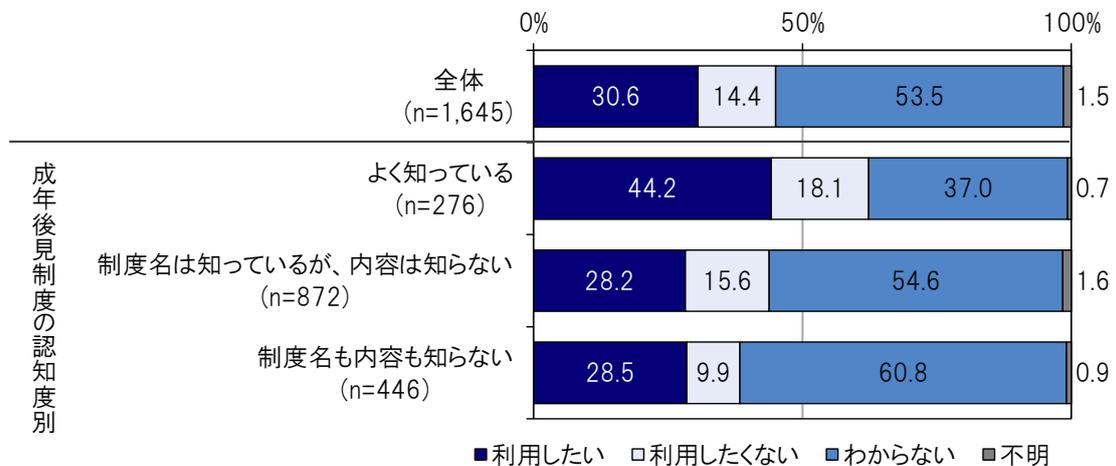
また、「制度を利用したい」という人は全体の30.6%でしたが、回答者を「制度をよく知っている」人に限定してみると、「制度を利用したい」という人の割合が44.2%にまで増えていることが分かります。これらにより、制度を広く周知することが制度への理解を深め、利用促進につながるものと考えられます。

#### ■成年後見制度の認知度\*



出典：第3次所沢市地域福祉計画策定に関する市民意識調査

#### ■成年後見制度の認知度別 今後の利用意向\*

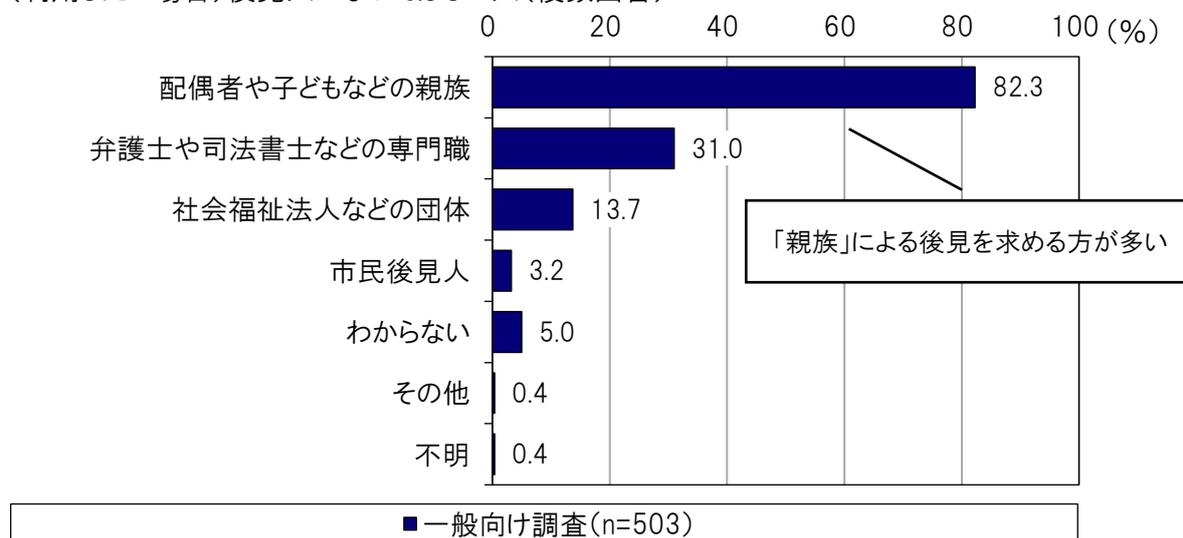


出典：第3次所沢市地域福祉計画策定に関する市民意識調査

## ②成年後見人受任者についての意向

成年後見制度を利用する場合に、後見人になってほしい人は、「配偶者や子どもなどの親族」が82.3%と、親族による後見を求める声が多くなっています。

■(利用したい場合)後見人になってほしい人(複数回答)



出典：第3次所沢市地域福祉計画策定に関する市民意識調査

成年後見制度を「利用したくない」又は「わからない」と回答した人の理由として、「制度名は知っているが、内容は知らない」という層や「制度名も内容も知らない」という層では「制度の内容や利用方法がよくわからない」が高くなっています。

■(利用したくない又はわからない人) その理由(複数回答)\*

単位:%	n(人)	制度の内容や利用方法がよくわからない	制度を利用する際の手続きが複雑そうである	他人に財産管理を任せるときに抵抗がある	利用するための費用(経済的負担)がかかる	制度を利用せずに配偶者や子どもなどの親族に任せたい	特に理由はない	その他	不明
成年後見制度の認知度別									
全体	1,117	38.4	19.2	34.7	13.2	49.0	8.0	3.8	4.1
よく知っている	152	2.0	12.5	30.3	9.2	65.8	9.9	8.6	3.9
制度名は知っているが、内容は知らない	612	40.4	22.2	37.6	14.7	52.5	5.9	3.8	3.8
制度名も内容も知らない	315	53.0	17.5	32.7	13.0	34.0	11.4	1.9	4.1

出典：第3次所沢市地域福祉計画策定に関する市民意識調査

\* 回答結果は有効サンプル数に対するそれぞれの回答数の割合を小数点第2位で四捨五入しています。また、クロス集計分析結果表の分析軸に「不明」回答がある場合は表示していません。

## 第3章 計画のめざす姿と施策の展開

基本方針	施策目標	主な取り組み	
<p>《基本理念》 支え合っ 心を大切に 自分らしく 暮らせる みんなのまち</p>	<p>誰もが意思を尊重され、権利が守られる環境づくり</p>	<p><b>施策目標1</b></p> <p>成年後見制度の周知・啓発</p>	<p>(1)わかりやすい講演会・講座の開催            (2)講演会や相談会の実施に対する支援            (3)広報活動の推進            (4)早期の支援につなげるための相談先のPR</p>
	<p>誰もが意思を尊重され、権利が守られる環境づくり</p>	<p><b>施策目標2</b></p> <p>利用しやすい環境整備と担い手の支援</p>	<p>(1)親族後見人の支援            (2)市民後見人候補者の育成・活用            (3)日常生活自立支援事業                「あんしんサポートねっと」との連携            (4)法人後見人の支援            (5)成年後見制度の利用支援</p>
	<p>誰もが意思を尊重され、権利が守られる環境づくり</p>	<p><b>施策目標3</b></p> <p>地域連携ネットワークの整備</p>	<p>(1)支援が必要となる方の早期発見・支援の仕組みづくり            (2)後見人支援機能の強化            (3)関係団体との連携</p>

## 1 基本理念（第3次所沢市地域福祉計画）

支え合う心を大切に  
自分らしく暮らせるみんなのまち

（詳細は p.30 をご覧ください）



## 2 基本方針（所沢市成年後見制度利用促進基本計画）

誰もが意思を尊重され、権利が守られる環境づくり

### 【施策目標1】成年後見制度の周知・啓発

市民が成年後見制度を正しく理解できるよう、やさしく、わかりやすい資料の提供に努めるとともに、様々な媒体を活用した情報提供を推進します。

また、必要な時に必要な制度を選択できるように、制度に対する理解促進を図るとともに、元気なうちから利用に備える意識づくりを進めます。

### 【施策目標2】利用しやすい環境整備と担い手の支援

今後の利用者拡大に向けて、市内相談窓口の利用促進を図るとともに、親族後見に伴う支援の強化など、市民ニーズに即した事業の充実を図ります。

また、利用者がメリットを実感できるよう、意思決定支援や身上保護を重視し、多様な選択に向けた担い手の育成、受任後における相談機能の構築を進めます。

### 【施策目標3】地域連携ネットワークの整備

権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるために、地域の見守り体制と各種相談窓口等とのネットワーク体制を構築し、チームによる円滑な支援をめざします。

# 施策 目標 1

## 成年後見制度の 周知・啓発

基本方針  
誰もが意思を尊重され、  
権利が守られる環境づくり

### 施策目標

- 1 成年後見制度の周知・啓発
- 2 利用しやすい環境整備と担い手の支援
- 3 地域連携ネットワークの整備

### ●現状・これまでの主な取り組み

法定後見制度・任意後見制度などの成年後見制度の基本的な仕組みを学ぶ機会として、市民向け講演会や出前講座を実施しています。

また、士業<sup>112</sup>団体による講演会や相談会の実施を支援しています。

制度の周知・利用促進に向けては、広報ところざわやホームページ、ところざわほっとメール<sup>113</sup>等において、制度や講演会等の周知を行っているほか、市民ワークショップの開催のほか、制度のパンフレットや福祉の相談窓口<sup>114</sup>の案内チラシ等を作成・配布しています。



市民向け講演会

### ●課題

市民アンケートでは、約8割の方が制度の内容を知らないと回答していることから、制度の意義や、どのような場合に制度が役に立つかといったことなど、具体的にわかりやすく説明する機会を作っていくとともに、若い世代も含めた幅広い世代への周知方法を工夫する必要があります。他方、年代や立場など、対象者別にターゲットを絞った周知も必要です。なお、成年後見制度自体の難しいイメージや手続きの複雑さなど、市民にとって身近な制度となっていないことがうかがえることから、周知にあたっては仕組み等をやさしく表現することが必要です。

また、最高裁判所が示す法定後見制度の利用状況では、「保佐」や「補助」など軽度の方が利用に至っていないことから、制度の仕組みが正しく理解されるような取り組みが必要です。

112 専門性の高い国家資格のうち、成年後見制度においては、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士などを指すことが多い。

113 p.6 参照

114 p.6 参照

## ●取り組みの方向性

誰もが成年後見制度を正しく理解できるよう、引き続き市民ニーズを踏まえたわかりやすい制度の周知に努めます。また、支援が必要な人が適切な制度利用に結びつくよう、情報提供や理解促進につながる機会の充実を図ります。

### 主な取り組み

#### (1) わかりやすい講演会・講座の開催

- ▶ 士業等専門職を講師とした講演会を開催し、後見業務の説明など、具体的なテーマにより、制度の周知を行います。
- ▶ 出前講座など、対話型の啓発事業を推進し、利用者の目線に立った内容で説明を行うことで、制度の利用促進を図ります。

#### (2) 講演会や相談会の実施に対する支援

- ▶ 士業団体による講演会や無料相談会など、制度に対する各種啓発事業の実施を支援します。

#### (3) 広報活動の推進

- ▶ 成年後見制度の周知啓発に向けたわかりやすいパンフレットを作成し、公共施設等に配架するほか、相談窓口、講演会、出前講座等、様々な機会 で配布・説明します。
- ▶ 事業や制度の周知にあたって、本市及び社会福祉協議会の広報紙やホームページに加え、メールや SNS などを活用した周知を行います。

#### (4) 早期の支援につなげるための相談先の PR

- ▶ 制度の利用に至っていない人が早期支援につながるよう、市内各所の相談窓口の周知を強化します。

## ●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
成年後見制度出前講座の受講者数	人	186	250	300
成年後見制度出前講座の実施回数	回	5	10	24
成年後見に関わる相談件数	件	644	750	800

教えて！

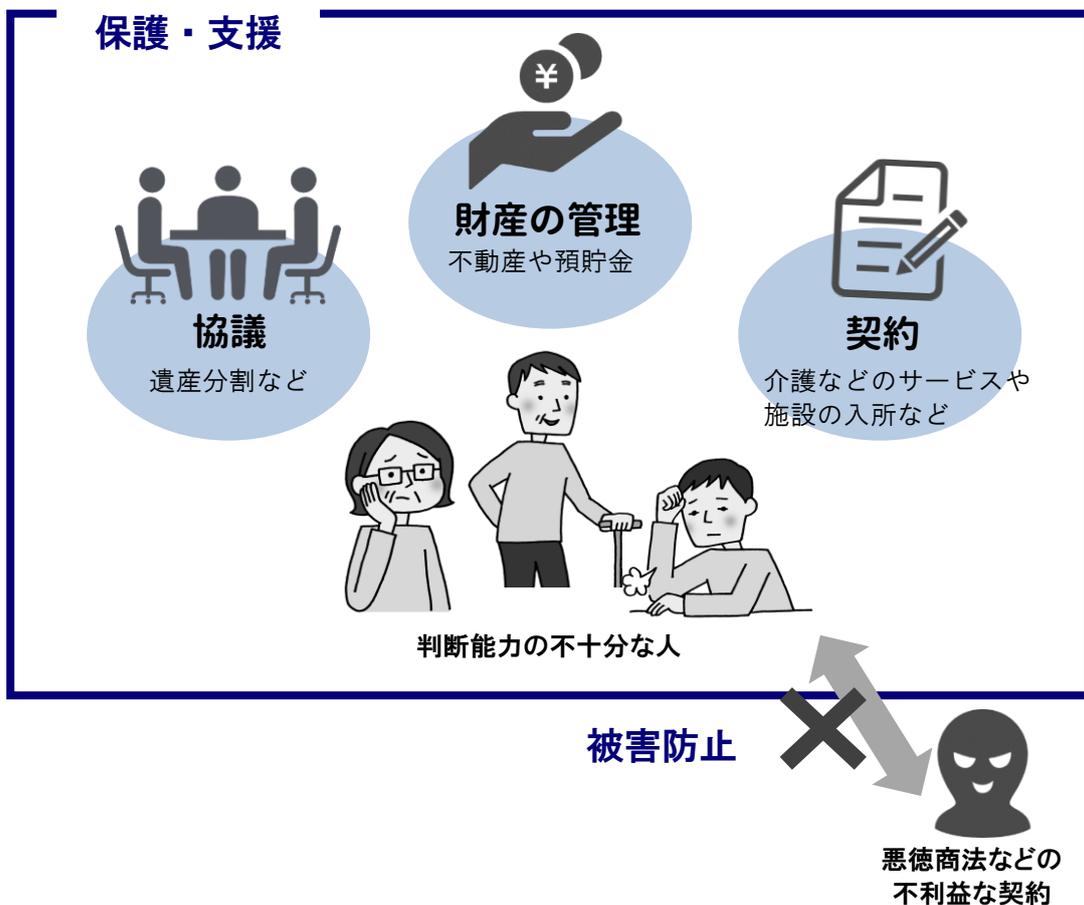
## 成年後見制度は、どんな人が利用するの？

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が不十分な方（本人）の権利を守る支援者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法律面、生活面で支援する制度です。

成年後見人等は、福祉サービスの利用や入所・入院の契約又は不動産や預貯金などの財産管理の代理・補助により本人の権利と暮らしを守ります。

- ・頼れる親族がおらず物忘れも増えてきた。今後の財産管理が心配。
  - ・悪質業者から連絡があり騙されそうになった。今後も騙されないか心配。
  - ・成年後見人が相談にのってくれて、サポートを受けながら今までどおり地域生活を続けることができた。
  - ・書類手続きや契約など一人では難しかったことを成年後見人がちゃんとやってくれるから安心。
- ……など、様々な場面で成年後見制度が活用されています。

■成年後見制度とは

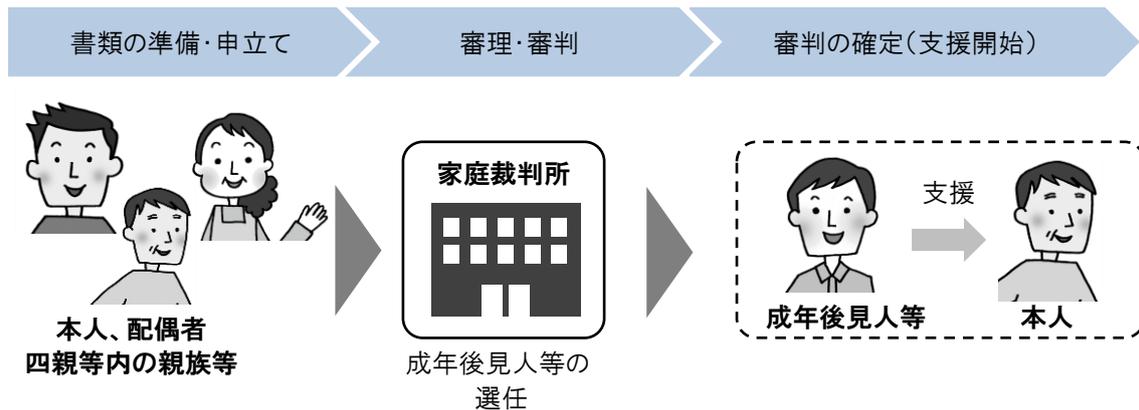


## 法定後見制度はどんな制度？

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります（p.68 参照）。

法定後見制度は、既に判断能力が不十分な時に、申立てにより家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度です。

### ●法定後見制度の手続きの流れ

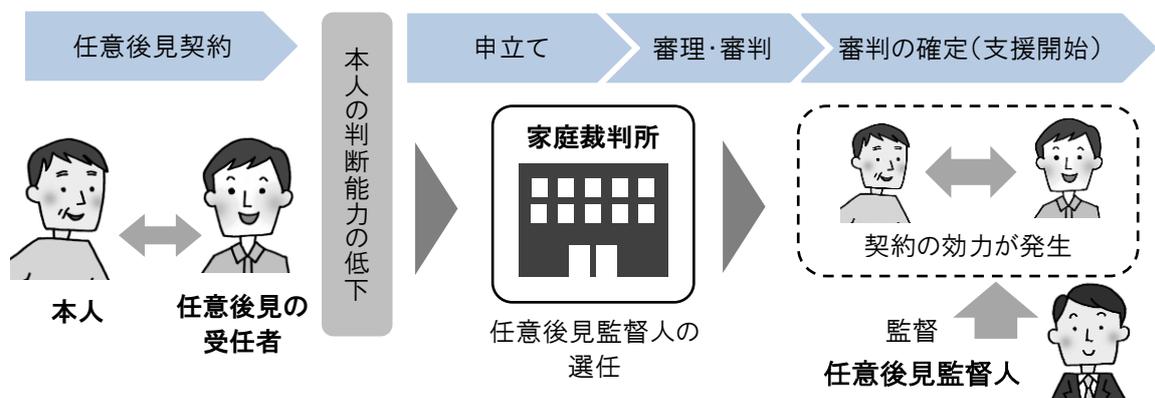


## 任意後見制度はどんな制度？

法定後見制度と異なり、本人が十分な判断能力があるうちに、自ら選任した代理人と契約を結んでおくことができるのが、任意後見制度です。

任意後見制度のメリットとして、任意後見人を誰にするか、どんなことをしてもらうか、本人があらかじめ決めておくことで、本人の希望に沿った適切な保護・支援をすることが可能です。

### ●任意後見制度の手続きの流れ



## 施策 目標 2

# 利用しやすい環境整備と 担い手の支援

基本方針  
誰もが意思を尊重され、  
権利が守られる環境づくり

### 施策目標

- 1 成年後見制度の周知・啓発
- 2 **利用しやすい環境整備と担い手の支援**
- 3 地域連携ネットワークの整備

### ●現状・これまでの主な取り組み

制度を必要とする方が適切に利用できるよう、成年後見制度に関する相談窓口として、こどもと福祉の未来館に福祉の相談窓口<sup>115</sup>を開設しました。ここでは成年後見センター機能として、制度の利用支援、市民後見人<sup>116</sup>の育成のほか、士業<sup>117</sup>等専門職による無料相談会や関係機関を対象とした研修会などを実施しています。



福祉の相談窓口

このほか、市役所関係各課や保健センター、地域包括支援センター<sup>118</sup>、基幹相談支援センター等、様々な窓口でも制度の相談を受け付けています。

### ●課題

市民アンケートでは、自分の判断能力が不十分になった場合について、親族による後見を求める方が多く、親族後見に関する支援が必要となります。

また、高齢化等により、成年後見制度を必要とする方の増加が予測される中、親族がいても成年後見人等になることができないケースなどを含め、多様なニーズに対応できる基盤づくりとして、市民後見人などの担い手の更なる育成や活用、受任後も安心して業務を行うためのサポートが求められています。

高齢化等により対象者が増えているにも関わらず、利用が伸び悩んでおり、利用促進に向けて関係者・関係機関等との連携を強化するとともに、受任者調整機能<sup>119</sup>の整備について検討していく必要があります。

115 p.6 参照  
116 p.6 参照  
117 p.80 参照  
118 p.5 参照

119 利用者がメリットを実感できないような成年後見人等の選任が起こることを防ぐための機能。中核機関（p.88 参照）が中心となり、本人にとって適切な候補者のイメージを家庭裁判所と共有し、適切な成年後見人等の選任がなされるように調整を図ることが望ましいとされている。

## ●取り組みの方向性

制度利用の需要増加が見込まれる中、利用する方が多様な選択ができ、安心して制度を利用できるよう、相談窓口の充実や親族後見の支援に取り組みます。

また、成年後見人等の担い手として市民後見人の育成を行い、家庭裁判所より選任された後も安心して後見業務を行えるようサポートします。

市長申立て<sup>120</sup>や報酬助成制度により、成年後見制度が必要となる方に対する支援を的確に行います。

### 主な取り組み

#### (1) 親族後見人の支援

- ▶ 親族による支援の促進に向け、実例等を交えて制度の周知啓発を行います。また、親族後見人に対する支援として、相談対応や親族後見人相互の情報共有に向けた仕組みづくりに努めます。

#### (2) 市民後見人候補者の育成・活用

- ▶ 市民後見人候補者の育成・活用を推進し、関係機関等と受任に向けた調整を行います。

#### (3) 日常生活自立支援事業「あんしんサポートねっと」<sup>121</sup>との連携

- ▶ 福祉の相談窓口において、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援を目的とした、日常生活自立支援事業とともに業務を掌握し、成年後見制度への移行を含めた多様な選択をスムーズに進めます。

#### (4) 法人後見人の支援

- ▶ 法人後見業務を担う NPO 法人等との定期的な情報交換会を開催し、土業アドバイザー等による課題解決に向けた支援を行います。

#### (5) 成年後見制度の利用支援

- ▶ 本人や親族等が家庭裁判所に申立てを行うことが困難な場合、市長により成年後見人等の選任の申立てを行います。その際、成年後見人等の報酬に係る費用負担が困難な場合、適切な助成を行います。

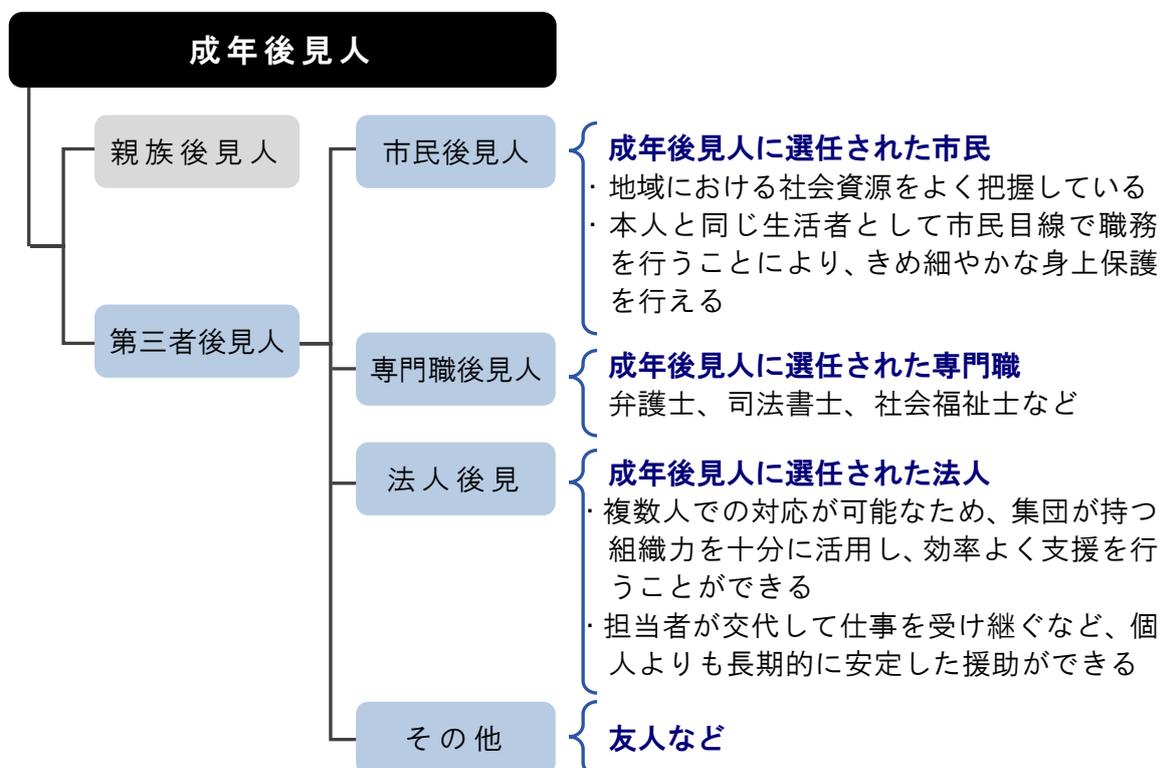
## ● 取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
親族後見の利用者数	人	161	200	230
市民後見人 <sup>122</sup> の選任	人	0	1	2
「あんしんサポートねっと」 <sup>123</sup> の利用者数	人	42	45	50
市長申立て <sup>124</sup> 実施件数	件	23	27	30

## 様々な人が成年後見人になることができます

成年後見人には、家族などの親族後見人のほか、第三者である弁護士や司法書士等が就任する専門職後見人、社会福祉協議会や、NPO 法人などの法人が就任する法人後見などがあります。

これらに加えて新たな担い手として期待されているのが市民後見人です。市民後見人とは、各自治体が実施する養成研修を受講し、成年後見制度に関する一定の知識を身につけた市民の中から、家庭裁判所より成年後見人に選任された人のことです。本人と同じ地域で生活している市民であるため、地域における社会資源をよく把握しており、また、市民目線で職務を行うことにより、きめ細やかな身上保護を行うことができます。



122 p.6 参照  
123 p.87 参照  
124 p.87 参照

## 日常生活自立支援事業「あんしんサポートねっと」

「あんしんサポートねっと」は埼玉県社会福祉協議会の委託により市の社会福祉協議会が行っている福祉サービス利用援助事業です。

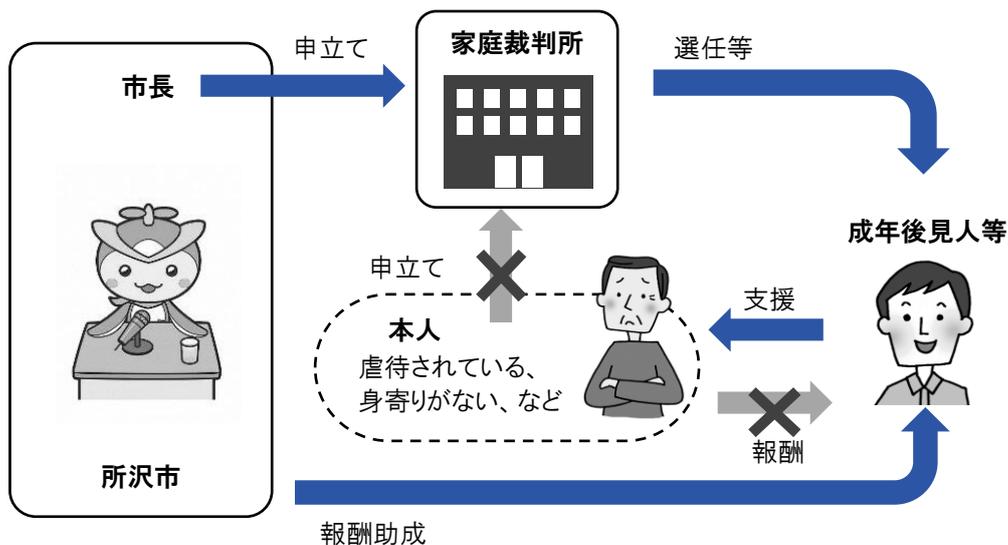
成年後見制度の利用には至らないが、判断能力が不十分になりつつある高齢者や、知的障害・精神障害の方などが安心して生活が送れるように、利用者と市の社会福祉協議会の契約によって定期的に自宅などに訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。



## 市長申立てと報酬助成

市長申立てとは、成年後見制度の利用が必要な状態にあるが、本人が申し立てられず、身寄りがない等の事情を抱えている場合に、市長が本人に代わって申し立てを行うことができる制度です。本人にとって最も適任だと思われる成年後見人等を家庭裁判所が選任します。

成年後見人等が本人の財産から報酬を受け取ることが難しい場合には、本市が報酬の全て又は一部を助成する制度もあります。



## 施策 目標 3

# 地域連携 ネットワークの整備

基本方針  
誰もが意思を尊重され、  
権利が守られる環境づくり

### 施策目標

- 1 成年後見制度の周知・啓発
- 2 利用しやすい環境整備と担い手の支援
- 3 地域連携ネットワークの整備

### ●現状・これまでの主な取り組み

国の基本計画により、権利擁護支援が必要な人の発見、早期の段階からの相談・対応体制の整備として地域連携ネットワークの整備が求められています。

本市では、成年後見人等に対する支援として、福祉の相談窓口<sup>125</sup>に日常的な相談体制を整備するとともに、市内福祉関係者向けの実務者研修会を実施しています。



実務者研修会

また、成年後見制度に伴う効果的な施策の推進に向け、所沢市成年後見制度推進検討委員会（審議会）を設置しました。

### ●課題

成年後見制度の利用を必要とする方の早期発見や見守りに向けて、市民・団体・関係機関が相互に連携し、情報の共有を図る地域連携ネットワーク体制の構築及びネットワークの運営の中核となる機関（中核機関）の設置が必要とされています。

この地域連携ネットワーク及び中核機関には、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能を段階的・計画的に整備することが求められています。

地域連携ネットワークの体制の構築にあたっては、後見業務を担う人や成年後見人等の候補者をチーム等で支える体制を検討する必要があります。また市や審議会、社会福祉協議会等により、中核機関の機能について具体的に検討し、本市としての位置づけ等を定めていく必要があります。

## ●取り組みの方向性

地域の住民・団体・関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、支援が必要な人を早期に発見し、支援につなげられるよう、地域連携ネットワークの構築に向けた体制づくりについて検討します。

また、既存の委員会との連携により、地域連携ネットワークの整備・運営等を担う、中核機関の設置を進めます。

### 主な取り組み

#### (1) 支援が必要となる方の早期発見・支援の仕組みづくり

- ▶ 福祉事務所や地域包括支援センター<sup>126</sup>などの相談支援機関が権利擁護を必要とする人を早期に発見し、その人の状況に応じて、法律・福祉・保健・医療・地域等の関係者が協力し、本人の意思や状況を継続的に把握しながら支援していきます。

#### (2) 後見人支援機能の強化

- ▶ 成年後見人等が抱える解決困難事例の対応について、土業<sup>127</sup>への相談などのバックアップを行うとともに、早期解決のための体制づくりを検討します。
- ▶ 専門的知見が必要な場合の専門職による支援体制や、専門職同士の相互支援機能の強化、成年後見人等の監督役となる家庭裁判所との連携体制の構築を進めます。

#### (3) 関係団体との連携

- ▶ 家庭裁判所との情報共有を図るほか、土業団体や金融関係団体、民間団体・NPO法人等との連携を進めます。

## ●取り組みを測る指標

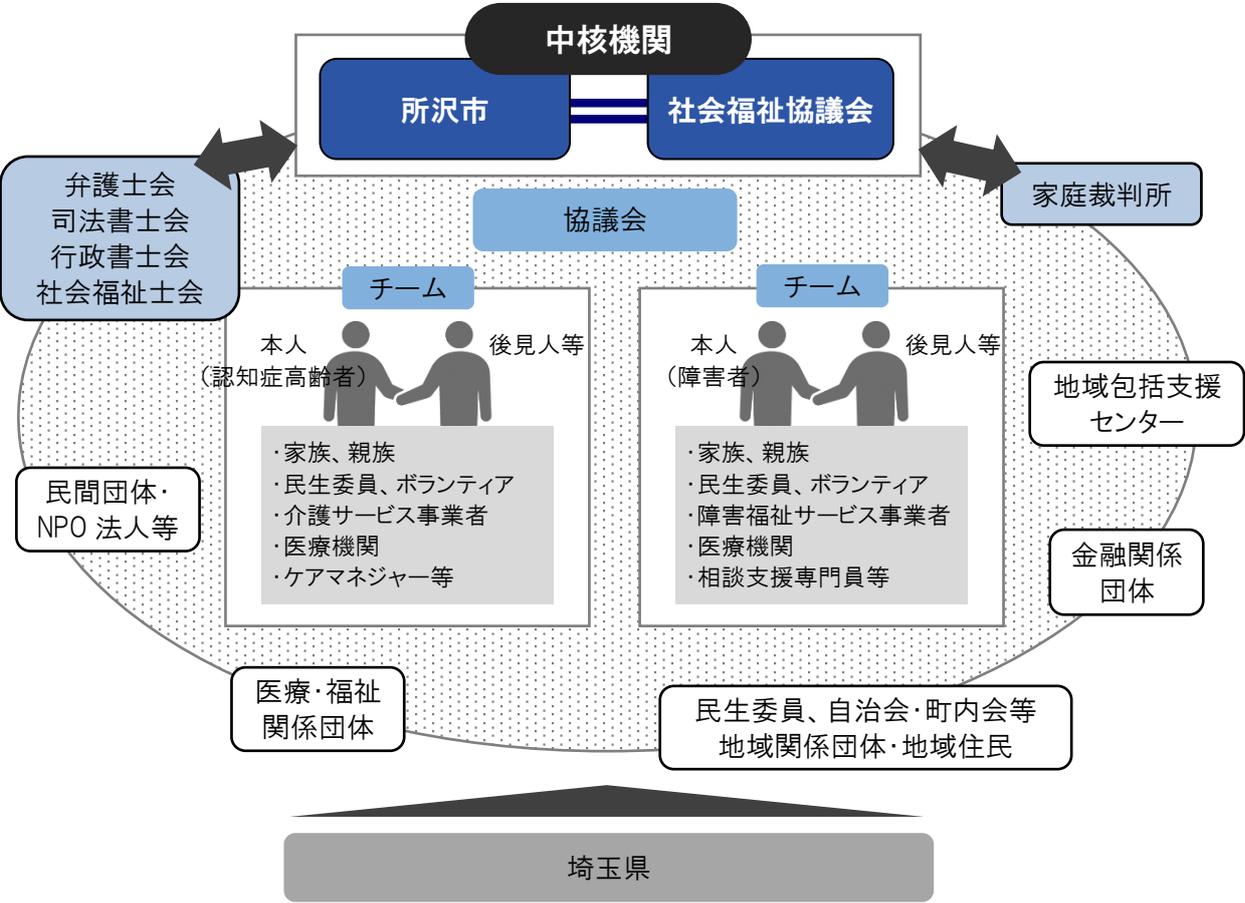
指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
中核機関の設置	なし	検討	設置	設置
専門職による無料相談における成年後見人等の相談回数	回	12	18	24

126 p.5 参照  
127 p.80 参照

## 【 地域連携ネットワークのイメージ図 】

地域連携ネットワークとは、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるように、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。



# 第4章 計画の推進

## 1 計画の推進にあたって

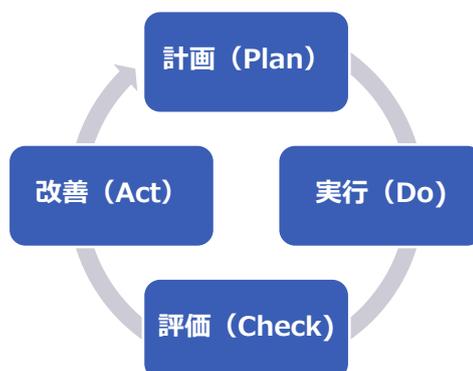
本計画における具体的な事業や取り組みを進めるにあたっては、地域連携ネットワークを構成する様々な関係団体、法人等が、それぞれに期待される役割を担い、協働・連携するとともに市がその推進・支援を行います。

## 2 計画の実現に向けて

### (1) 指標に基づく客観的な計画評価の実施

本計画において設定した目標値について、計画推進の目安として変化を把握し、取り組みの評価を行うとともに、推進に活用します。計画評価については、計画期間6年の半期にあたる3年ごとに実施します。

また、計画に基づく成年後見制度の利用を促進していくため、PDCA サイクルに基づく継続的な改善を図ります。



#### ●計画の推進

計画期間		計画(上半期)			計画(下半期)		
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
所沢市成年後見制度 推進検討委員会	計画 策定	実行・評価・改善			実行・評価・改善 次期計画検討		
		進捗状況の確認・検討			進捗状況の確認・検討		

## (2) 計画の推進体制

### ●所沢市成年後見制度推進検討委員会

計画の推進にあたっては、進捗状況や事業の方向性をチェックする評価・管理体制が必要です。

このため、進捗状況を報告し、市の施策・事業の評価結果も含めた現況確認や今後の推進方法、対策などについて総合的に検討・評価する第三者機関として、所沢市成年後見制度推進検討委員会を位置づけます。

## (3) 社会福祉協議会との連携

所沢市社会福祉協議会では、市から委託を受けた成年後見制度推進事業の中で、相談支援、制度の周知啓発などを実施しているほか、埼玉県社会福祉協議会からの委託による日常生活自立支援事業「あんしんサポートねっと」<sup>128</sup>や、法人として成年後見人を受任するなど、権利擁護事業に積極的に取り組んでいます。

成年後見制度の利用促進に向けて、市と所沢市社会福祉協議会は共通の目的を持ち、本計画を効果的に推進するため、定期的な情報交換を行いながら、引き続き連携を図っていきます。

---

128 p.87 参照

# 資料編

- 1 第2次所沢市地域福祉計画目標指標の進捗状況
- 2 第3次所沢市地域福祉計画及び所沢市成年後見制度利用促進基本計画の策定経過
- 3 所沢市地域福祉推進委員会条例及び委員名簿
- 4 所沢市庁内地域福祉推進連絡会議設置要綱及び委員名簿
- 5 所沢市成年後見制度推進検討委員会条例及び委員名簿
- 6 事務局名簿

## 1 第2次所沢市地域福祉計画目標指標の進捗状況

基本理念 互いの顔が見える、地域でみまもり支え合えるまち	基本方針	基本施策	取り組み	
	<b>I</b> 地域福祉の コミュニティづくり (人づくり・地域づくり)	1 相互理解・共生の推進	総合的な学習の時間における 福祉施設などとの交流	障害者週間記念事業
		2 地域における情報の 発信	メール配信事業	福祉掲示板の設置
		3 地域福祉活動の促進	市民活動支援事業	ボランティアコーディネーターの育成
		4 地域で活躍する人材の 育成	生涯学習ボランティア人材バンク事業	地域福祉サポーターの養成
	<b>II</b> 身近な地域に広がる ネットワークづくり (福祉サービス利用環境 の整備)	5 地域福祉の拠点整備	「(仮称)所沢市こどもと福祉の未来館」 の整備	地域サロンの開催
			所沢市コミュニティ活動推進事業	
			福祉の総合相談窓口の設置	
		6 総合的な相談体制の 構築	地域包括支援センター	障害者相談支援事業所
	7 見守り・支え合いの 仕組みづくり	高齢者みまもり相談員事業	ファミリーサポート事業	
	8 地域福祉を進める ネットワークの強化	地区社協の設置	民生委員・児童委員の充足	
	<b>III</b> 安心・安全に地域で 生活できる環境づくり (セーフティネットの 整備)	9 権利擁護の推進	成年後見制度における市長の審判請求	成年後見制度推進事業 (市民後見人候補者の養成)
			人権教育推進事業	
			生活困窮者自立促進支援事業	
10 生活困窮者の支援	ホームレスの自立支援として、市保健セン ターとの連携による生活相談・健康相談			
11 災害時の安心・安全の 仕組みづくり	福祉避難所の整備			

指標名	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R1年度実績(A)	R2年度目標値※1(B)	達成率(A/B)
総合的な学習の時間で福祉を取り上げている学校の割合	80.9% (47校中38校)	83.0% (47校中39校)	80.9% (47校中38校)	91.5% (47校中43校)	83.0% (47校中39校)	95.7% (47校中45校)	83.0%
参加者数(一日あたり)	414人	402人	361人	377人	332人	550人	60.4%
利用登録者数	12,140件	14,976件	18,658件	20,353件	23,106件	25,000件	92.4%
設置場所	69箇所	85箇所	109箇所	123箇所	126箇所	110箇所	114.5%
市民活動支援センター登録団体数・講座参加者数	129団体 ・413人	138団体 ・394人	138団体 ・484人	146団体 ・479人	147団体 ・397人	180団体 ・700人	81.7% ・56.7%
ボランティアコーディネーターの育成数(災害時を含む)	53人	56人	56人	65人	69人	75人	92.0%
人材バンク登録者件数・紹介件数	152件 ・104件	163件 ・99件	117件 ・80件	122件 ・59件	134件 ・83件	160件 ・110件	83.8% ・75.5%
地域福祉サポーターの育成数	80人	120人	158人	195人	225人	300人	75.0%
利用者満足度	- (建設中)	89%	80%	85%	86%	100%	86.0%
開催箇所数	47箇所	46箇所	52箇所	55箇所	62箇所	60箇所	103.3%
所沢市コミュニティ活動推進事業を活用した集会所などの整備の実施件数	5件	3件	3件	5件	5件	3件	166.7%
相談件数	- (開設前)	695件	9,229件	8,452件	9,494件	5,160件	184.0%
相談件数	24,536件	26,983件	28,904件	38,551件	44,239件	29,700件	149.0%
相談件数	7,589件	8,155件	9,064件	10,107件	11,175件	10,900件	102.5%
みまもり相談員利用世帯	515世帯	499世帯	423世帯	323世帯	232世帯	- (削除)	-
援助会員数	451人	472人	478人	487人	488人	640人	76.3%
設置数	2地区	4地区	13箇所※2	13箇所	14箇所	22箇所	63.6%
充足率	97.6% (482/494)	95.6% (474/496)	96.8% (480/496)	97.2% (482/496)	94.6% (469/496)	100.0%	94.6%
市長申立て実施件数	24件	28件	19件	15件	23件	30件	76.7%
養成講座修了者数	18名	18名	17名	16名	16名	17名	94.1%
人権教育に関する講座の参加者数	728人	873人	762人	799人	696人	775人	89.8%
生活困窮者のための相談支援事業の相談者数	333人	769人	820人	1,019人	1,119人	820人	136.5%
生活相談・健康相談の実施回数	2回	2回	2回	1回	1回	2回	50.0%
福祉避難所の整備箇所数(災害時における福祉避難所施設利用に関する協定締結件数)	15件	15件	15件	18件	18件	18件	100.0%

(※1) 第2次計画策定後、社会情勢の変化や取り組みの進捗状況等により目標値の修正を行った指標があるため、計画書記載の目標値とは異なる場合がある。

(※2) 地域づくり協議会に設置される福祉部会等が地区社協としての役割を担うことも想定されることから、平成29年度より地区社協の機能を担う団体の設置箇所数に変更。

## 2 第3次所沢市地域福祉計画及び所沢市成年後見制度利用促進基本計画の策定経過

	日程	会議の名称等	内容
平成30年	4月10日	第2次所沢市地域福祉計画前期評価及び提言書を所沢市長へ提出	・改正社会福祉法を踏まえた計画策定を提言
	7月6日	第1回 所沢市地域福祉推進委員会	・第2次地域福祉計画進捗状況の確認
	10月19日	第2回 所沢市地域福祉推進委員会	・第3次地域福祉計画策定の方向性の検討 ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画の研究
平成31年・令和元年	2月2日	地域福祉みらいフォーラム（シンポジウム）	・基調講演「楽しもう！つながろう！ユニバーサルスポーツ」 ・ユニバーサルスポーツ体験会
	2月7日	第3回 所沢市地域福祉推進委員会	・障害者支援計画の研究
	6月7日	第1回 所沢市地域福祉推進委員会	・第2次地域福祉計画進捗状況の確認 ・市民アンケートの検討
	9月30日 ～ 10月25日	第3次所沢市地域福祉計画策定に関する市民意識調査（市民アンケート）	・市民5,000名を無作為抽出し実施（調査の概要はp.22参照）
	11月22日	第2回 所沢市地域福祉推進委員会	・市民アンケートの報告（速報値）
令和2年	2月13日	第1回 所沢市成年後見制度推進検討委員会	・成年後見制度利用促進基本計画策定方針の検討 ・策定スケジュールの確認
	5月7日	第1回 所沢市地域福祉推進委員会	・第3次地域福祉計画骨子案の検討
	5月27日	第1回 所沢市庁内地域福祉推進連絡会議	・策定スケジュールの確認 ・第3次地域福祉計画の位置づけの検討
	6月22日	第2回 所沢市庁内地域福祉推進連絡会議	・第2次地域福祉計画進捗状況の確認 ・第3次地域福祉計画体系案の検討
	7月8日	第2回 所沢市地域福祉推進委員会	・第2次地域福祉計画進捗状況の確認 ・第3次地域福祉計画体系案の検討
	7月29日	第1回 所沢市成年後見制度推進検討委員会	・成年後見制度利用促進基本計画体系案の検討
	8月25日	第3回 所沢市庁内地域福祉推進連絡会議	・第3次地域福祉計画素案の検討
	10月14日	第1回 所沢市地域福祉推進委員会作業部会	・第3次地域福祉計画素案の検討
	11月6日	第3回 所沢市地域福祉推進委員会	・第3次地域福祉計画素案の検討
	11月20日	第2回 所沢市成年後見制度推進検討委員会	・成年後見制度利用促進基本計画素案の検討
	12月11日	第4回 所沢市庁内地域福祉推進連絡会議	・第3次地域福祉計画素案の検討
12月22日	第4回 所沢市地域福祉推進委員会	・第3次地域福祉計画素案の検討	
令和3年	1月15日 ～ 2月4日	パブリックコメント手続の実施	・個人5名、1団体から計37件のご意見
	3月30日	第5回 所沢市地域福祉推進委員会	・パブリックコメント手続の結果報告

### 3 所沢市地域福祉推進委員会条例及び委員名簿

#### (1) 所沢市地域福祉推進委員会条例

(設置)

第1条 所沢市地域福祉計画（以下「計画」という。）の円滑な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、所沢市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗管理及び評価に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 地域福祉に関する活動を行う者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## (2) 所沢市地域福祉推進委員会 委員名簿

(敬称略)

(●は委員長、○は副委員長)

氏名	所属等	備考
中島 修(●)	文京学院大学	現委員
大島 隆代	早稲田大学	現委員
高柳 進	所沢市自治連合会	現委員
三好 尉史	所沢市障害者施策推進協議会	現委員
根本 明子	所沢市高齢者福祉計画推進会議	現委員
田中 保子	地域包括支援センター	現委員
赤坂 悦(○)	所沢市民生委員・児童委員連合会	現委員
原 紘一	所沢市成年後見制度推進検討委員会	現委員
小松 君恵	所沢市子ども・子育て会議	現委員
佐藤 佳岳	所沢市小中学校校長会	現委員
中川 博之	NPO 法人市民後見いきいき Net 所沢	現委員
梅本 晶絵	社会福祉法人所沢市社会福祉協議会	現委員
飛田 裕子	一般公募	現委員
新井 むつ子	一般公募	現委員
長谷部 賢司	一般公募	現委員
岡村 英雄	NPO 法人日本地域福祉研究所	H30.5.31 まで
石渡 博幸	所沢市障害者施策推進協議会	R1.9.30 まで
清水 路子	地域包括支援センター	R2.5.31 まで
西川 達男	埼玉県所沢児童相談所	H31.3.31 まで
遠藤 和幸	埼玉県所沢児童相談所	R2.5.31 まで
一ノ瀬 麻子	所沢市 PTA 連合会	H30.9.30 まで
伊藤 伸	所沢市 PTA 連合会	R1.9.30 まで
安田 義広	所沢市 PTA 連合会	R2.5.31 まで
柴井 せん	所沢市ボランティア連絡協議会	R2.5.31 まで
神武 恭子(○)	NPO 法人バリアフリー・アートの会 わーくぽけっと	R2.5.31 まで
岡村 淳子	社会福祉法人所沢市社会福祉協議会	H31.3.31 まで
我妻 明	一般公募	R2.5.31 まで
渡辺 正晴	一般公募	R2.5.31 まで
安田 有志	一般公募	R2.5.31 まで



所沢市地域福祉推進委員会の様子

## 4 所沢市庁内地域福祉推進連絡会議設置要綱及び委員名簿

### (1) 所沢市庁内地域福祉推進連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 地域福祉に関連する各分野の情報共有及び取組の効果的な運用を図るため、所沢市庁内地域福祉推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について検討及び調整を行う。

- (1) 地域福祉に関連する各分野の情報共有に関すること。
- (2) 各分野における取組のより効果的な運用に関すること。
- (3) 地域福祉計画の素案の策定に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員長は福祉部次長を、副委員長は福祉部福祉総務課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 連絡会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、連絡会議の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、福祉部地域福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、委員長が連絡会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日）

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和2年3月6日要綱）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部次長
経営企画部経営企画課長
総務部危機管理課長
市民部地域づくり推進課長
福祉部福祉総務課長
福祉部生活福祉課長
福祉部障害福祉課長
福祉部高齢者支援課長
福祉部介護保険課長
こども未来部こども政策課長
健康推進部保健医療課長
学校教育部学校教育課長

（2）所沢市市内地域福祉推進連絡会議 委員名簿

（●は委員長、○は副委員長）

氏名	所属等
並木 和人(●)	福祉部次長
市川 勝也	経営企画部経営企画担当参事
日高 義行	総務部危機管理課長
田中 廣美	市民部地域づくり推進課長
淵江 弘行(○)	福祉部福祉総務課長
荻野 亨	福祉部生活福祉担当参事
森田 悟	福祉部障害福祉課長
田中 浩文	福祉部高齢者支援課長
岸 克実	福祉部介護保険担当参事
瀧澤 恵	こども未来部こども政策課長
小澤 一良	健康推進部保健医療課長
関根 祐一	学校教育部次長兼学校教育課長

## 5 所沢市成年後見制度推進検討委員会条例及び委員名簿

### (1) 所沢市成年後見制度推進検討委員会条例

(設置)

第1条 本市における成年後見制度（以下「制度」という。）の利用の推進並びに後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる者の育成等を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、所沢市成年後見制度推進検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 制度の利用の推進に関すること。
- (2) 後見人等の人材の育成及び確保に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 所沢市民生委員・児童委員連合会の代表者
- (3) 市の職員のうちから市長が指名する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## (2) 所沢市成年後見制度推進検討委員会 委員名簿

(●は委員長、○は副委員長)

氏名	所属等	備考
中島 修(●)	文京学院大学	現委員
笹原 文男(○)	社会福祉士	現委員
近藤 宏一	弁護士	現委員
高野 香	司法書士	現委員
原 紘一	行政書士	現委員
竹内 もみ	地域包括支援センター	現委員
黛 浩一郎	社会福祉法人所沢市社会福祉協議会	現委員
並木 和人	福祉部次長	現委員
荻野 亨	福祉部生活福祉担当参事	現委員
森田 悟	福祉部障害福祉課長	現委員
田中 浩文	福祉部高齢者支援課長	現委員
小川 和彦	健康推進部保健センター健康管理課長兼健康管理課こころの健康支援室長	現委員
新井 浩巖	福祉部高齢者支援課長	R2.3.31 まで
山崎 英雄	健康推進部保健センター健康管理課主幹兼健康管理課こころの健康支援室長	R2.3.31 まで
松井 優子	健康推進部保健センター健康管理課主幹兼健康管理課こころの健康支援室長	R3.1.31 まで

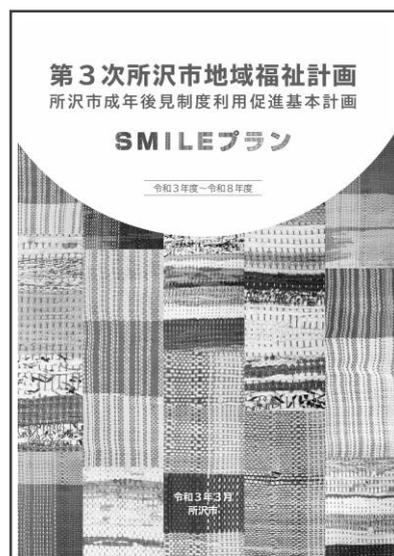
## 6 事務局名簿

所属等	氏名
福祉部長	植村 里美(H31.3.31 まで)
福祉部長	瀬能 幸則
福祉部次長	並木 和人
福祉部地域福祉センター長	大出 久美
福祉部地域福祉センター主査	遠藤 康代
福祉部地域福祉センター主任	平井 孝浩(R2.3.31 まで)
福祉部地域福祉センター主任	鹿島 裕太
福祉部地域福祉センター主任	戸塚 渉輔

## ●表紙デザインについて●

生活介護事業所である所沢市立プロペラの協力により、さをり織り・さき織りの作品をモチーフに作成しました。

これらの色鮮やかな手織物は、縦と横の糸が支え合っており、本市の地域福祉計画が第1次計画から継承する“支え合い”の理念に通じるものであることから、計画冊子の表紙に活用させていただいたものです。



---

## 第3次所沢市地域福祉計画

### 所沢市成年後見制度利用促進基本計画

---

令和3年3月

発行：所沢市福祉部地域福祉センター

〒359-1112 埼玉県所沢市泉町1861番地の1

所沢市こどもと福祉の未来館内

TEL 04-2922-2115

FAX 04-2922-2195

E-mail [b29222115@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:b29222115@city.tokorozawa.lg.jp)

URL <https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>

---

第3次所沢市地域福祉計画  
所沢市成年後見制度利用促進基本計画  
SMILEプラン

所沢市

